

平成22年3月4日（木曜日）

○出席議員（19名）

1番	南 昭 榮	議員	11番	上 見 健 一	議員
2番	笹 川 広 美	議員	12番	宮 本 空 伸	議員
3番	諏 訪 良 一	議員	13番	若 狭 明 彦	議員
4番	堀 江 健 爾	議員	14番	岩 井 礼 二	議員
5番	宮 下 為 幸	議員	15番	西 村 秀 博	議員
6番	亀 野 富二夫	議員	16番	坂 井 幸 雄	議員
7番	甲 部 昭 夫	議員	17番	小 坂 博 康	議員
8番	藤 本 一 義	議員	19番	作 間 七 郎	議員
9番	古 玉 栄 治	議員	20番	杉 本 平 治	議員
10番	武 田 純 一	議員			

○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	土木建設課長	出 雲 修
副 町 長	小 山 茂 則	農 林 課 長	表 辰 祐
教 育 長	池 島 憲 雄	上下水道課長	長谷川 良 次
参事兼総務課長	永 源 勝	福 祉 課 長	坂 井 信 男
参事兼監理課長	澤 賢 造	保健環境課長	大 森 一 義
参事兼住民課長	小 林 玉 樹	会 計 課 長	松 栄 哲 夫
企 画 課 長	広 瀬 康 雄	教 育 文 化 課 長	堀 内 浩 一
情 報 推 進 課 長	澤 伸 一	生 涯 学 習 課 長	吉 田 外 喜 夫
税 務 課 長	大 村 義 一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

// 北 原 奈 緒 美

○議事日程(第1号)

平成22年3月4日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

・議案第2号～議案第32号

提案理由説明

午前10時00分 開会

### ◎開 議

○議長（藤本一義議員） おはようございます。

ただ今の出席議員数は19名です。定足数に達しております。

ただ今から、平成22年第2回中能登町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

昨年12月定例会において可決されました、悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書、新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書、農山漁村の多面的な機能を維持する施策の推進を求める意見書、平成22年度予算の年内編成を求める意見書、高速道路原則無料化の撤回を求める意見書及び永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書、以上6件は内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出をいたしておりますので、ご了承願います。

加えて、地方自治法第121条の規定による、本会議に出席する者を、別紙の説明員職氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（藤本一義議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、16番 坂井幸雄議員、17番 小坂博康議員を指名いたします。

### ◎会期の決定

○議長（藤本一義議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの16日間とすることに決定いたしました。

### ◎議案の一括上程

○議長（藤本一義議員） 日程第3 議案の一括上程

議案第2号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例について

議案第3号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について

議案第4号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第8号 中能登町公民館条例の一部を改正する条例について

議案第9号 中能登町ふるさと創修館条例の一部を改正する条例について

議案第10号 中能登町ふるさと交流センターを廃止する条例について

議案第11号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第12号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例について

議案第13号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第14号 中能登町ハウス村条例の一部を改正する条例について

議案第15号 中能登町上布会館条例の一

部を改正する条例について

議案第 16 号 平成 21 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 17 号 平成 21 年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第 18 号 平成 21 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第 19 号 平成 21 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第 20 号 平成 21 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第 21 号 平成 21 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第 22 号 平成 21 年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第 23 号 平成 22 年度中能登町一般会計予算

議案第 24 号 平成 22 年度中能登町老人保健特別会計予算

議案第 25 号 平成 22 年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 26 号 平成 22 年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第 27 号 平成 22 年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第 28 号 平成 22 年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第 29 号 平成 22 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第 30 号 平成 22 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第 31 号 平成 22 年度中能登町水道事業会計予算

議案第 32 号 町道路線の認定について

以上、議案 31 件を一括議題といたします。

町長から議案について、提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、平成 22 年第 2 回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、先の 2 月 21 日に中能登町合併 5 周年記念式典を開催いたしました折には、議員各位をはじめ大変多くの皆様方のご出席をいただき誠にありがとうございました。

中能登町も新たな町制を施行して 6 年目に入りました。

先の式典において、来賓の皆様方から中能登町は合併の模範生であるとの、大変、高い評価を受けることができました。

また、石川県知事から寄せられた祝辞の中でも、町民の「融和」を積極的に努めたことや、町民一丸となって「ふるさと ふれあい心を育む中能登町」を基本理念とした「住み良い町づくり」の推進などが、特に評価されました。

このことは、議員各位はもとより町民の皆様方お一人お一人のご尽力によるものと感謝申し上げます。

さて、その式典の祝辞の中にもありましたが、現在、政府与党は地方分権から一歩進んだ地方主権を推進しています。

この地方主権とは、地方は地方の考え方と判断で、自らの自治体運営を行っていくということでもあります。

また、総務省は、地域資源の有効活用と情報通信技術の新たな活用を盛り込んだ「原口ビジョン」を策定し、推進しています。

特に、このビジョンでは「緑の分権改革」推進プラン、地域からの成長戦略が掲げられており、それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民や各種団体の皆様方との連携で創り上げることにより、その絆を再構築し、もって「地域の自給力と富を創造する力を高める地域主権型社会」への転換が求められております。

皆様ご存知のとおり、中能登町には歴史や文化、伝統産業等に裏打ちされた数多くの地域資源があります。

平成 22 年度の中能登町予算は、こうした国の大きな政策の流れの中であって、現に生活している町民の皆様方が不安を感じるものの無い、安全な地域社会を確立するとともに、安心して明るく働ける雇用の機会を確保し、個性ある地域社会を推進していき、住んで良かったと思える町、住みやすいまちづくりを推進していきますので、今後とも皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、定例会に提出いたします議案について、順次ご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、議案第 2 号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、中能登町での特別功労者や功労者表彰の選考基準を明確にし、中能登町の最高位の表彰として町民の皆様方の励みとなるよう、改正するものであります。

次に、議案第 3 号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、ケーブルテレビ放送の多チャンネルプランの追加により、放送サービスの充実を図るものであります。

次に、議案第 4 号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、人事院勧告により、週 40 時間労働を、週 38 時間 45 分労働に改めるものであり、これにより役場の開庁時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分となるもので、平成 18 年 7 月以前の閉庁時間にもどす改正であります。

次に、議案第 5 号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例も、人事院勧告に基づき、育児短

時間勤務を取得する職員の期末・勤勉手当の年間支給割合の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 6 号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例も、人事院勧告に基づき、期末・勤勉手当の支給割合を減額するとともに、労働基準法の改正に伴う、超過勤務手当での見直しや、超過勤務の代休時間に関する改正を行うものであります。

次に、議案第 7 号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、平成 22 年 9 月 1 日より「ごみ袋」を、大中小それぞれ 10 円値上げする改正であります。

これは、昨今の原油等資材の高騰による収集運搬委託費の増加など、ゴミの収集から処理に至る費用については、多額の一般財源が必要なことから、町民の皆様方にも負担をお願いするとともに、ゴミの減量化とリサイクルへの理解を深めていただくものであります。

次に、議案第 8 号 中能登町公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、鳥屋公民館機能をふるさと創修館内に移すものであります。

次に、議案第 9 号 中能登町ふるさと創修館条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例も、先の条例と同じく鳥屋公民館機能をふるさと創修館に移し、施設使用料等を明確に区分する改正であります。

次に、議案第 10 号 中能登町ふるさと交流センターを廃止する条例についてであります。

この条例は、行政改革の一環として、ふるさと交流センターを社会福祉法人に管理移管し、障害者の自立施設として活用するため、ふるさと交流センターとしての利用を廃止す

るものであります。

次に、議案第 11 号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例も、行政改革の一環として、原油等の高騰により維持管理費に多額の経費が発生しているため、利用料金を見直すものであります。

次に、議案第 12 号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例につきましても、行政改革の一環として、経常的に採算性を大幅に割り込んでいる事に加え、特に近年は原油高騰の影響や石川県で定めた公衆浴場入浴料金統制額の指定金額との開きがありますので、料金の見直しを行うものであります。

次に、議案第 13 号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入額が年々増大していることから、一部の税率等を見直すものであります。

次に、議案第 14 号 中能登町ハウス村条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例も、行政改革の一環としてハウス村を農業者等に継続的に利用させることにより、農産物の産地育成や農家の生産技術向上を図りたいものであります。

次に、議案第 15 号 中能登町上布会館条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、上布会館の管理規定を明確にするとともに、指定管理者制度を導入するための改正であります。

次に、議案第 16 号から議案第 22 号までの平成 21 年度補正予算に関する議案についてご説明いたします。

最初に、議案第 16 号 平成 21 年度中能

登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 5,928 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103 億 1,635 万 7,000 円とするものであり、第 2 表地方債補正につきましては、事業費の確定により必要額を計上するものであります。

歳入の主なものは、県営土地改良事業分担金 2,288 万円、国庫補助金では地域活性化・きめ細かな臨時交付金 1 億 6,456 万 1,000 円、農業用施設災害復旧費県補助金 688 万 4,000 円を増額したほか、寄附金として社会福祉寄附金 119 万 9,000 円、及び児童福祉寄附金 10 万 9,000 円を、それぞれご寄附いただいたもので、ここに改めて厚くお礼申し上げます。

その他、収支の均衡を図るための財政調整基金繰入額 5,743 万 4,000 円を繰り入れるほか、町債などを充てるものであります。

次に、歳出の主なものとして、国の新たな経済対策による「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」や「経済危機対策臨時交付金」などの工事費を見込むとともに、早期退職者に対応するため、職員退職手当組合負担金 1 億 7,700 万円を増額するものであります。

その他、各事業の確定見込みによる補正を行うものであります。

次に、議案第 17 号 平成 21 年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、介護サービス及び支援サービス等諸費の増額により歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,106 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 9,166 万 3,000 円とするものであります。

次に、議案第 18 号 平成 21 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、退職被保険者等療養給付費の増額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,102 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 1,228 万

8,000円とするものであります。

次に、議案第19号 平成21年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、農業集落排水施設管理費の工事請負費の増額により、511万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,103万2,000円とするものであります。

次に、議案第20号 平成21年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、不動産売り払い収入の減額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,013万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,577万1,000円とするものであります。

次に、議案第21号 平成21年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、放送サービスの加入申込者が見込みを下回ったため、放送サービスの加入金や利用料、及び加入に伴う工事請負費の減額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,161万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,061万3,000円とするものであります。

次に、補正予算の最後であります。議案第22号 平成21年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、地域活性化、経済危機対策臨時交付金事業の見直しにより、資本的収入の繰入金3,829万5,000円を減額し、資本的収入の合計を5億2,309万1,000円とし、資本的支出の建設改良費を10万円追加し、資本的支出の合計を6億6,343万2,000円とするものであります。

次に、議案第23号から議案第31号までの新年度予算についてご説明いたします。

最初に、議案第23号 平成22年度中能登町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億9,400万円とするものであります。

平成22年度の主な新規事業として、石川県防災総合訓練や地域防災スクールモデル事

業の実施、消費者行政活性化事業の取組み、男女共同参画町民意識調査の実施、観光の振興では「語り部」養成事業やウォーキングパンフレットの作成、町営住宅等長寿命化計画の策定、町道KB-138号線消雪工事、長寿命化修繕計画策定事業橋梁点検・策定業務「なかのと道の駅」地質調査等業務などの予算を計上したものであります。

次に、議案第24号 平成22年度中能登町老人保健特別会計予算につきましては、旧老人保健制度での対応予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106万3,000円とするものであります。

次に、議案第25号 平成22年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等の予算額を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,580万6,000円とするものであります。

次に、議案第26号 平成22年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、介護サービス及び支援サービス等諸費や、新たに介護給付費の通知をする等の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,153万3,000円とするものであります。

次に、議案第27号 平成22年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましては、一般及び退職者にかかる療養給付費や、新たに特定健診の受診率向上のための事業予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,200万円とするものであります。

次に、議案第28号 平成22年度中能登町下水道事業特別会計予算につきましては、水処理施設改築更新実施設計業務や長寿命化対策及び改築工事費等の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,114万1,000円とするものであります。

次に、議案第29号 平成22年度中能登

町分譲宅地造成事業特別会計予算につきましては、西馬場地区の分譲宅地販売のための費用等の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,900万1,000円とするものであります。

次に、議案第30号 平成22年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算につきましては、放送サービスの運営費や告知端末サービスの管理費、また、新規加入などへの光ケーブル引き込み工事費などに係る費用等の予算を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,806万3,000円とするものであります。

次に、議案第31号 平成22年度中能登町水道事業会計予算につきましては、水圧適正化整備工事や在江浄水場・春木取水施設での機械電気新設改良工事や場内整備工事及び高度浄水施設等工事の予算を計上し、収益的収入3億814万1,000円を見込み、収益的支出を3億3,230万5,000円とし、資本的収入5億3,925万7,000円を見込み、資本的支出を7億5,503万6,000円とするものであります。

以上が、今回提案いたしました予算の主な内容であります。執行にあたっては十分な検討を行い最大限の効率的な運営に努めることはもとより、今後必要となりました事業につきましては、必要性、緊急性を十分に勘案しながら、今後の補正予算に反映させて参りますので議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、議案第32号 町道路線の認定についてであります。

今回、新たに町道として2路線を認定するものであります。

以上、本日提出いたしました議案等の概要について説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なる審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

2箇所、訂正をさせていただきます。

議案第25号を52号と申しました。それと、19ページの平成21年度中能登町水道事業を下水道と申しました。訂正をさせていただきます。

○議長（藤本一義議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

## ◎散 会

○議長（藤本一義議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日、5日、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。  
ご苦労さまでした。

午前10時35分 散会



平成22年3月5日（金曜日）

○出席議員（19名）

1番	南 昭 榮	議員	11番	上 見 健 一	議員
2番	笹 川 広 美	議員	12番	宮 本 空 伸	議員
3番	諏 訪 良 一	議員	13番	若 狭 明 彦	議員
4番	堀 江 健 爾	議員	14番	岩 井 礼 二	議員
5番	宮 下 為 幸	議員	15番	西 村 秀 博	議員
6番	亀 野 富二夫	議員	16番	坂 井 幸 雄	議員
7番	甲 部 昭 夫	議員	17番	小 坂 博 康	議員
8番	藤 本 一 義	議員	19番	作 間 七 郎	議員
9番	古 玉 栄 治	議員	20番	杉 本 平 治	議員
10番	武 田 純 一	議員			

○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	土木建設課長	出 雲 修
副 町 長	小 山 茂 則	農 林 課 長	表 辰 祐
教 育 長	池 島 憲 雄	上下水道課長	長谷川 良 次
参事兼総務課長	永 源 勝	福 祉 課 長	坂 井 信 男
参事兼監理課長	澤 賢 造	保 健 環 境 課 長	大 森 一 義
参事兼住民課長	小 林 玉 樹	会 計 課 長	松 栄 哲 夫
企 画 課 長	広 瀬 康 雄	教 育 文 化 課 長	堀 内 浩 一
情 報 推 進 課 長	澤 伸 一	生 涯 学 習 課 長	吉 田 外 喜 夫
税 務 課 長	大 村 義 一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

〃 北 原 奈 緒 美

○議事日程(第1号)

平成22年3月5日 午前10時開議

日程第1 議案質疑

- ・議案第2号～議案第22号
- ・議案第32号

日程第2 常任委員会付託

- ・議案第2号～議案第22号
- ・議案第32号

日程第3 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任・委員会付託

- ・議案第23号～議案第31号

日程第4 予算審査特別委員会の委員長及び副委員長選任

日程第5 休会決定の件

午前10時00分 開議

◎ 開 議

○議長（藤本一義議員） おはようございます。

ただ今の出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案質疑

○議長（藤本一義議員） 日程第1 議案質疑

これより議案第2号から議案第22号まで、及び議案第32号について、一括して議案の質疑を行います。

事前に通告を受けておりますので、議長において指名をいたします。

質疑の順序は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより質疑を行います。

最初に、議案第7号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について、質疑を許します。

議案書は、16ページであります。

20番 杉本平治議員

〔20番（杉本平治議員）登壇〕

○20番（杉本平治議員） 3月議会にあたりまして、提案をされました補正予算につきまして質疑を行いたいと思います。

その先に、議長をお願いをしたいと思いません。と申しますのは、お手元に配付のとおり、質疑の順番の中で、私が1から2、3と連続してあるわけでございます。できうれば、一般質問の質問席に着席していることに許可を願いたいと思います。一つよろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） それでは、お諮りいたします。

ただ今、杉本平治議員より申し出のありました、質疑が続きますので、一般質問席での待機ということをお諮りしたいと思います。

この申し出どおり、許可をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） それでは、杉本議員については、そのようにお願いします。

○20番（杉本平治議員） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。

第7号議案でございます。16ページであります。

この案件は、ごみ袋の値上げ条例案であり、現在の袋、20円を30円に、30円を40円に、40円を50円に、全体として2割以上を超える大幅な値上げであります。

それで、答弁を求めるものでありますが、中能登町における広域圏事務組合に支払いするごみ処理費の負担は、昨年度に比べて負担割合はどれだけ増加になっているのか。それらを含めて今度の値上げ案というのは提案されたのではないかと考えております。

この点につきまして、担当課長の答弁を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長

〔大森一義保健環境課長登壇〕

○大森一義保健環境課長 杉本議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、町の指定ごみ袋の値上げに対して、値上げをしなければいけない原因というものはどこにあるのかというご質問かと思いません。

まず、廃棄物処理に関連をいたします歳入歳出につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

歳入につきましては、町指定ごみ袋の販売収入、それに古紙類、新聞等ですが、古紙類や金物類など資源ごみの売払いに対する収益

などが主なものでございます。

また、歳出につきましては、ごみの収集運搬費やごみ袋の製造費、また、RDFの製造に伴う処理費や各処理施設の維持管理費、そういったものが充てられるわけでございます。

これらの歳入と歳出から一般財源、いわゆる充当、どの程度の充当をしているかということ、100万単位で算出をしてみたわけでございます。

平成20年度の決算ベースでは、3億1,200万円という状況です。

また、平成21年度の見込みでございますが、3億2,200万円となっております。見込みでございます。平成22年度の予算では、約3億2,600万円とみております。

しかしながら、ごみの排出量につきましては、平成17年度からほぼ横ばいの状態で推移している状況であるにもかかわらず、一般財源の充当額が増加しているということかということかということかでございますが、ここ数年の間に原油資材等が高騰しております。そういったことによる石油製品である指定ごみ袋の製造のための費用、また収集運搬車両や処理設備の燃料費等にも影響などがあつたことが理由としてあげられるかと思っております。

このような理由から、今回、ごみ処理手数料を見直すということといたしまして、また住民の皆様方にもご理解をお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、改めて伺いますが、ごみの減量化という運動は、中能登町は今日まで町民に訴えまして、いろんな中で運動をしてきているのではないかと考えております。

そういうことにつきましては、今後、今の問題点を踏まえまして、益々強く町民に訴える必要があろうかと考えます。

この点につきましては、ごみの増加、増大に対しまして、担当課といたしましてのごみ減量化の運動というものにつきまして、どのようにこれから進めていこうとしておられるのか。この点について再度質疑をしたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長

○大森一義保健環境課長 ごみの減量化に対して町の対策、方策等ということで、そういったものが減少に結び付くのかということかと思っておりますが、今回のごみ袋の値上げということによりまして、ごみの排出等、いわゆる排出のための抑制、またリサイクルへの推進の大切さ、そういったことを住民の皆様方にも今一度考えていただくということも含めましてお願いをしているわけでございますが、具体的な方策といたしましては、例えば、詰め替えのできるような商品を購入される。また、マイバック等を持参されまして、買い物などの際にはナイロン袋、また、包装についても見直していただきたい。そういったことなど、モノを無駄に消費しない生活を意識して、実践をしていただくというふうなことによりまして、ごみの減量化が推進され、よって、ごみ処理にかかる経費の削減にもつながるのではないかと担当としては思っております。

また、担当課といたしましては、今回の値上げというものに合わせまして、今後の資源循環型社会におけます啓発活動といいますが、そういったものにも細かい部分にわたり皆様方に啓蒙普及をしていきたいというふうなことは考えております。また、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、次の項目に移りたいと思っております。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。第13号であります。ページ数は28ページであります。

今回の補正予算に杉本町長は、町長に就任してからこの値上げ案ということにつきまして、今、3つの値上げ案が出ているわけであり、福祉の施設、国保、ごみの問題。

よく新聞等では、そういうことを3点セットで値上げだということを新聞等では言われておりますが、今の現状は、私はそのように、どうも一遍に3つの案件につきまして、改正案を出す。町民にとっては大変な負担になると思うわけであり、

特に、ただ今、私が質疑をいたします第13号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

平成17年3月に改正をされまして、値上げされたわけであり、今日まで、そういう中で国保運営をしてきたわけであり、

先般の全協の席上で担当課から資料5といたしまして、議員全員に現状を図面に表しまして分かりやすいように説明文書が配られました。一目瞭然になるわけであり、この資料を見て考えますのは、皆さん方も分かるように、国からの公費は55%が国保運営に支出されているわけであり、これは、改正前も改正後も変わらないわけであり、

次に、支援分として、一般会計から支出されるのが今回は33%から6%に減額になっているわけであり、こういう中で、一般町民の医療費の国保に対する負担は大幅に増えるわけであり、私はこういう中で、果たして暮らしを守る中能登町政ということが、私は胸を張って言われるのかなど、そう考えるわけであり、

この点につきまして、一般会計からの支出が増えるという観点から、これを一般国保の被保険者に負担するという問題点。果たしてこういうことであっていいのかという、この点でございます。

1点目にまず、この点について、今日までの中能登町町政の中での在り方等を踏まえ

して、この国保の問題につきましてこれからどう考えていくのか。この点につきましても踏まえまして担当課長の答弁を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長  
○大森一義保健環境課長 杉本議員の質疑にお答えいたします。

今言われましたように、1つは医療費の支出が増加しているということを踏まえまして、そういった原因を明確にしなければいけない。また、そういったものに対する解決の方策というものに対してはどうかというふうなことのご質問だと思います。

この件につきましては、今回の国民健康保険税の改正ですが、後期高齢者の支援金、またそれと介護納付金に対するものでありまして、その2つの支援金と納付金の部分に対しましては、国庫補助金でございますが、県補助を含みます特定財源でございますが、そういったものの歳入、また現在の国保税を合わせて充当をいたしましても不足をするというふうなことから税率等の改正をお願いしているものであります。

また、特に今回につきましては、医療分の税率等は今回は見直さないということで思っております。

しかしながら、今後は、医療費の伸びをいかに抑えるかが大きな課題とはいえませんが、議員がおっしゃいますとおり、医療費の内容を分析し、医療費の増加を少しでも抑える方策が必要ではないかということは担当としても考えております。

そこで、中能登町におけます医療費の増大の原因等について、少し中身をつめてみましたところ、1人あたりの医療費、特に入院にかかる医療費が伸びております。これについては、入院件数の単なる増加というものだけではなくて、1件あたりの医療費が高額となっているという傾向がみられます。

特に高額の原因となる病気といえますと、

心筋梗塞や狭心症といった心臓の病気。また、脳出血や脳梗塞といった脳の血管の病気。それに整形外科、また消化器系の病気と続いております。

特に心臓や脳の血管の病気につきましては、高血圧、糖尿病、また動脈硬化といった病気を併せて併発するといえますか、そういったものをもっておられることから治療が非常に長期に及んでしまうということと併せて、医療費も継続的に長く継続されてしまうということが考えられます。

このような状況であります、町が行うということは大きく分けて2つあるかと考えております。

その内の1つにつきましては、高血圧や糖尿病、また動脈硬化を予防する。心臓病、脳の血管の病気の発生を減らすことがまず1つ目です。

2つ目といたしましては、国保の加入者の医療費、病気の実態、適切な医療機関へのかかり方など、そういったものの必要性を住民の皆さん方に何らかの形で伝えていかなければいけないなということは考えております。

特に、今後の町の取組みといたしましては、健診を毎年やっているわけでございますが、早く健診を受けていただくことで病気の発見をすることができること。そういったことを伝えるということが大事でございますが、特に数年間にわたって健診などを受けておられない方もおいでるわけでございます。こういった方々にも個人へのお節介というふうな部分にもなろうかと思いますが、一部受診勧奨といえますか、受診、健診をするようにおすすみをしていきたいというふうなことも考えております。

また、健診を受けても受けただけということではなくて、その健診の結果からご自分の体の健康状態を理解できるような結果についての説明、そういった支援も併せて今後は続けていきたいと考えておりますのでご理解の

程、よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 担当課長から答弁をいただきました。課長が答弁の中に触れましたように、この資料によりまして、この後期高齢者に対する支援金の支出というのは明確に示されているわけでありまして、一般会計からの繰入金は、今は支援分として33%支援しているわけでありまして、新たな支援分は、一般会計から繰入金6%に切り下げをしたいということでありまして。

先般、新聞に出ておりましたが、石川県の後期高齢者の保険料につきましては、今のところ、知事選挙の中であろうかと思っておりますが、現在のところ協議中であるという、全国の中で3県だけが明確な後期高齢者の医療費のことにつきまして答弁をしていないのであります。石川県におきましては、現在協議中ということを出ておりました。と申しますのは、他の県につきましては後期高齢者の医療費の負担金が増えているので値上げをしたいという、そういうものが新聞等で全国の県別の一覧表が出ていたわけでありまして。

現実今、石川県はこういう中で、後期高齢者の医療支出金が現状の中で増やさないとことになりまして、私はこういう一般会計の繰入金を今まで33%行っていたのを6%に引き下げをするという中能登町の手だてにつきましては、どうも私は同意できないのであります。今のままであってもいいのではないかと。そういうことを考えるわけでありまして。

もう1点、別の面からこの問題について触れさせていただきたいと思っております。

先般、全協の席上に、先ほど申しましたように、示された資料によりまして中能登地方での医療分の調定額であります。穴水町、七尾市、輪島市などは、ご承知のように高齢化率の高い自治体であります。そういう高齢化率の高い自治体でありながら、医療費に占める

調定額は中能登町と比べても低いのであります。どうしてこういうことになっているのか。これが私は問題点でなからうかと考えております。

合併前に私、鹿西町の議員をしている時によく論議をしたんです。鹿島町は67歳から医療費を無料化にしておりました。そして、貯金である基金も1億円を超える基金を鹿島町は貯めこんでおりました。鹿西町は70歳からの国の基準で行っていたわけでありまして、町民の負担は鹿島町からみると大変高いのであります。それでは貯金の示す基金は鹿西町は多くあったかといいますと小さいんです。30万円そこそこしか貯金がなかったんです。

私は、そういう点につきまして、合併協議会の席上におきましても、こういう鹿島町の前例に見習うべきではないか、そういうことをよく言っていたのであります。

今回におきましてもこの資料によりまして、穴水町、七尾市、輪島市など高齢化率の高い市町村が医療費の調定額が中能登町よりも小さいという現実につきまして、担当課としてはどのように考えておられるのか。こういう問題点について、重要視されまして、これらの市町村と中能登町を比較した中でのこれからの国保税の問題について取組んでいく必要があるのではないかと考えておりますので、この点につきまして再度答弁を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長

○大森一義保健環境課長 杉本議員のご質疑にお答えをいたします。

医療費の問題でございますが、特に今の中身におきましては、後期高齢者支援金の見直しということで、平成20年度から75歳以上の方、後期高齢者事業ということで創設をされたわけでございます。そういった75歳以上の方々に対しまして、74歳以下の方々が支援をするというふうなものが後期高齢者

の支援金というものでございます。これに關しましては、今ほど言いましたように74歳以下の方が加入をしております保険者の方が支払基金へ納めるというふうな形で支出をしているわけでございますが、これは窓口負担分を除いた後期高齢者医療費の4割分に相当するものです。被保険者お1人あたりの額、支払基金を納めているわけですが、これを年度毎に集計をさせていただきました。

平成20年度は、お1人あたりが3万8,227円という額になっております。21年度につきましては4万3,323円、新年度、22年度につきましては、4万4,297円と年々医療費の増に伴いまして支援金も増加しているのが現状でございます。

これにつきましては、要因といたしましては医療費、被保険者の方々の増加、またお1人あたりの医療費の増加というふうな2つの面があるかと思いますが、この状況を踏まえましても今後は年々増加傾向にあるのかなということは思っております。

これも先ほど町の取組みとしてお話させていただきましたが、健診を積極的に受けていただき、それに対して正確なご説明をしながら医療にかかっていただき、治していただくというふうなことが大原則ではないかと思っております。

それと、先ほど杉本議員が言われました穴水なり、珠洲なりと言われましたが、その医療費がなぜ中能登町が高いのかと言われるんですが、その原因につきましては正確なところは分かりません。

ただしかし、町民の方々は自分の健康を非常に重要視されておいでで、医療機関へかかりながら健康を維持したいというふうな気持ちが強いのかなというのは私個人の考えであります。正確なところは私は分かりません。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、私が質疑として提出いたしました7号、13号、13

号の3件につきまして、これをもって終わりたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 次に、議案第14号 中能登町ハウス村条例の一部を改正する条例について、質疑を許します。

議案書は、30ページであります。

5番 宮下為幸議員

〔5番（宮下為幸議員）登壇〕

○5番（宮下為幸議員） 議案第14号、提出議案の30ページです。

質疑の内容は、ハウス棟、作業棟を100円から10円に改めた理由はということと、このハウス村の利用者の公募をされたのかどうか。もし、されて決まっているならば、その利用者名を言っていただきたいと思いません。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

〔表辰祐農林課長登壇〕

○表辰祐農林課長 宮下議員の質疑にお答えをいたします。

ハウス棟、作業棟を100円を10円に改めた理由について申し上げます。

昨年議会の行革特別委員会で町内の各施設、いろいろとその運営状況などに細かく調査をされてきたところでございます。

農林課の所管施設におきましてもいろいろ分析をされてきました。それを受けて昨年の10月13日開催の産業建設常任委員会におきまして、その他案件でございましたが、ハウス村につきまして、平成21年度いっぱい花の事業を取り止めて、農業者、農業者団体に利用してもらい、園芸作物の振興と農家の育成等を図っていききたいと、そのように申し上げます。

議員さんからは「無償で貸すのか、賃貸料を徴収するのか」というご質問がありまして、現行の条例では1㎡あたり100円となっておりますが、その金額ですとよっぽどの園芸作物であっても採算をとるのが非常に難しい状況です。できれば農林課で試算をいたし

ました、35円ほどに引き下げたいと、そのように申ししてきました。

また続きまして、1月28日の産業建設常任委員会でも、その他案件で同様の金額の提示を申し上げましたけれども、休憩タイムに入りましてから、委員さん方から「利用者のサイドに立った使いやすいような配慮をあげてもいいんじゃないか」と、そのようなアドバイスをいただきましたので、その後、農林課の方で使用料を3案に絞りまして、そして精査いたしました。現行の100円の場合は、これは平成12年度から施設を整備してきましたから今日までの施設ごとの減価償却費と施設の維持管理費を検討して、平米当たり100円と算出いたしました。

それから2番目は、先ほど言いました産業建設常任委員会で35円と申し上げてきましたのは、施設の維持管理費と光熱水費、これを積算根拠として、減価償却費はプールしない場合、それが35円というふうに出ておりました。

それから3番目、これは10円でございます。施設の維持管理費のみ。ただし、これは決裁を得て今議会に上程いたしておりますが、備考の方に書いてございますが、光熱水費は別途支払うというようなことになっております。月額3万4,500円ぐらいでございます。

そのようなことで、10円の方が使いやすいという結論に出させていただきました。

また、併行して、宝達志水町以北の市民農園、9箇所ございますが、そちらの方の使用料も検討材料としてさせていただいたものでございます。

それから、2番目のハウス村利用者の公募を求めるのかということでございますが、今ほどお答えしましたように、運営内容の変更につきましては、産業建設常任委員会に経過報告をさせていただいたところでございますが、この案件を条例改正まで進めていくとき



には、いつの段階か、果たしてハウス村を利用した農作物の作付けに意欲を持っておいでる農家の方がどれほどおいでなのかという調査が必要でなからうかと思いました。

そこで、簡単な利用の履行調査をさせていただきました。ハウス村の施設の概要を示して、ハウス村が5棟あります。あるいは作業棟もございまして。仮に単価を35円と仮定した場合に、まず「1カ年間、あなたは使いたいと思われませんか、使いたくないと思われませんか」という設問でございます。あくまでもその時点では35円という仮定でございますので、これはもしかしたら変わるかも分かりませんということを書き添えてさせていただきました。

昨年10月19日付で、回答期限は10月末日ということで、差出人は農林課長でさせていただいたんですが、町内の認定農業者89人の方にお出しました。これまで国の新たな制度等が出てきたときには、いつも当時の89人の認定農業者、あるいは集落営農組織の方に同様に案内をさせていただいております。

その結果、回答をいただいたのはお1人といえますか、農業生産法人1団体だけでした。これまでは、先ほど言いましたように国の新たな事業が出てきたときに、平成19年度から同じような方法をやってきましたが、例えば個人の大型のトラクター、コンバイン、田植機、そのような機械、あるいはハウスも入っておりますが、「買い替える意志がございませんか」というようなアンケートをします。そうしますと、沢山の農家の方が手を挙げられます。19年度、20年度だけで47人の方。事業費で2億5,000万円に手を挙げられました。そんなに沢山の農家の方が今まで手を挙げられていた中で、今回のハウス村の調査ではお1人しか希望されなかったということでございます。

それから、そういうニュースが出ておりま

すから、ほかの団体等からもありました。

1月29日付で、社団法人から使用したいという要望書が出ております。そのようなことですから、今回はとりあえず希望をされている2団体の方に、今回、可決をいただいたあとに選考の作業を進めさせていただきたい。改めて公募をするということはないと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 2つの団体ということで、これから選考されるわけですが、この第1条に「農業の振興と地域の活性化を図ることを目的として」ということで書いてあります。地域の活性化ということで、先ほど宝達志水町の市民農園のことを言われました。あそこは多分、エリンギを作って地場産給食に充てているはずですが、多分中能登町の学校給食にもそれが市民農園から来ているはずですが、この地域の活性化を図るということで、この2団体にこれから地場産給食にこのハウス棟で作られたものを取り組みを促す必要があるのではないかと思います。そうすればある程度地域の活性化にもなりますし、地産地消で地場産給食の中に取り入れられるということが考えられますので、その辺の活性化ということはどういうような思いでおられるのかということと、第7条で「町長が特に必要があると認めるときは使用料を減額し、または免除する」となっています。それも含めて、例えば地場産給食に利用する、その団体の方がすればどのような免除がされるのか、減額されるのか、その辺のことも一つお聞きしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 お答えします。

第1条の地域の活性化の意味するところでございますが、ハウス村を利用していただく団体の方が核となって、それ以後、そういうノウハウをほかの農業者にも波及をしていっ

ていただきたいという、そのような目的も持っているという意味でございます。

それから第7条の「使用料を減額し、また免除することができる」というのは、初めからそれをうたっているという意味ではございませんで、できるという意味で設けておりますのでその辺のご理解もお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 次に、議案第16号 平成21年度中能登町一般会計補正予算、歳出における農林水産業費中、農業振興費について、質疑を許します。

議案書は、61ページであります。

3番 諏訪良一議員

〔3番（諏訪良一議員）登壇〕

○3番（諏訪良一議員） 議案第16号、ページは61ページ、農業振興費。その内の中能登町園芸産地活性化推進事業17万2,000円の減額です。

農業振興の基幹事業としても位置付けられている園芸産地活性化推進事業費125万円に対比して14%余りの減額になっております。この要因について伺いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 諏訪議員さんの質疑にお答えいたします。

中能登町園芸産地活性化推進事業につきましては、能登わかば農業協同組合が事業主体となって、カラー野菜などの新しい品目の作付を行う農家に対して、1aあたり6,000円助成をして、作付の拡大と定着を目指してきた事業でございます。6,000円のうち2分の1を町が補助をいたしてきました。

平成19年度から取組んできました3年間実施をしてきました。21年度は作付農家につきましては、初年度は4名でございましたが20名に増えました。作付面積につきましても当初22aから221.9aに増加いたしました。販売額につきましても、主力のキャベツで約250万円、中能登町の主力園芸品目に近づきつつあると思います。

ご質問の減額でございますが、当初予算のときには、栽培面積を期待を込めて200aを目標として補助金60万円を計上したものでございます。農協からの実績報告によりますと、中能登町ではカラー野菜は春作と秋作の合計では、当初設定をしました目標200aから221.9aの栽培実績となりました。補助金は春咲きと秋咲きを植えられた農家の方には、申しわけございませんが、どちらか多い方にカウントさせていただき、そのようなことで今日まで進めてまいりましたので、全体では221.9a栽培でございましたが、カウントできるのは142.6aでございました。その補助金額が85万5,600円、その2分の1を町が補助をするというところで42万7,800円でございます。予算に対しまして71%執行するということです。その不用額を今回減額したものでございます。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） カラー野菜といっても品目は何種類かあると思われそうですが、その中で何を重点にしようとしているのか。赤大根からはじまって、いろんな声を聞いております。そういうことから、今後、何を重点に、どのように推進していこうとしているのか。

それから、農協との連携は、今後どのように進められていこうとしているのかについて伺います。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 お答えいたします。

品目につきましては、当初、平成19年度に始めたときには12品目を選定して行ってきました。現在、5品目に絞っております。

春キャベツ、秋キャベツ、能登娘、ブロッコリー、カリフラワーの5品目でございますが、何を重点的にということでございますが、販売額の64%を春キャベツが占めております。従いまして、市場性の高いものをこれから重点的に進めていきたいと思っております。

J A能登わかぼとの連携につきましては、これは今、計画されている道の駅、そしてその中に中核施設として位置付ける直販所、そうしたようなものを視野に入れてカラー野菜等、あるいはこれまでの振興作物を今まで以上に強力に普及をしていきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 5品目と言われましたけれども、カラー野菜といえどもそんなに販売ということになるとバラ色ではないと思われま。仮に道の駅で販売するにしても、やはり出荷の時期といいますのは冬期間の半年、この時が特に青い野菜が欠乏するときですが、この時に何を陳列していくかということが、道の駅が仮に開通しても大変重要なところであるのではないかと思います。そういうことから、慎重に品目を絞って、そして面積を拡大すると。何でも数多く作って、そして駄目なものを次から次へ淘汰していく。これも大事ですけども、そのことばかりに走ったのでは、重要な産地として位置付けられるような所に到達できぬのではなからうか。こんなように思いますが、これからのようにされていこうとしているのかについて伺いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 先ほど、春キャベツが一番の主力品目と考えていると申し上げましたが、春キャベツにいたしましても販売単価が1キロあたり71円でした。能登娘におきましては1キロあたり平均67円。ある時期、能登娘を栽培されている方が私どもの方へ来られまして「今日、10キロ出荷してきたけれども300円であった」というふうに嘆かれていられました。

私どもは今まで、平成19年度からカラー野菜ということで着目して、石の上にも3年という気持ちで生産者の方には頑張ってもらいたいと申し上げてきましたけれども、このよう

な値段しかつかないのが現状でございます。そういったようなことも含めまして、先ほど議員がおっしゃったようなご指摘を十分これから参考にさせていただいて振興していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、質疑を継続いたします。

次に、同じく議案第16号 平成21年度中能登町一般会計補正予算、歳出における農林水産業費のうち、農地費について質疑を許します。

議案書は、62ページであります。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、質疑をさせていただきます。

ただ今、議長から言われましたように、ページ数は61ページと62ページにわたるわけです。

質疑の目的は、県営ほ場整備事業。この問題につきまして中能登町としての対応。と申しますのは、政権が交代して以降、こういう県通につきまして現政権は絞り込みを行っているというニュースが入るわけです。そういう中で、地域の要望である県営ほ場整備が今回、5,694万3,000円の補正が増額されたわけです。具体的にこれらにつきましては、今後も継続してこの事業が完遂できるのか。1点目といたしまして、その期間というのは、今のところ何年間を予定しているのか。完成いたしますと総額、この事業費というのはいくらぐらいになるのか。これが2点目としてお聞きいたしたいと思えます。

また、この中能登町がほ場整備を下井田ま

でのっているわけでありますが、他の地区におきましても隣の地区の耕地が汎用化されて農地として利用しやすいようになった場合、うちの地域の農地もこういう事業に取り組みたいという、そういう地域というのは、私は中能登町にどれくらいあるのか。全体として今後残っているのは。これが2点目としてお聞きしたいと思うわけであります。以上よろしくをお願いをする次第であります。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 杉本議員の質疑にお答えいたします。

県営土地改良事業費につきまして、国の締め込みが感じられると、町の対応についてということでございます。土地改良事業費、今回増額補正をさせていただきました。石川県の農業関係の2月補正、その中で中能登町に事業費ベースで3億7,300万円をつけていただきました。国においては先ほど議員がおっしゃったように、締め付けといいますか、農業農村整備事業の歳出予算の大幅なカット。具体的には平成21年度予算の63%カットでございます。そういったことで、今後どのように進めていくかということでございますが、現在継続事業でやっております町内のほ場整備事業の事業費ベースで進捗率をはじいてみますと、東馬場地区が平成21年度予算まで、今の補正を抜きにしますと、全体の46%でございます。滝尾南部地区が16%、西馬場地区が6%、羽坂地区が5%、能登部地区が2%でございます。ほ場整備事業につきましては、平成19年度以降の採択、地区においては、概ね5年間で完了すると。そのように進められてきているところでございますが、この22年度予算の率、金額から想定しますと、大幅に遅れてくるのではないかと思います。

先ほど総事業費のことも少しおっしゃいましたけれども、総事業費は東馬場で10億円以上でございます。総事業費は変わってきま

せん。総事業費は変わらないんですが、単年度につく予算が大幅に長くなってしまいうというのが県も一致した見方でございます。

それから中能登町で今後、他地区からの要望事業が出てきたときにはどのようにするのかということでございますが、中能登町ではほ場整備を実施していない地区、10地区の区長さん、生産組合長さん方を構成員として、ほ場整備事業推進協議会という組織をいたしております。毎年1回開催いたしまして、その地区の区長さん方にどのような地区の動きがありますかというようなことをお尋ねして、要請があれば町はいつでも説明会を開催させていただきますというように進めてきているわけでございます。前回の総会はほぼ1年前に行いましたけれども、その時のお話しでは3地区の区長さん、生産組合長さんが地権者の同意が得られない状況にあると。そのほか7地区の区長さん、生産組合長さんは現状のままでいいという意見が集落で多数を占めているというようなことでございます。

つまり、集落の中でほ場整備の気運が高まらないという状況に加えて、国が今回のような予算の削減を始めたのでございますので、23年度以降の新規採択というのは非常に難しい状況になってきたなと思っております。

それから、新規のみならず、これまでに実施してきた地区の老朽化というものも出てきますので、これからは大変な難しい時期になってきたなと心配をいたしております。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは再質疑をさせていただきます。

今、答弁をいただきました。国の予算では、21年度ベースで63%のカットであるという予想ですね。そういうことになってまいりますと、先ほどの答弁の中で、工事の期間というのは大体5年間で完成するという。そうい

うものがありながら国の予算が63%カットされるということになりますと、5年間で完成しなければいけないほ場整備事業がやはり延ばさざるを得ないということになりはしないかということをお聞きしたいと思っております。

当時の区長さんをはじめ工区長さんは地権者に対しまして、東馬場に例をとれば、これくらいの予算で1反歩あたり個人負担はいくらぐらいになるかということをお聞きして、説明して同意をもらっているというわけでありまして、それが今の事業の中で延ばさざるを得ないということになりますと、やはり事業自体は膨らんでくる恐れがありはしないかということをお聞きしたいと思っております。この点につきまして、現地の方々と常に関係を持っておられる担当課、そういう場合の対処の仕方、対応の仕方等についてどのように考えているのか。これがやはりこれからの中で問題点として地域の地権者の方々からいろいろな異議が出てくる恐れがあると私は考えるが、そこら辺につきましてどう考えているのかをお聞きしたいと思っております。

それから、残っているほ場整備未整地の地域につきましては10地区あるという答弁であります。この10地区はなかなか至難であろうかと思っております。3地区が同意は得られない。7地区は現在のままでよいという。そういうことに分類されるということをお聞きしましたが、私も地域の方々によく説明しているのは、耕地というのは登記は個人のものになっておりますけれども、これは個人ではなく、これからの農業生産をしていく上に公の土地として考えていただきたいと思います。よくそういうことを言っているのではありません。あくまでも個人の土地であるから、私は現在のままでよい、そういう必要はないということではなく、預かっている公の土地を預っている公地として考えていただくと、私には地域の方々に同意書の判子を貰いにいくときにそういう説明をし

て同意をいただいているわけでありまして、私はこれからの農業を進めていく上におきましても、高齢化率がだんだんと高くなる。耕地を耕す方がおられない。そういうことになる中で、汎用化率を高めていくのが町の務めだと思っております。この点について今後も努力をしていただきたいと思います。この件につきまして担当課長の答弁と、先ほど申しましたように63%カットになることによって工事期間が長くなった場合、負担率はどのようになっていくのか。この2点について答弁を求めたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 予算が削減されることにつきまして、どのように町が対応していくかということですが、実施されている地区の農家の方々にこの現状をお話して、少しでも予算が確保できるように、また町長も会長をされておりますので陳情等を行っていただきたいと思います。そのように地区の理解を求めていきたいと思っております。

それから、未実施地区におきましては、今月総会を開催する予定といたしております。議会の方でもこのように心配されている声がありましたというようなことも紹介をさせていただいて、これまでどおり、消極的になるのではなくて進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

負担金につきましては、ほ場整備事業は現在地元負担金は7%でございますので、それは変わっていきません。

○議長（藤本一義議員） 次に、議案第17号 平成21年度中能登町介護保険特別会計補正予算における地域支援事業費について、質疑を許します。

議案書は、80ページであります。

10番 武田純一議員

〔10番（武田純一議員）登壇〕

○10番（武田純一議員） 私は今、議長が申し上げましたように80ページ、平成21年

度介護保険特別会計の包括支援事業の配食による見守り事業について質問をいたします。

当初予算は450万円でございます。それが今回207万円減額になりまして、243万円になったのでございます。この減額になった理由が分かれば、今まででしたら1人あたりの単価、1食750円。これが変わっていったのか、変わらないのか。それから利用される人員、これがいかようになったのか答弁を求めます。

○議長（藤本一義議員） 坂井福祉課長

〔坂井信男福祉課長登壇〕

○坂井信男福祉課長 武田議員の質疑にお答えをいたします。

配食による見守り事業の減額についてでございます。

配食による見守り事業でございますが、町内の独り暮らし、高齢者等に食事を配達し、栄養改善を図るとともに見守り、声かけも行う事業であります。対象者は概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯に属する方々、また身体障害者のみの世帯、これに準ずる世帯に属する方々で、調理をすることが困難な方となっております。

事業の実施につきましては、1日1食、1週間に5回までといたしております。月曜日から金曜日までの昼食として配食を行っているものでございます。

利用者の負担でございますが、1食あたり300円でございます。それに対しまして町の負担額は1食あたり750円となっております。この事業の委託事業所は、鹿南福祉会鹿寿苑に見守り声かけを兼ねてお願いをしております。

予算の減額の理由でございますが、予算積算時におきまして、対象となっておられた方が47名でございました。その後、施設に入所されたり病院への入院、死亡されたりなど、また病的で一時的に配食を行っていましたが、回復されて回数が減った方やデイサー

ビス、ヘルパー等を組み合わせて利用し、配食を利用されなくなった方など、対象人数の減少が主な理由でございます。これら対象人数につきましては合計18名で、当初予算の編成時より減っております。

また、21年度新規に登録をされた方が7名おりますので、差引増減では11名の減となったのが主な理由でございます。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 今、担当課長の答弁があったんですけども、私の聞き間違いだったらお許しを願いたいと思います。1食あたり300円と申されたと思います。町の方の補助金が750円、このあたりをどのように理解すればいいのかお示しを願いたいと思います。

それからもう一つ、今までに一番利用者の多かったのは平成19年でございます。96名利用されております。これは決算書によります。18年が83名、今回は47名の見込みが11名減になったということでございます。その中にホームヘルパーや施設へ入った方がいるというので利用が減ったと。これはそれで結構なんですけれども、この先の答弁の中にありました見守りの方ですね。これは配食だけでいいのかなという懸念もされます。

一番最初に、再質問の中で答弁を願いたいのは、1食あたり300円、町の補助金が750円と言われたその辺をお答え願いたいのと、今、コンビニではなくうどん屋などが1食200円台で売っていると。うどんを付けてでも500円台でできると。そういうことの影響があるのか、ないのかも併せてお答え願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 武田議員の質疑にお答えいたします。

1食あたり個人負担は300円、町からは750円ということで、1食あたり1,050円

ということになるわけでありませう。この食事につきましては、配食者の状況に応じまして、血圧の高い方には減塩食を提供したり、堅めのご飯が駄目な人につきましては柔らかめのご飯にしたり、その人の状況に応じまして様々な工夫をしていただいております。また、暖かいお吸い物といったものも付いております。そういったことで配達をする時には必ず弁当だけ置いてくるのではなくて、必ず声かけをして置いてくるように見守りも兼ねているところでございます。

それと、利用者の減でございますが、これにつきましては平成 18 年度から介護保険の特別会計の方で対応をいたしております。ここでは地域支援事業といたしまして対応して、国庫 40%、県 20%、町 20%、そして介護保険の第 1 号被保険者の保険料を 20% 充当して実施をしている事業でございます。そういったことで地域包括センターの職員がそういった状況を調査いたしまして、この基準に合致した方につきまして配食サービスをやっているものでございます。

そういったことで、最近、コンビニなどで弁当の値段をみますと、300 円を切るような値段のものも売っている状況でございます。そういったことでこの 1,050 円の弁当につきましても、材料費だけではなく配達にかかる経費、見守り等にかかる経費も弁当代に含んでおりますので、それらの弁当と比較しますと高いものになっているのかなという思いもあります。そういったことで、弁当を配達する時には、その日のうちに必ず回収もしておりますので、そういった経費も弁当代に含まれていますのでいたしかたのないことかなと思います。

○議長（藤本一義議員） 次に、同じく議案第 17 号 平成 21 年度中能登町介護保険特別会計補正予算における地域支援事業について、質疑を許します。

議案書は、80 ページであります。

20 番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは質疑をさせていただきます。

武田議員と同じ項目の質疑であります。重複する面におきましては省かせていただきます。

私は、この委託料、配食による見守り事業という事業につきましては、配食はもとより大事であります。見守り事業というものを私は町として常にこの事業以外にも考えていただきたいなとそう考えている次第であります。

決算書によりますと、現在中能登町で独り暮らしで 65 歳以上の方は合計で 624 人おられます。

私は、新聞等で都会では誰にも看取れず部屋で死んでいたという独り暮らしの老人のニュースがよく出ます。中能登町におきましても、そういうことにならないように、私はこの見守り事業というものを益々拡大して町として町民の、特に独り暮らしの方々の安心を町として考えていくということが大変重要ではないかと考えております。

私が独り暮らしの方の所へ行きますと、鹿寿苑から配られました昼食等を食べておられる方、大変ありがたいという言葉を出しながら食事をしておられます。残念なことに、今、課長の答弁では、この配食による見守り事業の範囲がだんだんと狭まってきていることでもあります。非常に残念であります。私は町がこういう事業にもっと積極的に取り組んでいっていただく。今、マイナス 207 万円ですが、これがプラスになるようにしてこの事業を益々拡大していただきたい。こういうことを私は要求する次第であります。

この点につきまして改めて課長の答弁を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本議員、通告書では一応事業の内容もありますけれども、減額理由ということが具体的にっております

ので、その他要求等も質問という格好になりましたけれども、今後はそういうことが絶対ないように、一般質問の方でお願いします。

それでは、坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 杉本議員の質疑にお答えいたします。

独り暮らし老人、高齢者世帯等における見守り事業ということでございますが、この配食による見守り事業もでございますが、民生委員、児童委員の協力も得ながらそういった方につきましても見守りを進めていきたいと思っております。

また、老人家庭連絡員制度もありますので、そういった制度も利用しながら独り暮らしの高齢世帯に対しまして見守っていくということを進めていきたいなという思いでいます。

また、町内には地域福祉推進チームということで、各種区長さんをはじめ民生委員さんを中心とした組織もありますので、そういった組織も活用しながら高齢世帯に対しまして見守りを進めていきたいなという思いであります。

○議長（藤本一義議員） それでは次に、議案第 18 号 平成 21 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算における保険給付金のうち、退職被保険者等療養費について、質疑を許します。

議案書は、88 ページであります。

16 番 坂井幸雄議員

〔16 番（坂井幸雄議員）登壇〕

○16 番（坂井幸雄議員） 先ほど 13 号において、杉本平治議員さんが国民健康保険条例について問い正して答弁をいただいたわけでございますので、自分は特別会計の歳出の方についてお願いいたします。

今、日本の政府与党が命を守るという表題で予算審議をやっておられます。

また、昨日、ある党の議員さんが命を守るための公費を、負担率を上げてほしいという

ことでやっておりました。

また、石川県では、マニフェストでは生活先進県ということで標榜して戦っているわけですが、先日の杉本町長の提案理由の説明では、安全で安心、暮らしの豊かな行政を目指すということでございます。

そこで、そのような趣旨でできるだけ生活、命を守ることを益々進めていかれることを期待しております。

それでは、質疑をさせていただきます。議案第 18 号 平成 21 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算でございます。表題では総額歳入歳出それぞれ 6,102 万 8,000 円を追加され、合計では 21 億 1,228 万 8,000 円となっております。

高齢化が進む中大変でございますが、国では子ども手当や高校無料化ということで、一方若い人の力を入れておりますが、国全体がなかなか高齢者に進んでいるわけでございますので、できるだけ社会保障費について増額していただきたいと思っております。

それで、今回の補正の質疑でございますが、第 2 款保険給付費、第 1 項の療養諸費でございますが、退職者保険等療養給付費でございますが、当初予算では 5,542 万 4,000 円ということでありました。それで今回の補正では、財源の内訳としては負担金、補助金、交付金などいろいろとありまして、財源の内訳としては特定財源 4,571 万 8,000 円、一般財源が 2,133 万 1,000 円ということで、合計 6,704 万 9,000 円ということであるわけでございます。

当初予算よりは、補正予算の方が大きくなっているわけでございますが、これは退職者制度でございますので、今、世の中はなかなか冷え込んでおりますので、協会けんぽから国民健康保険に移る方がおうおうにある状態がこのような状態になっているのかお聞かせ願いたいと思っております。

今回の補正につきましては、医療給付費の



高額な増額補正が計上されておりますが、医療給付費の増額理由につきましても分かりましたらお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長

○大森一義保健環境課長 それでは、坂井議員の質疑にお答えいたします。

今年度の保険給付費が昨年度より非常に大きく増加しているというようなことで、主なその原因等についてはどんなものかというふうなご質問かと思ひます。

大きく言ひまして、被保険者の一つの考え方、理由としましては、被保険者が増加している。これは昨年度と比較をいたししても80名ほど増加をしている状況でございます。

また、高額な医療を受けた件数も非常に増加をしているわけでありまして、お1人の方の1カ月に要した医療費が100万円以上の件数というふうな見方でみますと、現在11カ月分で131件という状況でございます。昨年と同じ時期と比較してみますと、約1.5倍という状況に推移しております。

また、高額な医療が必要となった病気について説明をいたしますと、高額な医療としてお支払いをされた医療の内容については、特に1人の被保険者の1カ月に要した医療費が200万円以上と高額であった内容のものがございます。その中身についてご説明をしたいと思います。

今年度につきましては、現在までに14件でございます。その内、6件につきましては、心臓の病気です手術や処置、そういったものを行ったケースですが、ほかの8件につきましては脳の血管、また整形外科的な病気の治療を行ったケースであります。

こういったような心臓病や脳血管疾患、そういった方々は高血圧、また糖尿病などを併発されている方が確率的には多いということから、さらに慢性的に進行することから治療が特に長期に及ぶということが当然予測され

ます。こういったことが主な内容かと思ひます。

○議長（藤本一義議員） 次に、同じく議案第18号 平成21年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算における保険給付費のうち、退職被保険者等療養費について、質疑を許します。

議案書は、同じく88ページであります。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、質疑をさせていただきます。

ただ今、坂井議員から質疑がありました同様の件でありますので、その点につきましては質疑の中で私も担当課長から発言を聞いておりました。具体的に同じような質疑であります。当初予算と比較して、何故に補正予算に当初予算以上の上回るものを補正しなければいけなかったのか。これは予算を組むときの積算の中での過ちであったのか。そういうことをきちんと今後していかなければいけないと思ひます。

試みに私、22年度の予算をみましたら、1億8,864万4,000円が予算化されているわけでありまして。そうなりますと、ただ今のこの補正の金額と合致するわけでありまして。

私は、予算の編成につきましては、常にいろんなものを想定して予算を組んでいくことが大切ではないかと考えるわけでありまして。そういうことを発言しておきたいと思ひ次第であります。

○議長（藤本一義議員） 以上で、通告による質疑を終結いたします。

ここで、昼食のため、13時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 再開

◎常任委員会付託

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

休憩中に委員会付託表を配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第2 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第2号から議案第22号まで、及び議案第32号の議案22件につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしております議案及び請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、議案及び請願等付託表のとおり各常任委員会へ付託することに、決定いたしました。

#### ◎特別委員会設置及び委員の選任、委員会付託

○議長（藤本一義議員） 日程第3 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

これより、予算審査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第23号 平成22年度中能登町一般会計予算

議案第24号 平成22年度中能登町老人保健特別会計予算

議案第25号 平成22年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成22年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第27号 平成22年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第28号 平成22年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第29号 平成22年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第30号 平成22年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第31号 平成22年度中能登町水道事業会計予算

以上、議案9件については、18人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号から第31号までの議案9件については、18人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今、設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

1番 南 昭榮議員

2番 笹川 広美議員

3番 諏訪 良一議員

4番 堀江 健爾議員

5番 宮下 為幸議員

6番 亀野富二夫議員

7番 甲部 昭夫議員

9番 古玉 栄治議員

10番 武田 純一議員

11番 上見 健一議員

12番 宮本 空伸議員

13番 若狭 明彦議員

14番 岩井 礼二議員

15番 西村 秀博議員

16番 坂井 幸雄議員

17番 小坂 博康議員

19番 作間 七郎議員

20番 杉本 平治議員

以上、18人を委員として指名いたしたい  
と思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めま  
す。

よって、ただ今、指名いたしました18人  
を予算審査特別委員会の委員に選任するこ  
とに決定いたしました。

ここで、予算審査特別委員会付託表を配付  
いたしますので、暫時休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時41分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、  
再開いたします。

予算審査特別委員会の審査は、会議規則第  
39条の規定により、お手元に配付いたしま  
した付託表のとおりであります。

◎予算審査特別委員会委員長及び副委員長  
選任

○議長（藤本一義議員） 日程第4 予算審  
査特別委員会の委員長、副委員長の選任

特別委員会の委員長、副委員長の選任を議  
題といたします。

特別委員会委員には、次の休憩中に委員  
長、副委員長の互選を行い、その結果を議長  
に報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、  
会議を開きます。

ただ今、予算審査特別委員会における正副  
委員長の互選について報告がありました。

委員長に、19番 作間七郎議員

副委員長に、15番 西村秀博議員

以上のとおりであります。

◎休会決定の件

○議長（藤本一義議員） 日程第5 休会決  
定の件について、議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会、予算審査特別委員会審査等  
のため、3月6日から15日までの10日間、  
休会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めま  
す。

よって3月6日から15日までの10日間、  
休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（藤本一義議員） 以上で、本日の日  
程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時57分 散会



平成22年3月16日（火曜日）

○出席議員（19名）

1番	南 昭 榮	議員	11番	上 見 健 一	議員
2番	笹 川 広 美	議員	12番	宮 本 空 伸	議員
3番	諏 訪 良 一	議員	13番	若 狭 明 彦	議員
4番	堀 江 健 爾	議員	14番	岩 井 礼 二	議員
5番	宮 下 為 幸	議員	15番	西 村 秀 博	議員
6番	亀 野 富二夫	議員	16番	坂 井 幸 雄	議員
7番	甲 部 昭 夫	議員	17番	小 坂 博 康	議員
8番	藤 本 一 義	議員	19番	作 間 七 郎	議員
9番	古 玉 栄 治	議員	20番	杉 本 平 治	議員
10番	武 田 純 一	議員			

○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	土木建設課長	出 雲 修
副 町 長	小 山 茂 則	農 林 課 長	表 辰 祐
教 育 長	池 島 憲 雄	上下水道課長	長谷川 良 次
参事兼総務課長	永 源 勝	福 祉 課 長	坂 井 信 男
参事兼監理課長	澤 賢 造	保健環境課長	大 森 一 義
参事兼住民課長	小 林 玉 樹	会 計 課 長	松 栄 哲 夫
企 画 課 長	広 瀬 康 雄	教 育 文 化 課 長	堀 内 浩 一
情 報 推 進 課 長	澤 伸 一	生 涯 学 習 課 長	吉 田 外 喜 夫
税 務 課 長	大 村 義 一	教 育 委 員 会 委 員 長	濱 田 繁

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

〃 北 原 奈 緒 美

○議事日程(第1号)

平成22年3月16日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（藤本一義議員） おはようございます。

ただ今の出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（藤本一義議員） 日程第1 一般質問

これより、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は、1時間ありますので、守っていただくようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、的確な答弁を求めています。

それでは、通告順に質問を許します。

16番 坂井幸雄議員

〔16番（坂井幸雄議員）登壇〕

○16番（坂井幸雄議員） おはようございます。

啓蟄も過ぎ、三寒四温ということで、気候もいろいろと変化しているこの頃でございます。今日も寒い日でございますが、それでは質問をさせていただきます。

まず最初に、この大きな議会でちょっと失礼な一般質問かと思うんですけど、お許しを願ひまして「一礼運動について」でございます。

“一礼”は、挨拶または時の氏神と昔から言われております。日本人の精神文化のほんの一部でございますが、公的な会議や協議会などに、その他審議会などにおいて、冒頭にさりげなくお立ちになって、一同礼ということで始めたらいかがかなということでござい

ます。

といいますのは、先般、生涯学習のついで、講師の今村司先生が「何でもいいがPRできるのは日本一になればいい」ということで、そういう講演だったと思います。それで、たまさかではないんですけど、中能登町の隣の町の七尾市に和倉温泉がございます。和倉温泉の加賀屋さんが「もてなし」並びに「思いやりの心」ということで旅館部門の総合部門で30年連続日本一ということでございます。

その隣町でございますので、節度をかいする意味におきまして、一同礼をさりげなくやって開始すればいいんじゃないだろうかという思いでございますので、どうかその件に関して、町長、課長会議に諮っていただきまして、実行できるように取り計らっていただきたいと思いますが、町長のご意見を賜りたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

坂井議員の「一礼運動について」のご質問にお答えをいたします。

公的な会議や協議会等の冒頭に一同さりげなく一礼してから開催するという運動についてのお話であります。 “礼”をすることは、相手への敬意や感謝をあらわすとともに、神聖な場への敬意を示すものであり、とても大切な行為でなかろうかと思ひます。

また、入学式や卒業式、またいろいろな式典等におきましては、最初と最後に一同礼ということも行われておりますし、また、先般、広域圏の議会におきましても議員、そして執行部の方々も最初に立ち上がりまして“礼”をして始められたということもございします。

また“礼”のみならず、それに併せて“挨拶”を交わすことも大変大切でなかろうかと思ひます。

こうした行為は、意識せずにお互いに自然

と行われるのが理想であります。

ご提案をいただきました精神はとても重要なことであります。

これからも意識して行うよう周知していき、中能登町民であれば、誰もがさり気なく一礼をする習慣となるよう広めてまいりますので、よろしく願いいたします。

また、課長会議等でも話をしながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 町長の答弁をもらったんですけど、課長会議に諮っていただきたいというのは、課長会議主管の会議がございますので、その時にも併せてやっていただきたいと思います。それと、議会側に関しては、作間議運の委員長さんがおいでますので、このことも議運に一回諮っていただきまして、討議をしていただきまして、その答えをまた藤本議長、全員協議会で諮っていただければ幸いかなと思います。

それでは、2番目にいきます。

農業関係でございますが、大変難しい、分かりにくい様でございますが、政権交代後、初めてのマニフェストということで、農政大転換として農家の戸別所得補償制度のモデル対策が4月から始まるわけでございます。それに併せて農協さんなどが、中能登町に7箇所、その他の集まりで2箇所ということで、9箇所の説明会を開いておられるそうでございます。

新規のことなので、なかなか分かりにくい点が多々あったかと思いますが、昨日、一昨日の農協さんのリーフでは、農業戸別補償制度の詳細な説明も載っておりましたが、少し分からない点が多々ありますので、この件に関してご説明願いたいと思います。

新しい農政では、主食米の米の生産調整とその他の食料自給率向上ということで、分離して農業者に求めているような政策ではない

かと思えます。

自給率向上を一つ目指しているわけですが、この点に関していろいろと難しい問題がございますが、一つお願いします。

主食用の米の生産についてでございますが、これはどのような方向に転換されるのか、その次には、主食用米以外の作物でございますが、野菜など戦略作物がいろいろとございますが、そのことに関してどのような補助対象になるのかお知らせ願いたいと思います。

それと、激変緩和措置でございますが、激変緩和措置としては、この間の新聞では、石川県は3億7,400万円ということで、地域の生産者の収入の安定を図るために、各地区の協議会に配分して交付金を助成するというところでございます。国の助成単価に上乘せということがこの分野かと思えます。転作補助金が2008年と同じ水準になるように調整するために、石川県の推進事業費が8,074万円ほど計上されておりますが、この配分にあたりまして、当町の配分はどのようなになっているのか教えていただきたいと思えます。

それと、不作付地の水田の改善計画というのはどのようなことをいっているのか、ちょっと難しい問題でございます。調整水田などの保全管理水田でもって、生産調整達成農家者には、作付できないというようなことが書いてあったかなという思いでございます。それで、改善計画の達成年度を示して市、町に認定されれば所得戸別補償制度の対象になるというようなことが書いてあるんですが、このことに関してどのようなことなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 米の戸別所得補償制度についてのご質問であります。

民主党政権が、マニフェストで掲げておりました制度でありまして、農業農村整備事業予算が対前年度63%削減に比べ、この制度は総額5,618億円が財務省との折衝で満額



確保されたことは、記憶に新しいところであります。

制度の概要につきましては、農林課長より説明をさせますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

〔表辰祐農林課長登壇〕

○表辰祐農林課長 お答えをいたします。

説明会のこともおっしゃいましたが、先月、町内を7つの箇所に分けて、北陸農政局と県と私どもと農協とで説明会を行いました。

こういうパンフレットはご存知だろうと思います。これに基づきましてお答えをさせていただきます。

今年の4月から始まる新しい制度につきまして、お答えいたします。

主食用米につきましては「米戸別所得補償モデル事業」という名称でございます。生産数量目標に即した米の生産を行った農業者を対象に所得補償をする事業でございます。生産調整を守った人が申請して、受け取ることができる補助金ということになります。

補助金の交付単価につきましては、全国一律で10 aあたり1万5,000円を定額で交付しまして、モデル事業でございますので、今年22年産米がもしも米価が下落した場合には、追加で補填されることになっております。

交付対象者は、生産数量目標の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家、もしくは集落営農組織のうち、水稻共済加入者又は21年度の出荷・販売の実績のある方となっております。

交付金の対象面積は、主食用米の作付面積から、自家飯米・縁故米と認められる、一律に10 aを控除した面積に対して10 aあたり1万5,000円ということになります。

それから、野菜等の主食用米以外の作物についてのご質問でございますが、事業名は「水田利活用自給力向上事業」というものでござ

いまして、麦・大豆・米粉用の米・飼料用米等の生産を行います販売農家に対して、主食用米の所得を確保できるように水準の支援をするということになっております。

交付単価は、自給率向上のために取組む麦・大豆等の作物につきまして、全国統一単価が示されております。

対象の農業者は、捨てづくり防止の要件を満たし、交付対象作物を生産する農業者や集落営農組織となっております。

それから、3番目の激変緩和措置ということにつきましては、今回、国が示しました全国一律の交付単価だけでは、以前から国の今回定めた単価よりも高い単価を設定した地域、当町も一部ありますが、そうした所につきましては、急激な助成額の減少ということになりますので、地域においては、これまでせっかく構築してきた生産体制が崩れるという恐れがあります。そのような状況を補うための措置として激変緩和措置、これが設けられております。

この措置は、県段階と町の段階で実施することとされておりました、県段階では先ほどおっしゃいましたように、去る3月3日に石川県の水田農業推進協議会総会で転作作物の交付単価の調整が行われております。

中能登町につきましては、総額で1,806万4,000円の激変緩和措置の調整枠が示されております。

ただ、この1,806万4,000円をどの作物にどれだけ上乘せするかというのは、町の水田農業推進協議会で決定いたしますので、現在まだ決まっておりません。早い時期に決定をして公表したいと思っております。

それから、4つ目の不作付地となった水田の改善計画はどのようなものなのかということでございます。

自給率の向上を図っていくためには、不作付地をできるだけ少くして、水田が有効に利用できるようにしていくことが重要かと思

ます。

不作付地をもって生産数量目標を達成しようとする農家の方は、今回の制度では、改善計画を町に提出して認定を受けてもらうということになっております。

内容につきましては、地番と面積、作物が栽培できないことの理由、そしてその改善に向けた具体的な取組み内容、その達成予定年度などを町の方に申請をしていただくということです。

いろいろと、わずらわしい申請が残されているわけですが、この4月1日から既にスタートいたします。

今、目前でございますけれども、申請様式等につきましては、本日現在、まだ国の方から決定した様式が示されておりません。今後、決定次第、何らかの形で農家の方に相談する機会を設けないと、初年度でございますので大変混乱することが予想されます。そうしたことで慎重に取り扱っていくと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 答弁をいただいたんですけど、なかなか難しい事柄がおうおうにあるかと思えます。

最後の4点目の不作付地になった水田の改善計画ということでございますが、このことに関しては、何で不作付地になったかということは、今まで減反政策で強制的に減反されたところが不作付地になっているわけでございます。それで今、改善計画を立ててどうのこうのと言われても、減反政策の一環のうちの用地でございますので、それを大がかりな改善をしないと畑地や水稲などは向かないと思うんですけど、この点、改善計画を立てるだけではいけないのかなということでございますが、その点、課長さんの思いがありましたら教えていただきたいと思えますし、もう一つは、先ほどの米以外の作物でございますが、少し立ち入った話でございますが、

七尾市さんでは戦略作物ということで中島菜、沢野ごぼう、いちごなどがあるんですが、以前は3万円～9万円の補助があったということでございますが、今回この制度で補助金が減額するというので、七尾市自体が補助を出して反あたり4万円ほどということをやっているんですが、そうでもしないとなかなか米以外の作物には手が出ないと思います。

また、中能登町の一環としてちょっと述べさせていただきますが、白ネギ部会がございまして、全部で七尾鹿島J A能登わかばの管内では145件がございまして、その内に中能登では45件がネギを栽培している人がおられます。面積にしては22町歩ほどが全体的にありまして、中能登町では6.32町歩ほどでございます。野菜は気候に左右されますので、J A能登わかば全体としては、今回は1億5,000万円ほどを目標にしているんですが、8,680万円ということでありまして、中能登町では1,456万円を目標にしていたわけですが、800万円ほどということでございます。野菜は大変難しいんですけど、できるだけ道の駅なんかも目標としておられますが、地域は海がないので野菜が地場産業の一環になろうかと思えますので、是非とも米以外の野菜農家さんに対して何らかの手を打っていただきたいということでありますが、課長さん、その点、思いがあったらお聞かせ願いたいと思えます。

今回も22年度予算では、白ネギ30万円、野菜は100万円とうってございます。そのことに関して、質疑でもカラー野菜の大根やキャベツなど、大変販売が伸びないということで苦しんでいるわけですが、その点、課長、何か思いがあったらお知らせ願いたいと思えます。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 お答えいたします。調整水田等の不作付地をもって生産数量目標を達成する農家、これらの方は作物の栽培ができ

ない理由と期限を定めた改善計画を町に提出していただき、そして認定を受けていただくということは先ほど申し上げましたが、非常に難しく達成要件が満たされるのかどうかというご心配もあられると思います。

私は、今のこの段階では、国が目的としている、そういうことしか申し上げられないわけですが、国はこうした問題につきましては、食料自給率の向上を図っていくためには、水田の不作付地をできるだけなくして、有効に活用されるようにしていくのが一番の課題であると。そのためには、その改善計画というのは、大変難しく思われがちでございますが、例えば、作物の栽培ができない理由というのは、どういうものを書けばよろしいのか。例えば、連作障害を防ぐために休耕しているということ。あるいはブロックローテーションの計画に即した作物の栽培を行っている。あるいは、湿田で麦・大豆の作付ができない場合には、農協等と相談をして飼料用米等の作付を検討していきたいなど、それぞれの具体的なものを少しずつ書いていただければそんなに難しいことはないのではないかなと思っておりますし、国もそんな厳しいところまでは求めていないようでございますのでご理解をお願いいたします。

それから、作物の単価につきましては、先ほども言いましたように、石川県の水田農業推進協議会が3月3日に開催されました。当町へもその配分があったわけですが、具体的に大豆・麦を中能登町で作っていた場合は、昨年までは10 aあたり4万2,000円でありました。そして、議員がおっしゃった野菜等、振興作物等につきましては、昨年までは2万円でありました。失礼いたしました。麦・大豆につきましては5万3,000円でございます。

ところが、今年、石川県の水田農業推進協議会がこれまで示した野菜ですね、小菊南瓜、中島菜、カラー野菜、金糸瓜等々、当町

でも沢山作っておりますが、それらは何と県が示したものは10 aあたり2,000円でございます。その2,000円に町としてどれだけ激変緩和措置として上乗せをしていくか。そういったようなことを先ほど議員もおっしゃった、今までの経緯を勘案しまして、そして調整枠いっぱいにはできるだけアップしていきたい。そのように考えております。そういうことでよろしくご理解をお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） ちょっと外れますが、主食米の作物は作物なんですけれど、今回、統合中学校の予定地ですけれど、今期は作物ができるのかどうかということですが、難しい選択肢でございますがどのようにすればいいのかお教え願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 統合中学校の敷地の農地面積は5.7haくらいでございます。統合中学校の敷地として、農地以外のものにする時には、農業振興地域からの除外の申請をしなければなりません。この農業振興地域の整備に関する法律というのは、昨年6月に改正されて12月15日から施行されております。これまでの法律ですと、学校とか病院とかといった公共施設につきましては、農振除外の手続きは不要であったわけですが、新しい法律のもとでは、これが一般案件として手続きを進めなくてはいけないというふうになりました。

本日現在、まだ教育委員会サイドからの基本概要と申しますか、設計等が上がっておりませんので、それが手に入り次第、直ちに農振除外の手続きを進めますが、先ほど言いましたように新法の適用で、これまでのように、例えば3カ月とか6カ月とかいうような期間がはっきりと分かりません。従いまして、3カ月であれば6月ぐらいには決着がつくんですけども、半年ということになりますと稲

を植えても刈り取りできる期間になりますので、ただ今のところは稲を作っていただいて、そして生産調整も守っていただければよろしいのではないかなと、そのように考えております。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） その次に進ませていただきます。

国保料金の改定についてでございますが、いろいろと委員会や質疑などには相当改正案を出させて審議したわけでございますが、なかなか世の中の不景気も伴いましていろいろと難しく、住民に負担がかかるようなことがおうおうにあらうかと思えます。

ただ、長寿の社会になりまして、後期高齢者、少子化対策ということでいろいろと医療費が嵩むわけでございますが、町の国保の改正もございまして、社会保険でも改正がございました。

4月からでございますが、石川県支部では8.21が9.36、1.15%の改正でございますし、介護保険は石川県連合会がありますので、一律1.19から1.50でございます。0.319%上がっております。健康保険の上げ率の9.36%のうちの5.86%が加入者の給付に充てられ、基本保険料となり3.5%が後期高齢者ということでございます。これは協会けんぽでございます。それに併せてではないんですが、社会保険事務所も社会保険協会も難しいわけでございますが、中能登町の国民健康保険もこの改正をもって少しでも一般会計から繰入を少なくしようという趣旨でもって改正案でございます。

今までの経緯を眺めますと、17年の合併前で国民健康保険の基金が1億3,000万円ほどありました。それが、17年が3,608万円、18年が4,110万8,000円、19年が5,681万4,000円ということで、19年度で使いきったわけでございます。

それにあわせて一般会計からの補填という

ことで何とかやりくりしているわけでございますが、大体、18年度からはトータル的に国民健康保険は17億8,000万円、19年度が20億5,000万円、20年度が18億9,000万円、21年度が今回の補正も合わせて21億1,228万円。

それで、改定案として22年度が20億7,200万円ということでございます。これで特別会計が0というわけでございませぬので、この試算では4,645万円ほどが一般会計から繰入れるわけでございますが、この点、いいか悪いかは別として、町長はどの範囲が適当かということで査定したわけでございますので、その点の思いを述べていただきたいと思えます。議会にも審議しましたんですけれど。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、後期高齢者支援金分と介護納付金分に対し、国庫等の公費や現在の国保税を充当しても財源不足となることから、税率等の見直しをさせていただいたものであります。

現在、不足する財源につきましては、一般会計からの繰入金を充てております。繰入金の額は、平成19年度は5,383万円、平成20年度は990万円、今年度は3月補正後の見込み額は1億450万円となっております。

被保険者1人あたりでは、平成19年度は7,400円、平成20年度は2,000円、今年度は2万700円の見込みとなります。

今回の改正により、1人あたりの税額は8万3,000円から9万8,000円と約1万5,000円の増加が見込まれ、国保加入者の皆様には大変ご負担をかけることとなります。

しかしながら、今回見直し後においても、なお一般会計から4,600万円の繰入を予算化している現状であります。

このように、国民健康保険会計の運営は財政的には大変厳しい状況にあります。

町民の皆様の負担を少しでも軽くするためには、医療費の増加を少しでも抑えることが大切であると考えております。

今後は、医療費の実態や適切な医療のかかり方についてもお伝えし、国保税についての理解を得ていただけるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 先ほどの答弁では、医療費の抑制ということですが、質疑でも委員会でも課長さんが住民健診を受けていただきたいということですが、

それで、私の思いとしては、住民健診も確かにやっていたきたいと思うんですけど、社会保険の健診もございまして、職員共済も健診もございまして。職員共済は1年に1回は必ず受けなければならないという義務付けがあるんですけども、これをプールにしてどこでも家の人が健診のある所で受けていただきまして、それをレセプト、報酬は交互に交換しては、より以上に健診がスムーズに行くのではなからうかと思えます。事務的な煩雑があるかと思えますが、そのようにすれば種目、受ける科目なんかでもばらつきがありますが、それも統一してやっていただければいいんじゃないかという思いであるんですけど、その点、課長さんの思いがあったら述べていただきたいと思えます。

○議長（藤本一義議員） 坂井議員、質問の通告書には、国民健康保険税と後期高齢者医療があったんですが、後期高齢者は今回質問から外しますか。先ほどから質問されていないものですから確認はいたします。

○16番（坂井幸雄議員） 後期高齢者は違う観点から言おうと思えますけれど。

○議長（藤本一義議員） 暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大森保健環境課長

〔大森一義保健環境課長登壇〕

○大森一義保健環境課長 坂井議員の再質問にお答えいたします。

先ほど議員の方からご指摘もありましたが、今の新しい法律が改正されて、各保険者で責任をもって健康管理に努めるということで、特定健診というものが法律上は義務化をされております。

現実的には、中能登町におきましては、40歳から法律では74歳までの国民健康保険の加入者の方が対象でございます。

町といたしましては、特に弾力を効かせまして30歳から74歳までの国保の加入者の方、また、30歳から39歳の非被用者保険、本人じゃなくて被扶養者の方々にも範囲を広げて健診を受けていただくというふうなことになっているのが現状でございます。

各保険者が責任を持って一応健康診断を行うということが法律上決まっておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 制度上いろいろとありまして、なかなか範囲が広がったということで、そういう共通的な健診はできないというわけですが、できるだけ健診していただきまして、質疑や委員会でも課長さんは高額医療費にならないようにということでございますので、初期の健診が大変大切かと思えます。その点、できるだけ住民が初期健診を受けられるようお願いしまして質問を終わります。

○議長（藤本一義議員） 続いて、3番 諏訪良一議員

〔3番（諏訪良一議員）登壇〕

○3番（諏訪良一議員） 3件について一般質問をしたいと思います。

最初に、10年度の農業振興についてであ

ります。

政府の行政刷新会議が行った事業仕分に伴って、農業関係の予算や政策などが従来に比べ大幅に見直されるとともに、その内容が大変複雑となり、農業者のみならず県、市町や農業者団体の関係者が一様に困惑されているのではないかと推察します。

主食米から穀物への転作を支援する水田利活用自給力向上事業、米農家の赤字を一律に補填する米の戸別所得補償制度などについて、当町においても7会場で説明会が開催されたようですが、この時点においてもなおかつ不明な点があり、水稻の育苗準備に取りかかろうとしている今日になっても、短期間ではあるが担当者自らがその内容を熟知して生産者の方々への周知徹底を図り、円滑な運用に万全を期してほしいものと思います。

また、特産物の育成事業にあっては、消費者ニーズを踏まえ、その生産物が特産物として一人立ちできるまでの生産から販売まで、あるいは生産から加工、販売までの一環した支援事業であるべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

ほ場整備の促進については、当初の計画どおりに事業が実施できるのか、新規に実施予定地区が事業に着手できるのか、また、これから新規採択がありうるのかなどについても懸念されています。

そこで1点、水田利活用自給力向上事業の推進。2つ目に、ほ場整備事業の促進、継続実施地区新規実施予定地区、新規採択の可能性などについて伺います。

特産物については、生産するよりも販売することが大変重要でもあり難しい時期でもあります。

そこで、販売戦略をどのように今後進めていかれようとしているのかについても伺います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の質問にお答えい

たします。

2010年度の農業振興について、新たな制度と県営ほ場整備事業の促進、それに特産物の育成についてという質問であります。

新たな制度につきましては、先ほど、坂井議員の質問での答弁に順ずると思いますので、私からは、ほ場整備事業の質問に関連してお答えいたします。

私は、これまで、長らく国の土地改良事業予算を見てきましたけれども、2010年度の予算ほど大幅に削減されたことは記憶にありません。政府が決定した予算案は対前年度比36.9%であります。これはピーク時の1997年度の当初予算の17.3%にあたります。

当町におけるほ場整備事業実施率は県下市町の中でも低いほうであります。それでもここ数年、ようやく機運が高まり、当初予算でも継続4地区、新規1地区、暗渠排水1地区、用排水施設整備1地区、ため池整備新規1地区を計上しております。

土地改良事業は、運よく整備ができてしましても、一度実施してしまえば終わりではありません。用排水路も取水施設も、ため池も暗渠も、いずれ再修繕が必要となります。土地改良への投資は農業という産業への主要な設備投資でもあり、これを怠ると農村の崩壊を招きかねないと思います。

私は、今、県のほ場整備事業推進協議会の会長の職務を仰せつかっているところから、農業・農村が混乱しないように、十分な予算の確保について、国に働きかけていきたいと思っております。継続地区の進捗状況につきましては、詳細につき農林課長から答弁をさせますのでよろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 諏訪議員のほ場整備事業の継続実施地区の状況についてお答えをいたします。

21年度末の実施状況でございますが、平成19年度採択の東馬場地区につきましては、

計画面積が43haの内、27haの区画整備工事を実施し、その内9haの暗渠排水工事がほぼ完了いたしております。事業費ベースで進捗率は約46%でございます。

それから、平成20年度採択の滝尾南部地区につきましては、計画面積が93haの内、11haの区画整理及び調整池等の整備を実施しております。進捗率は約25%でございます。

また、21年度新規採択を受けまし羽坂地区26haにつきましては進捗率が6%、西馬場地区25haにつきましては進捗率が5%、能登部地区75haにつきましては3%でございます。いずれも測量設計を実施いたしまして、本年度から工事に向けた準備を整えたところでございます。

それから、新規地区実施の見通しはあるのかということでございますが、下井田地区25haにつきましては、新規採択に向けて21年度に事業実施計画書を策定しまして申請をしております。

県の方からは、当初予算の数字の内示をいただいておりますので、ほぼ間違いのないだろうなと思っております。これらの整備につきましては、採択時点で、概ね5年間の事業期間が設定されております。

ただ、今回の事業費の配分等をみてみますと、少し長くなるのではないかなあと、そのような考えも持っております。

次に、一番最初におっしゃいました、水田利活用自給力向上事業につきましては、この事業は食料自給力の向上を目的に創設されました。大豆、麦、新規需要米などに戦略作物としての位置付けをして、全国一律に助成をするものでございます。

単価水準は、麦、大豆、飼料作物が10aあたり3万5,000円、米粉用、飼料用などの新規需要米が8万円でございます。そば、菜種、加工用米が2万円、その他作物が1万円となっております。

二毛作を行う場合には、別途1万5,000円の助成が受けられることになっております。

そのほか、大豆、麦につきましては、これまでの水田経営所得安定対策の交付金が措置されることにもなっております。

先ほどの質問にもありましたように、激変緩和措置による交付単価につきましてもしているわけですが、今後中能登町で決定をすることになります。

それから、特産品の育成につきまして、生産と加工と販売まで考慮した体制にできないかということでございますが、中能登町では平成19年度から「中能登町園芸産地活性化推進事業」として、キャベツ、人参、あるいはブロッコリー等々の作付けの推進と普及の活動をしてまいりました。

この中では、併行して、能登白ネギの作付推進事業にも一番力を入れまして、作付けの拡大も図ってまいったところでございます。

平成22年度からは、このカラー野菜の中でも、近年農協が扱うことになりましたキャベツ、ブロッコリー、赤大根の能登娘、これらの作付けについて助成をすることにしております。

議員のご指摘のように、生産を主体とした対策だけではなく、今後は、加工、販売に対する支援もした方がいいのではないかとのご指摘もいただきましたので、22年度はJAや生産者組織も含め、連携を深めまして、消費者が何を一番求めているのかといったアンケートや市場調査等もやってみたい。そして販売促進に関する活動にも力を入れていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 転作の関係ですけれども、農家の現場の声、あるいは地域の実情などを勘案しまして、何を重点にして進めていこうとしておられるのかについて質問、

答えを求めます。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 先ほど言いましたように、平成19年度から重点的に中能登町での特産品作りを模索して、いろいろな施策を進めてまいりました。

その中で、白ネギにつきましては、補助金としては一番高いものを設定して、今日まで進めてまいったわけでございますが、カラー野菜につきましては、いろいろと反響もありまして作付けを進めてきたわけでございますが、そうした中で、農業者の声というのは、せっかく生産をした作物が全て消費者の方にお届けできない、あるいは市場に出しても売れ残る等々といったような不満といえますか、そういう気持ちが伝わってきます。その裏では、価格の低迷というものがついて回っています。

昨年、出荷をしていただいた春キャベツが一番多かったわけでございますが、1キロ71円が平均単価でございましたし、秋キャベツにつきましては52円。それから能登娘につきましても67円。ブロッコリーは166円といったような生産者からしてみればもう少し高くあってほしいと、そういう切実な願いがあります。

そうしたことで、そういう「町が進めるカラー野菜のために協力をするよ」という農家の方が大変有難くいらっしゃるわけですので、そうした農家の声にも傾けて、これから進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 今度、新たに国が進めようとしている戸別所得補償制度、これを進めることによって町内では、これまで集落営農ということについて築いてきたところですが、この営農体制が崩れやしないかということが懸念されておりますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。お答え願

います。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 新しい制度の導入にあたって集落営農とか、いわゆる認定農業者がこれまでの国の政策と少し相反するところがあるのは事実であると私も思います。

これまでは、認定農業者に対しては、4ha以上の農地をまず集積をなさい。それから集落営農につきましては、まず20haを集積しなさいというのが国の支援でございまして、これにつきましては集中的な補助が出ていたわけでございます。

それが今回一変して、戸別の農家に所得補償をするというようなことで、議員が今おっしゃったような心配がでるのではないかというような、そういう懸念も国自体も持っているところでございます。

事実、これまで発表されてから、滋賀県あたりで集落営農からの離脱といったようなものも報告されているようでございますが、中能登町では幸いに今日まで実際に離れたという報告はございません。

集落営農組織、7組織ありますが、これまで同様に支援もできる限りしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 特産物という観点から考えていきますと、野菜も抜きにするという考えはございませんが、特産というような擁護の考え方からいきますと、やはり永年作物のころ柿、あるいは課長が去年、一昨年よく言われました三郎柿、このあたりの販売に向けての支援、まだまだ課題があると思うんですが、この点をどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 質問事項をちょっと聞いていなかったので確認させていただいてもいいですか。

○議長（藤本一義議員） 暫時休憩します。



午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（藤本一義議員） 再開します。表農林課長

○表辰祐農林課長 お答えします。これまで県の事業等を入れて支援をしてきました三郎柿、それからころ柿等につきましても野菜と同様に推進していきたい。

その理由は、能登わかばさんが平成19年度につくっておいでる農業振興5カ年計画をこれまで忠実に守り、さらにまた軌道修正もしながらきております。その作物と果樹等も含めて振興していくということには変わりはありませんのでそのようにしていきたいと思えます。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） それでは次に、水道料金の改正についてであります。

谷本知事が県議会2月定例会の代表質問で、県内の7市5町に供給している県水道水の料金を新年度中に1㎡あたり20円程度引き下げるとの喜ばしい方針を示されていましたが、5選を果たされた15日の記者会見では、早ければ7月から実施するとの考えを示されました。

長引く不況で町民の生活は大変厳しい状況にあり、家計の負担もできるだけ軽減したいとの理由から値下げに踏みきられたようです。

県水単価の引き下げが実現した場合において、受水している当町においても必然的に料金が見直されるものと推察します。仮に受水している水道料金が1㎡あたり20円程度引き下げられた場合、町の水道事業特別会計において年間にしてどれくらいの恩恵をこうむるのか、また各家庭が支払う水道料金が月額にして現在に比べどれくらい安く設定できるのか。これらのことを踏まえまして水道事業特別会計の収入、世帯あたりの月額平均水道

料、給水料金の改正などについてお尋ねします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の水道料金の改正についてお答えいたします。

まず1点目の水道事業会計の収益的収入においては、主に水道使用料に伴う給水収益であります。

平成17年度から平成20年度の実績では、最小は平成19年度で2億8,600万円であり、最大は平成17年度で3億1,600万円でありました。

今日、人口減少傾向にあることや長引く不況下のもと、節約する家庭、また地球温暖化防止に取り組むエコロジーな観点から節約に取り組む家庭などがあり、給水収益の増は見込めないのではないかと考えております。

また、一世帯あたりの月額はいくらかということでもありますけれども、平成20年度の実績で見えますと、一世帯あたり3,498円になっております。

また、給水料金の改正はという質問でありますけれども、現行の給水料金は、平成17年4月より合併時、一番安い旧鳥屋町の料金を適用したものであります。

このため、平成17年度から平成19年度の3年間、料金格差是正分として一般会計より年間4,200万円余りを繰入れをし、事業経営を行ってまいりました。

しかし、平成20年度からは、料金格差是正による助成金がなくなったために、平成20年度決算では、2,700万円の不足となっております。

現在の収支体系で進みますと、平成21年度から毎年、2,000万円から2,400万円余り不足する事が見込まれます。この不足を補填するため、未処分利益剰余金及び利益積立金を合わせた7,600万円を不足に充てていきますと、平成23年度には補填財源が無くなり、平成24年度から料金の値上げが必要

になると思われます。

このような状況のもと、先般、県議会定例会で谷本知事が県民の支持が得られるならば、県水の受水単価を1トンあたり20円引き下げを行う旨の話がありまして、今言われたように、先ほどの選挙までは7月からしたいというようなお話でありました。

もし、1トンあたり20円引き下げとなった場合、支出におきましては単年度で見ると県水受水費が約700万円程度抑えることができると思っております。経費的に考えますと、それ以上の損失がありますため、給水料金の値下げに反映することは非常に現在では困難でなかろうかと考えております。

ちなみに、近隣の市町の水道料金を見ますと、中能登町が1トンあたり1,365円、七尾市が1,490円、羽咋市が1,837円、志賀地区が1,575円、富来地区が2,415円、押水地区が2,100円、志雄町が1,837円、穴水町が2,374円と、この近隣では一番安い料金でございます。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 水道事業特別会計の健全化と各家庭への水道料金の軽減化について、今後どのような方策をとられようとしておいでなのかについて伺いたいと思いません。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今もお話をいたしましたように、このままいきますと23年度で積立金も全て無くなります。そういう中から24年度には上げざるを得ないという状況でありますけれども、今後の経済状況などを見ながら24年度には皆さんと相談もしながら考えてまいりたいと思っております。23年度まではこのままでまいりたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） この先、あまり明るい話ではなかったわけですが、あまり深みにはまらないうちに、町民の方へのご理解を

いただいて、上げるものは上げざるを得ないのではないかと、このように思いますし進めさせていただきたいと思いません。

○議長（藤本一義議員） 諏訪議員、それでは一度ここで、25分まで休憩をいたしますので、再開してからお願いいたします。暫時休憩いたします。25分に再開いたしたいと思いません。

午前11時18分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。諏訪良一議員、質問を下さい。

○3番（諏訪良一議員） 次に、進展しない行政改革について質問したいと思います。

早いもので先月の21日、めでたく中能登町合併5周年の式典が盛大に挙行されました。反面、5年間も経過しているにもかかわらず、今なお改革されずに続いている慣例が見受けられ、行政改革に関わる執行部の意気込みに疑問すら感じます。

予算書が出き上がるまでには、幾度となく厳しいヒアリングが実施されていることについては十分承知しているがゆえに残念でなりません。

平成20年度一般会計予算書109ページの補助金の説明の中で、町民謡民舞発表会18万円、町文化協会280万円と記載されていることの不自然さ。この不自然といひますのは、本来ならば町文化協会280万円の内数であるべきところが、18万円別枠で記載されているということです。担当者に質問したところ、合併以前の旧町時代から、この点については先般の高校の教育振興費と全く同じケースであるように思いません。

このように、「別枠で取り扱ってきています」との答弁でした。なぜ特定の団体のみを別枠にすべく必要が生ずるのか私には理解できません。

町文化協会の加盟団体も民謡民舞発表会を行っています。協会に加盟していない団体も民謡民舞発表会を開催しております。

私たち議員が率先して行財政改革特別委員会を立ち上げ、町政上の課題や問題点などを順次取り上げていかに議論を積み重ねてはみても、終局は執行部の指導力と決断力、加えて実行力なくして私たちの取り組みも単に水の泡としか例えようがありません。

これらのことを踏まえまして、改革できない要因、全員協議会や委員会等での質問事項、指摘事項についてどのように受け止めておいていいのか、改善策などについて答弁を求めます。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 進展しない行財政改革の質問で、例として平成20年度予算の文化協会と民謡民舞発表会の補助金について、現在も変わっていないのではないかとこの質問でございます。詳細につきましては、担当課長より説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（藤本一義議員） 吉田生涯学習課長  
〔吉田外喜夫生涯学習課長登壇〕

○吉田外喜夫生涯学習課長 ただ今の進展しない行政改革についてということの中で、例としての平成20年度予算の文化協会280万円の予算、それから民謡民舞発表会に18万円の予算計上してあるのについて、未だに変わっていないのではないかとこのような質問でございます。

議員のおっしゃるとおり、平成20年度当初予算では民謡民舞発表会、並びに文化協会の補助金を別々の枠で計上しております。その後、21年度の予算についてですけれども、その民謡民舞発表会の補助金並びに文化協会の中で、活動補助金の重複というような指摘もございました。

そこで、平成21年度予算については、議員のおっしゃったとおり文化協会の活動補助

金の中に含まれるのではないかとこのようなことでありました。そういう指摘もありましたので、21年度予算については文化協会補助金、従来からの280万円に民謡民舞発表会補助金18万円を上乗せした形で298万円の文化協会補助金として計上させていただきました。そして、文化協会の中でその議論をしていただければというような思いでありました。

ところがその後、文化協会活動の中で行われている議員のおっしゃっておいでます教室、講座等、そういうグループ等の発表会への補助金と民謡民舞発表会補助金の18万円というものの格差、不公平感があるというような文化協会の中での議論がありまして、昨年12月、文化協会の理事会の中で民謡民舞発表会の方々と協議調整を図っていただきました。

その結果、単独での民謡民舞発表会補助金18万円については、削減してくれというようなことでもございました。

そこで、22年度、新年度予算については、その18万円の民謡民舞発表会補助金としての枠を減額したものと280万円に戻しました。ということで、平成22年度、新年度予算にはゆっくりではありますが、財政改革というような意味合いになってしまったのかなと思っております。

ただ、22年度、新年度予算については、この文化協会補助金280万円の中に、文化祭り事業分といたしまして100万円を盛り込んでおります。

それについては、平成20年度、21年度の文化祭りの実行に対し、100万円の割付けというような申し合わせが少し窮屈だというようなことを聞いておりましたので、その文化祭り補助金の100万円については、10万円の増額をし110万円として、合わせて新年度予算には290万円、結果的に従来からの文化協会補助金に対する10万円の増額

ということで調整をさせていただいたということであり、そういう結果が新年度の予算に盛り込んであります。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 表向きは合併5周年ということで、誠に立派に行った式典ではあったんですが、裏を見ますと合併以前、旧町時代から今日まで、なぜ5年間も執行部の方がこの予算書に気付かれなかったかということが今回、質問にたった経緯であるわけです。ですから、18万円うんぬんではないわけです。別枠にとってあったということが問題でもあります。

それからもう一つ疑問に思っているのは、文化協会に加盟していない団体がどのように補助金の交付申請をどこへされたらいいんでしょうか。この点について伺いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 吉田生涯学習課長

○吉田外喜夫生涯学習課長 ただ今の再質問にお答えいたします。

文化協会に加盟していないと申されますけれども、この民謡民舞発表会のことだと思います。その中にはもちろん文化協会に加盟している方々、今年度13団体の方々が参加しておいでです。その中で何団体かの方々は文化協会に実際は入っていないということは聞いておりますが、実際にその民謡民舞発表会が開催された後には加盟したということも聞いております。どちらにしても補助金についての申請は、全てにおいて町長宛に出しております。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） お金にすれば5万円、あるいは18万円ということではあると思うんですが、それよりもやはり大きいのは行財政改革に対する意気込み、このあたりが問題だと思います。そういうことからこれから先、1円でもお金の欲しい町ではなかろうかと思えます。自主財源の落ち込み、税の

滞納、小学校、中学校の統廃合等を勘案した場合、相当な決意で町ならではの事業仕分けをすべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。答弁を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 まず、これまで幾度となく行政改革についての質問が出、またお答えしております。その都度、経過報告を申し上げております。

具体的には合併後、今日まで組織機構の見直しを行いながら、職員の早期勧奨退職の実施や新規採用を抑制し、また保育園保育士についても指定管理者制度への導入を慎重に検討しながら、必要最小限の採用を行ってきております。

また、保健センターの統合や教育委員会を生涯学習施設に移すなど、施設の有効利用、また、入札制度の見直しなどに取組んできたところであります。

この結果として、12月議会でも申し上げましたが、地方財政状況調査の平成17年度決算と平成20年度決算の経常的経費の比較では、人件費で約1億5,300万円、物件費、施設維持管理を含めまして1億6,800万円が減少となっております。このことは、行革の進展があり、それなりの成果・効果として評価できるものではないかと思っております。

さらに、今議会に上程いたしました議案第7号から議案第15号までは、料金の見直し、税率改正、施設利用の見直し等、いずれも行革の一環として条例改正をお願いしているものであります。これらは、行革会議、横断的な庁内会議等において検討した結果を条例、予算の形で上程いたしましたところであります。

しかし、これまでは合併から5年、サービスは高く、負担は軽くという方針を現在まで維持し、新町としての一体性の確保を優先してまいりました。

この方針をいかに維持していくか、また、

継続していくかという部分で、行政改革が進展しなかったこともあろうかと思えます。

今後は、厳しい財政状況等を町民の皆様へ理解を得ながら、負担と協力を求め、そして、このことが将来の中能登町を支え、中能登町民の皆様を支えることにつながるものと考えておりますので、どうかご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 行革の取組み内容、あるいは今ほど報告されました成果、このあたりはやはり広報等、テレビ等で町民の方々にPRするのも行政改革ではなかろうかと思えます。それと併せまして予算の効率的執行、この2点をお願いして質問を終わります。

○議長（藤本一義議員） 続いて、10番 武田純一議員

〔10番（武田純一議員）登壇〕

○10番（武田純一議員） 私は今回、介護保険制度の施設入所の対応について質問をいたします。

介護保険は、今後の高齢化社会に伴う介護の問題に対処するため、国民の共同連体の理念に基づいて、平成12年4月1日に介護保険法が施行されました。

介護保険の保険給付は単に介護すること、それ自体が目的ではなく、利用者の選択に基づく保険給付により要介護状態を軽減させ、かつ自立した日常生活を送るようにすることを目的としております。また、在宅で介護サービスを受けることを基本にしております。

人はいつまでも元気でピンピンとして人間としての尊厳を保ちたいのですが、自分の意に反して高齢に伴う身体機能低下、また、ケガ、病気などにより緊急入院があります。病院では、そのことに対する医療行為が終了すれば退院の運びになります。

今日の医療制度がこのような状態です。不幸にして病気、ケガなどの後遺症、身体機能低下などにより自立した生活が困難な方に

介護保険の適用審査を受け、判定され介護度を認定されるのであります。

私の知人で、独り暮らしの方が病気で緊急入院し、医療行為が終わり、退院後の生活について病院のソーシャルワーカー、地域包括支援センター職員の方々との面談の結果、在宅介護は困難で施設入所になるという判断でございました。

ですが、直ちに受け入れられる施設は、かほく市にあるグループホームしかないということでありました。そこでの入所は親族のサポートが困難であることから、できれば羽咋郡市から七尾市の範囲内で今後お互いに努力して探すということでその時は終わりました。

その後、先ほど申しましたソーシャルワーカー、地域包括支援センターの方々、それから親戚の方々が探した結果、介護老人保険施設に入所することができました。この入所した施設でも、できれば特別養護老人ホームがよいとのことで、その施設への申し込みは継続していただきたいというアドバイスも受けました。

さて、日常生活に常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人の生活の場であり、特別養護老人ホームの現状はいかがでありますでしょうか。

先般の新聞報道によりますと、石川県内で現在76施設、5,895床あるそうです。入所待機者は昨年4月現在で1,600人であるそうです。驚くべきことに、待機者は通常、2年から3年の待機待ち。その内、4割の方が入所できずに亡くなっているのが現状だそうでございます。この状態を少しでも解消すべく、県では2009年から3年計画で400床上積みする。また、この計画を前倒しし、市、町と相談し、現行のプランの整備枠を超えた緊急整備を検討すると報じてありました。

当町での特別養護老人ホームは、「鹿寿苑」のみであります。鹿寿苑増床の計画があるの

か、ないのか。申し込み待機者数並びに近隣同様施設の待機者数及び増床計画がお分かりになりましたらお答え願いたいと思います。

また、入院治療の必要のない方に家庭へ戻れるよう、介護やリハビリテーションを行う場、介護老人保険施設であります。当町では、「なごみの里鹿島」ではなかろうかと思えます。待機者数及び近隣同様施設での待機者数も報告願いたいと思います。さらに、グループホームの待機者も報告願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 武田議員の質問にお答えいたします。

特別養護老人ホーム「鹿寿苑」の現状についてですが、「鹿寿苑」は平成3年8月に開設され、社会福祉法人・鹿南福祉会が事業主体として、特別養護老人ホーム、これは定員90名であります。それに短期入所生活介護センター、これは定員10名であります。デイサービスセンター、これは定員25名あります。そして訪問入浴ステーション、ホームヘルプステーション、そして認知症高齢者を対象としたグループホーム、これは定員9名の各種介護サービス事業を行っております。

増床計画についてでありますけれども、昨年策定いたしました平成21年度から平成23年度までの第4期中能登町老人福祉計画・介護保険事業計画におきましては、介護予防に取組み、介護が必要となっても可能な限り住み慣れた地域において安心して生活ができるように、地域全体で高齢者を見守る体制づくりを推進し、在宅サービスと地域密着型サービスの充実を基本に施策をとりまとめました。

このため、特別養護老人ホームの増床計画は今のところありません。石川県長寿社会プラン2009において、中能登町の増床計画も

されていないところでございます。

また、増床につきましては、真に入所を必要とする希望者の要請に応えるよう、町の介護保険事業計画策定委員会や県、関係機関と協議し、平成24年度から第5期計画策定時に検討していく予定でありますのでご理解をお願いしたいと思います。

また、近隣の特別養護老人ホームの増床計画についてですが、県に確認いたしましたところ、平成23年度に七尾市で30床が計画されているとのことであります。

また、各施設の待機者数については担当課長から報告をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 坂井福祉課長

〔坂井信男福祉課長登壇〕

○坂井信男福祉課長 近隣介護保険施設での待機者数をご報告させていただきます。

いずれの施設も平成22年2月末現在の数字でございます。

特別養護老人ホームの待機者でございますが、鹿寿苑では196人、うち在宅での待機者は67人でございます。うち、中能登町の方につきましては182人、在宅は63人となっております。

七尾市の千寿苑でございますが161人、うち在宅での待機者は70人、うち中能登町の方につきましては19人、在宅では7人となっております。

続いて、エレガンテナギの浦でございますが166人、うち在宅での待機者は33人、その中で中能登町の方につきましては20人、在宅では6人でございます。

あっとほ一む若葉では116人、うち在宅での待機者は35人、うち中能登町の方につきましては8人、在宅では2人でございます。

のとじま悠々ホームでございますが45人、うち在宅での待機者は18人、その中で中能登町の方につきましては4人、在宅では2人となっております。

同じく中島町の秀楽苑でございますが63人、うち在宅での待機者は9人、その中で中能登町の方につきましてはおりません。

それと石崎町にありますななみの里ですが20人、在宅での待機者は4人、この中で中能登町の方につきましては4人、在宅は1人となっております。

次に、羽咋市の方でございますが、眉丈園では150人、在宅での待機者は70人、その中で中能登町の方につきましては6人、在宅は3人となっております。

同じく羽咋市にありますはくいの郷でございますが67人、在宅での待機者は18人、この中で中能登町の方につきましては14人、在宅は4人となっております。

続きまして、老人保健施設の待機者でございますが、なごみの里鹿島では95人、うち在宅での待機者は40人、その中で中能登町の方につきましては60人、在宅で27人となっております。

同じく老人保健施設でございますが、七尾市の和光苑では150人、うち在宅での待機者は60人、その中で中能登町の方につきましては33人、在宅で18人でございます。

鶴友苑では113人、うち在宅での待機者は26人、この中で中能登町の方につきましては14人、在宅で3人となっております。

続いて、寿老園では80人、うち在宅での待機者は26人、中能登町の方につきましてはおりません。

続いて、羽咋市の白鳥苑になりますが55人、うち在宅での待機者は22人、この中で中能登町の方につきましては16人、在宅は10人となっております。

続いて、町内のグループホームの待機者でございますが、鹿寿苑では35人となっておりますが、これにつきましては、特別養護老人ホームと並行して申し込みをされている方も含んでの人数でございます。35人でございます。なごみの里では5人、しあわせの里

では10人、一青の家では3人となっております。

この入所申し込みをされている待機者の中には、病院や地域密着型介護老人福祉施設に入院、または入所され申し込みをされている方、あるいは1人で複数の施設に同時に申し込みをされている方もおいでますので、その辺はまたご考慮をいただきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員）武田純一議員

○10番（武田純一議員）今、報告いただいたんですけれども、この中で在宅の方、鹿寿苑の場合には63人おいでると。先ほど申し上げましたように、老人ホームの方ですけれども、この施設へ入られる方は日常生活に常に介護が必要で在宅での適切な介護が困難な人の生活する場であります。その方が鹿寿苑の場合に63人、家族の方は大変で、それからサポートして下さる方もそうですけれども大変な努力でなかろうかなと思っております。

私は、2月6日は県議会の方、2月26日は県知事選挙に絡んでの新聞報道です。

そこで、石川県の方では400床増やすと。先ほどの鹿寿苑の方でも在宅の方で63の方が待っていらっしゃる。そうすれば、中能登町の方にも何人かの増床があるんじゃないかなと思って今回の質問に至ったわけでございます。

私の関係した方は独り暮らしです。家へ帰っても生活はできません。地域の方もそうですし、それから病院から派遣される方でも一人の関係で24時間みることはできません。

それで、入所の手続きをして、先ほど申し上げましたように、特別介護老人福祉施設、老人ホームですね、こちらの方へは入れなくて、介護老人保健施設の方へやむなく入りました。ですけれども、この方のように自分が一人、一番違うのは何が違うかと申しますと、もし病気になったときにこの方を病院へ送り迎えするのは知人、親戚の方になります。鹿寿苑の場合でしたら病院へ行くのに対しても

鹿寿苑の方で責任を持って送り迎えしてくれます。

私どももいつ何時、添いあいが亡くなり、また反対に私が亡くなって家内だけになった場合、今、中能登を見ますと老人の家が増えています。独り暮らしの方も大変増えております。息子らは都会の方におります。その方らが病気になったとき、どうしても施設へ入らなければならないときに、その空きスペースが無いということです。

もう12時も過ぎましたので、あとは要望だけにして終わります。

町長に是非、この次の増床計画があったとき、中能登町で増床されるように努力をお願いしたいと思います。昼になりましたのでこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤本一義議員） ここで、1時30分まで、昼食のため休憩に入ります。

午後0時05分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

20番 杉本平治議員

〔20番（杉本平治議員）登壇〕

○20番（杉本平治議員） それでは、質問をさせていただきます。

質問の前に議長に一言お願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひする次第であります。と申しますのは、一般質問の通告書であります。主たる質問事項の県水の受水の改定で今後の水道料はという中で、小見出しで1、2、3、4となっております。4番目の22年度予算はという質問については、県水の主たる質問と内容が乖離しておりますので、これは今回の質問から除かせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは質問に入りたいと思っております。

まずはじめに、1点目といたしまして、中能登町は県水として受水したのは旧鹿西町の時点で、当初は昭和62年から1,200トンを受水することで、平成27年度の最終年度は水量は2,500トンになる予定になっております。その2,500トンのうち、7割は使用料として支払いをする契約であります。

現在、平成5年度4月からそれまでのトンあたり134円をその時点で県の方は119円に改定をいたしております。

質疑の中でも私はその点について触れたのでありますが、今回、県は119円を20円近く引き下げをするという。そういうことを選挙の中で谷本知事は約束をしているわけがあります。

そういうことを考えますと、これからの中能登町の上水道の水量。お聞きいたしますのは、県水の受水水量は分かっておりますが、1日に使用する中におきまして、中能登町独自で原水として使用している水量と県から受けざるを得ない水量との使用量の何トンを中能登町が使用しているのか。その内訳を報告していただきたいと思っております。これが1点目であります。

2点目といたしまして、先ほど言いましたように、県水の受水費を20円引き下げということを発表いたしました。実現することによりまして、中能登町の県水の総額費用はどれくらいになるのか。そしてその中に、先ほど言いましたように、中能登町の独自の原水の供給単価はどれくらいになるのか。これが2点目であります。

先ほど申しましたように、中能登町として受水する水道量は今後は増加するか減少するか、そういうデータというのは上下水道課で持っていると思っておりますので、そのデータもひとつ示していただきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 杉本議員の質問にお答えします。



県水受水におきましては、責任水量制でありまして、責任水量は34万4,925トンであります。平成20年度の実績では、町の有収水量は164万6,657トンであります。全体では199万1,582トンとなります。よって、県水の占める割合は17%、町の占める割合は83%になります。

2番目の中能登町として水道量は、今後は増加するのか減少するのか、データを示してほしいということであります。給水人口でみますと平成17年度で2万89人をピークに、平成20年度は1万9,738人、また有収水量では、平成17年度で212万7,432トンをピークに、平成20年度は199万1,582トンであります。このことから、いずれも減少傾向にありますので、今後の水道使用量は減少すると思われれます。

給水人口でありますけれども、先ほど言いましたように平成17年度で2万89人、18年度で1万9,885人、平成19年度で1万9,774人、20年度で1万9,738人と年々減少しているのが現状でございます。

3つ目の2010年6月から、今、7月からということで20円値下げになるが、町の水道料に反映しないかというようなことでなかったかと思えます。

先ほど、諏訪議員の質問にもお答えいたしましたとおり、先般の県議会定例会で、谷本知事が県民の支持が得られるならば、県水1トンあたり20円程度値下げをする旨の話がありました。

当町の水道料金は平成17年4月より一番安い旧鳥屋町の水道料金を適用し、今日に至っております。

合併から3年間は、料金格差是正として、毎年4,200万円余りを一般会計から繰入れをしてまいりました。

しかし、平成20年度からは、料金格差是正分が無くなったことにより、平成20年度決算では、2,777万円の損失になり、平成

21年度以降も毎年2,000万円から2,400万円余りの損失になる見込みとなります。

県水の受水単価が1トンあたり20円値下げすると、支出で県水受水費が約700万円抑えられるますが、平成21年度以降の損失を考慮すると、反映は非常に困難であると思っております。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それで再度お尋ねしますが、先ほど諏訪議員の質問の中で、基本水量のことについて町長は答弁いたしました。その基本水量のことについて再度町長に答弁を求めたいと思うんです。

中能登町は基本水量は10トンでございますね。先ほど、諏訪議員の質問の中で、石川県内全体の特に能登方面を例に挙げて七尾市も10トン、穴水町も10トン、中能登町も10トン、そういう答弁をいたしました。これは私はどういう根拠でもってそういう答弁をされたのか。この答弁の数字は不確実だと思うんです。

先般、七尾市へ電話いたしまして、水道課に確認をとったんです。七尾市の基本水量は何トンであるかということです。そうしましたら5トンだと言うんです。七尾市の基本水量は5トン。中能登町は10トン。穴水町は8トン。中能登町は8トンなんです。七尾市の5トンの基本料金は790円なんです。町長は先ほど七尾市は10トンであり、基本料金は1,490円と発表いたしました。

私は、このことについて、前回の県水の問題にも触れているんですが、中能登町におきまして、最低の基本料金の10トンを使う家庭というのは何割あるか。それが2点目。答弁を求めたいと思うんです。10トンを使う家庭、と申しますのは、質疑の中にもお話ししていたように、高齢者は519人現在おられます。そういう中で二人暮らし、特に独り暮らしの方は10トンの基本水量を使わないと思うんです。だからそういう中から七尾市

は5トンという基本水量を決めたのでなからうかと思うんです。合併前からそうなんです。中島・田鶴浜も含めて5トン。

私はそのことについて、この前も質問のときにこれの改定をしなければ、町民の方々は使っても使わなくても10トンの基本料金を支払うということになりますと、県の使っても使わなくても7割の県水にお金を払うのと同じ理屈です。そう思いませんか。6トン使っても10トンの基本料金を払わなければならないんです。中能登町の町民は。

今、問題になっているのは、石川県は、中能登町は先ほど申しましたように17%しか必要量の水道量を使っていないのに、お金は7割分払わなくてはいけないということになっているんです。こういうことについて是正するというか、そういう必要性は私はあると思うんです。特に独り暮らしの方々については。ほかの町でもやっているし、隣の七尾市は5トンにしているんですから。そういう点について町長の福祉に対する見解、基本というものを私は求めたいと思います。それでは超過料金はどうなっているのか。5トンにすると超過料金は高いと当然誰もが思います。超過料金は七尾市はトンあたり140円なんです。中能登町は136円。そう変わらないんです。そういうことを考えますと、この点についてもう少し現状に即した基本水量というものを考えるべきではないかと思うのですが、町長の答弁を求めます。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、杉本議員の質問にありましたように、今、10トンを5トンに引き下げますと独り暮らしの方、小家族の方につきましては、お金は減ると思います。そういう中で、今、県水からの値下げ分、できればそういう中でこれからも考えていきたい。

しかし、現在の料金体制でありまして、年間2,000万円から2,400万円くらい一般会計から持ち出しをしていることも現実であ

ります。そういう中でこれから福祉の町として、独り暮らしやそんな方々のためにどうすればいいのか、これから検討してまいります。

詳細につきましては、課長の方から説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 長谷川上下水道課長

〔長谷川良次上下水道課長登壇〕

○長谷川良次上下水道課長 お答えいたします。

まず、七尾市の料金でございますが、先ほど町長が1,490円と申し上げたのは、10トンあたりに換算して、各近隣の市町との単価を比較した場合の根拠として申し上げたものでございまして、七尾市の基本料金は5トン、790円でございます。それに5トンの140円を超過しました分をプラスしますと1,490円になるものでございまして、10トンあたりに換算して隣接市町村との比較をした場合に中能登町がこの隣接の市町村の中で一番安いと申し上げたものでございます。

それから2点目の中能登町の10トンの基本料金の家庭が何割あるかというご質問については、答弁書の通告を受けていませんでしたので、後ほど調べて報告したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、再質問をさせていただきます。

この問題については、今、課長が答弁いたしました。10トンあたりに対しての料金査定を私は求めたことはないものでありまして、自治体がお互いにそういう点については自助独立にやっているということ。そのことをきちんと町長は把握しておいてほしいと思います。

次に、町長に答弁を求めたいのは、今20円引き下げしましたね。これでは根本的に県水の受水市町村の問題点は変わらないと思う

んです。20円下げても。問題は、使っても使わなくても支払いしなければいけない7割のこの問題であります。この7割を使っただけ支払うということで私は制度を変えなくてはいけない、そう思うんです。

谷本知事は選挙のときに言うておりました。県水の償却、ダムを造ったりということは全部もう済むと知事は言うておりました。と申しますと、これからはそういうところに視線をあてていく必要があるかと思うんです。7割。これは昔の話ですから、町長は知りませんが、県水の発足のとき鹿西町で私は議員をしていましたから、石川県庁へ何回か行ったんです。金沢港に大浜という工業団地を県が作りました。その大浜の工業団地に30万トンを供給するという予定で工業団地をつくったんです。手取ダムはそれを含んで手取ダムの供給水量を決めたんです。そうしたらご承知のように不況にみまわれて30万トンというのはご破算になったんです。その30万トンを県がかぶればいいものを受水市町村に全部振り分けしたんです。単価を値上げして。そういう経過があるんです。だから、受水市町村全員一致して7割というこの問題をやはり撤廃するということが私は大事だと思います。以上、この点について町長に是非とも実現に向かって努力してほしいということ。町長のこれに対する見解を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 給水量の責任水量につきましては、今、取り入れております4市5町が毎年それらについても撤廃してほしいこと、また、値段も下げてほしいこと。毎年そんな形で県の方へは申し入れをいたしております。また今20円下がったということもありますけれども、それらも引き続き県の方へお

願いしてまいりたいと思っております。

それと同時に今、大体今つくった施設につきましては終わりますけれど、何かの災害かそういうことのためにもう1本是非引きたいと、そのようなことであります。

中能登町は17%でありますけれども、ほかの市町はもっと県水に頼っている市や町もあるわけでありまして、もし何か災害があれば大変なことになるということで、新しくもう1本を引きたいというようなことでありますし、鹿西町時代には、あれは私はある程度分かっておりますけれども、押水まででやめるということを能登島までいくらかかってもいいから是非引いてほしいということで、陳情に行った覚えもありますし、その時旧鹿西町時代におきましてもウォータージェットが大変流行り多くなるということで、ものすごく多い水量に計算をしていて、それがだんだん機械も変わったり、また、経営危機の下降もあつたりということで変わってきているのが現実であります。なにはともあれ、県水に関しましては取り入れている市町と力を合わせながら値下げやそれらに向かってお願いにまいりたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、2番目の行財政改革の進行状況について質問をいたします。

これにつきましても午前中の諏訪議員との質問と同一でありましたので、質問の中で重複する点がありましたらお許し願いたいと思いますし、私はそれらをなるべく重複しないように質問をさせていただきたいと思いますが、まずはじめに1点目、平成22年度の予算編成の中で、各課より提出された予算原案と行財政改革の中でどのように取組んでこれらを精査したのか、具体的なものが必ずあるかと思うんです。各課より予算要望の上があった件数と、それを査定した中で削った件数というものは、明確にあるとしたら報告を求

めたいと思います。

2点目といたしまして、中能登町の職員からの発案で、発議でもって行財政改革の中で実現したものはあるのかなのか。21年度の予算を右倣えしてやってこられたのか。22年度は具体的にこういう面についてどう取り組んでいるのか。そういう事実があったら報告を求めたいと思います。

3点目、行財政改革の中で、一番重要なのは縦割りの行政をどう変革していくかということではなかろうかと考えております。

今日もこの議会で地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職名、配付されておりますね。17名の方が出席されておられます。

ご承知のように、今の議員は6月で任期切れになります。そのあとは14名になるわけですね。そうしますと、14名の議員の中から議長が1人選出されますと議席に残っているのは13名。説明員が17名。これらについても財政の改革と同時に機構の改革というものを平成22年度予算の中に論議されたのか。そういうものは論議していないということなのか。これが3点目。一番大きいと思うんです。機構改革というのは。この点について答弁を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 小山副町長

〔小山茂則副町長登壇〕

○小山茂則副町長 お答えいたします。

行政改革の進行状況、まず、中能登町における独自の事業仕分けについてお尋ねがあったわけなんです、実際に事業仕分けということでその対応はとっておりません。

昨年11月中旬から各課からの要請、今の実態に基づいて予算の提出がありました。それを一つ一つその事業、その必要性、事業の継続の是非、そういうものをいかに当初予算で対応していくかということで、一つ一つ吟味してきた状況が今の22年度の予算編成に結び付いたものというふうに思っております。

す。

それから、昨年度と比較して取組みの効果はどうであったかというふうなこともご質問があったように思いますが、その点につきましては、今までの議会側における行財政改革特別委員会、あるいは決算審査特別委員会等からのご指摘の点、ご助言の点を大いに取り入れて予算編成にあたったつもりでございます。

それから、その実際の効果といいますのは、今、合併してから保健センターの統合、それから教育委員会の生涯学習課施設への移行、それから入札制度の見直しなど、あげればきりがありませんが、その中においても特に人件費と物件費のことにつきましては、先ほどの議員さんにもお答えしましたが、物件費については約1億6,800万円ぐらいの減になっておりますし、また人件費におきましても320人から287人ということで、1億5,300万円程度の予算上での減に結び付いていると、このように思っています。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 今、副町長から答弁をいただきました。これでは、行政改革というのはなかなか進まないと思うんです。

中能登町の中で、何項目の項目の予算編成の中に査定されたのか。例えば、補助費一つ見ましても、いろんな補助費がありますね。それらを合計いたしましてどれくらいの件数を査定の中に入れて現実に査定を行ったのか。

私、先般の議会の中で新潟県の津南町のことを言いました。津南町は1,147件の項目で全職員を網羅して自主的に点検を行ったそうでございます。その中で429件が、これは住民のものに必要だということで継続、要改善が339、縮小が129、廃止が45、その他が105あったということでもあります。

中能登町で行財政改革の中に何項目の検討

を要する件数があるのですか。そこら辺について副町長、どう考えておられるのか。

○議長（藤本一義議員） 小山副町長

○小山茂則副町長 先ほども申し上げましたが、今、何項目のということではなくて、出てきたものを先ほども申しましたが、事業の必要性から継続性を含めて、全項目にわたって予算編成を行いました。その都度調査もし、資料も提示してもらってその対応をとってきたのが実情でございます。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、副町長から答弁をいただきました。査定の中で必要なものを査定の中に入れて予算化した。

昨年度、一昨年度、予算編成の中で今年度改めて考えてみて、これは不必要なものであるという、そういう件数は一件もなかったんですか。そこら辺、ないとしたらどういう査定をしたのか。その点について答弁を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 小山副町長

○小山茂則副町長 お答えいたします。

先ほど申しましたが、事業の内容については逐次担当課長から説明を受け、その必要性と事業の継続性を主に査定をしております。

ただ、今、事業で見直しをかけた段階でどうしても重複したような、同じ補助金でも重複したようなところも見受けられましたので、そういう点はその歳出項目を全部もう一回求めまして、算出し直してその補助金の決定、それから補助金の見直し等も行いました。

ただ、今、それらが何件あってどれだけの金額に結び付いたかということについては、今はそういう資料的なものは持ち合わせておりませんのでご理解をお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 副町長、機構を変えなくては、財政的に変革できないんです。

今年の予算の中に財政的に何億円かはわからないけれども前年度からみれば予算が減額

になったと町長は答弁いたしました。その先に、機構を変える必要があるんです。

今日のこの会議でも17名の説明員が出席しています。それはそれなりに必要だと思うんです。行政も町長も副町長も考えて17名。果たして来年7月1日から新しく議会が発足いたします。議会は14名なんです。新しい議会の議員は。説明員が17名なんです。私はそういうことが、機構の改革というものをきちんとしてくなくては、これはいけないんじゃないかとそう思うんです。それらについての見解、それを求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 小山副町長

○小山茂則副町長 機構改革ということで再度ご質問があったんですが、機構改革については、先ほども触れましたけれども教育委員会関係、それから保健課の関係、いろいろ今の段階では進めてきております。

ただ、それがこれからなお一層それを進めていかなきゃいけないと思うんですが、まだ今、分庁方式のまま推移しているのが実態であります。これが近い将来、一本化していかなくてはいけないということで、本庁舎方式といいますか、庁舎の統合というものも視野に入れた段階でそれは実現できるものであって、今現在の状況、分庁舎方式のままでいくならば、今現在、当初約33名の課長がいたと思うんですが、それが今、先ほどから議員がおっしゃる17名ということで推移しています。その中においてもできる限り行政面における規模の縮小といいますか、そういう点は改革してきたつもりでおります。そういう点でご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 平成22年度の中能登町予算内示会に19日に配られました資料によりますと、平成17年度に合併いたしました10年間、平成27年度までは地方交付税は合算算定される、そういう文言が出ております。総務参事がこれについて説明もし

たんですが、合算算定されるということは間違いないんです。鹿島町、鳥屋町、鹿西町。

だが、合併の基準というのは、これは変革されるんです。変革されたものが3町分として交付税として算定される。これは間違いないんです。合併の時によく論争したんです。総務省の方はそういう答弁をしたんです。交付税が減ってくれば当然減ってくる。だけど3町分だけはくるとということなんです。そして、10年経つと5年間で徐々に減ってきます。5年目にいくと本当の中身の中能登町の特例交付税がくるわけであります。その金額は、平成31年度で総務参事は8億円の減少であるということ予算内示会にうたっております。

私は、今、副町長は総合庁舎を建てたあかつきにそういう問題も取組むというか、私はそういう厳しい8億円の交付税が減額されるということが前もって分かっているながら、機構改革に全然手を触れないということ。それでは財政改革もなかなかできないと思うんです。この点について、この財政の厳しいもの、あなた方がそういうことを指摘しているんです。中能登町の財政は厳しいことになると。そういうことを踏まえまして、機構改革というものについて基本的にどのようにこれから考えていこうとしているのか、総合庁舎を抜きにして取組む必要があるのか、ないのか。どうそこら辺については考えているのか答弁を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 小山副町長

○小山茂則副町長 お答えいたします。

先ほど庁舎の一本化ということは、建てるという前提のもとでは私はお話ししておりません。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

ただ、今、機構改革ということは、これはあくまでも大事なことで、これからいやでも進めていかなければいけない、第一にあげられる組織改革といいますが、機構改革とい

いますか、それは大事なことだと自分も思っております。

ただ、今の状態で、即やれということで、例えば今までやってきた以外に即、職員を減らせとか、機構を一遍にまとめなさいと言われても、今の分庁舎方式の状態では大変難しい問題がございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

ただ、今、職員採用の面でも、いろいろな面でできることから順次やってきているのは事実でございます。

先ほど、金額的にもお話しましたがけれども、職員でも合併当初から60名近く、今はっきりした数字は申し上げられませんが、最終的には今年度も20名近くの職員が退職されるわけです。そういうことも踏まえて、一つの希望的なところへまでは徐々に進んできている。そういうものを踏まえた上での機構改革は、今現在進んできている。計画に基づいたものは進んできていると私は思っております。

今後についても、それは一步一步進めていかなければいけない大事なことでありますので、状況を踏まえて順次その対応をとっていききたい、このように思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 私の質問に副町長ばかり答弁していますが、私の提出先は中能登町、町長ということになっています。

先ほど、議員の議席の中から「それは町長では」という言葉もあがっていますが、副町長、町長も聞いて下さい。職員の数が減れば減るほど、機構改革をしなければやっていけない。分かりますね。職員の数が減って機構ばかりいくつもつくっていったらやっていけません。だから機構改革をしなければいけない。課の統廃合、それを考えていかねばいけないことになってくるんです。新潟の津南町もそうしているんです。

だから、職員の数を減らすとか減らさない

という先に、それに対応できる機構というものを職員自体の考えを求めて、これはこうした方がいいという、そういうものが是非ともあなた方は汲み上げて機構改革に取り組んでほしい。そういうことを私は強く求めたいのであります。時間がありません。もう11分です。次の項目に移ります。

最後に「ことわざ」を通じて教育を考えるという大きな問題であり、また、小さなことかも分かりません。

私は、ことわざというものを昔、親からも、また、周囲の大人からもよく聞かされました。ことわざを表現しようとしている内容は、しいて一言言えば、人生の知恵だと私は思うんです。だが、従来からこのことわざが相反すると思われる両様の意味が、今の社会の中に解釈されている。そういうことを私はこの頃痛切に感じるわけであります。

私たちのときに、ことわざの内容について「こういうことねんぞ」「こうでなければいかんげんぞ」、そういうことで親から、周りの者からことわざをよく言われたんです。

それで、教育長にこの「ことわざ」の意味についてどう考えておられるか。3点ばかりあげまして、時間がないので考えをいただきたいと思います。

1番目、「情けは人の為ならず」、こういうことわざはよく聞きましたね。2番目、「子を持って知る親の恩」そういうことわざを聞きました。3つ目、これは教育の根本的なものに触れてくるのではないかと思うんです。「三つ叱って五つ褒め七つ教えて子は育つ」という、こういうことわざがあります。この3つのことわざについて、教育長は現時点の中でどのように思っておられるか、教育長の見解を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 それでは、今ほどの「ことわざ」に関するご質問にお答えいたします。

まず、学校の方でどのように取り扱われているのかということからお答えをしたいと思います。

ことわざにつきましては、今ほど杉本議員が述べられましたように、人生の知恵として、これまでは学校現場ばかりでなく、家庭においても、祖父母などから教えられる機会も沢山ありましたし、親からも教えてもらったこともあります。しかしながら、社会構造の変化によりまして、核家族が多くなった状況もありまして、祖父母、あるいは親、家族から教えられる、ふれあいの中でそういうものを教わるというようなことは年々減ってまいりました。その反面、テレビやゲームなど、そういう画面を通して過ごす時間が増え、一般的に読書量にもしわ寄せがきている状況になってきています。

このような傾向は、ことわざだけではありません。慣用句とか俳句、短歌など伝統的な国語文化についても同じようなことが言えると思います。

学校の方では、どのようにそういったものが小学校に入ってきているのかということですけれども、小学校の2年生では昔話、「かさごじぞう」、3年生になりますと落語、「じゅげむ」など、発達の段階に応じて古典教材に触れ、言葉の響きに慣れさせるようになっております。そしていよいよ6年生になりますと、国語の時間にことわざが、暮らしの中の言葉として取り上げられ学習をするようになります。教科書では、ことわざが生活の知恵や教え、戒めを含んだ短い言葉として紹介され「急がば回れ」、それから今ほどおっしゃいました「情けは人の為ならず」などのことわざについて児童が関心を持って積極的に言葉を調べる、そういう学習の流れになっております。

引き続き、当然ですけれども、中学校の方でも古典に関する指導を各学年で行い、我が国の文化と伝統を尊重し、生涯にわたって

古典に親しむ態度の育成を目指しております。これは一般論です。

続きまして、先ほどご指摘のように、ことわざが本来の意味と全く違ったものとして使われたり解釈されているのではないかというようなことを言われました。なるほど、そういうようなことが事実としてあります。例えば「情けは人の為ならず」これは1番目でしたけれども、情けを人にかけておくといつの日にかそれがめぐりめぐって自分によい報いとなって返ってくるというのが本来の意味であると思います。その情けは人の為ならずの「ならず」は、何何でないという、そういう意味合いの昔の言い方であります。ですから、情けをかけるのは人の為ではない、つまり自分の為にゆくゆくはなっていくんだと。それがどのように、ならずの意味を勘違いして、情けは人の為にならないというように、間違った意味に使われている場合もあります。そういうようにして世の中で、生活の中で本来の意味と間違ったような、あるいは勝手な解釈で進められていく場合も沢山あります。例えば「全然」という言葉。これは最近、あれっ？と思うようなことがあるんですけども、普通は打ち消しの表現や否定的な意味を含んだ言葉として使われてきました。具体的には「一生懸命に勉強をしたけれどもテストは全然できなかった」などとして使ってきました。ところが最近、若者を中心に「全然」の意味が「非常に」とか「とても」の意味で使われ始めております。「今日の味付けは全然いける」「今日の体調は全然大丈夫」と言われるわけですが、えっ？何のことかな？と思うわけですが、これらは新しい言い方として広く使われておりますけれども標準的ではないというようなことです。

このようにして、言葉は生きものでありまして、その時その時の社会情勢や暮らしぶり、またその人のいろいろな生活体験、人生経験や暮らしぶり、そういった中で解釈とか意味

合いが少しずつ少しずつ変化していく場合もあるということで、そういうのは決して不思議ではないなということです。学校でことわざの勉強をするときには、言葉というのは生きもので、少しずつ変化をしながら生きていくんだよと。意味や解釈が少しずつ変わっていく場合もあるんだということを押さえた上で、ことわざの本来の意味をしっかりと学んでいくという、そういうことが大切なんだなあというように思っています。

「子を持って知る親の恩」、「三つ叱って五つ褒め七つ教えて子は育つ」そのとおりかなということなんですけれど、これについて詳しくこういうところから出てきたんだよとか、解釈は違うんだよというように、そういう微妙なことについては分かりかねます。この表現どおりだろうと思います。「情けは人の為ならず」という誤った解釈が行われることもあるよというのは、6年生の教科書の中にも出ておりまして、そういうことは勉強をしております。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） これで質問を終わりますが、教育長には是非とも本来のことわざの意味を学校教育の中で子供に教えていただきたいと思いますということを希望しております。これで終わります。

○議長（藤本一義議員） ここで14時40分まで、休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（藤本一義議員） 再開いたします。

ここで、先ほどの杉本議員の中で、答弁漏れがありましたので、発言を許します。

長谷川上下水道課長

○長谷川良次上下水道課長 先ほどの杉本議員の答弁漏れについてお答えいたします。

基本料金の家庭が何割あるかという質問でございますが、一般用の水道の口数で申し上げ



げます。官公庁、学校、浴場を除く口数の全体は 7,095 口でございます。それで 10 トンまでの口数が 2,412 口。割合でいきますと 34%になります。

○議長（藤本一義議員） 次に、1 番 南昭榮議員

〔1 番（南 昭榮議員）登壇〕

○1 番（南 昭榮議員） 2 点ほど質問させていただきます。

1 番に、中能登町災害時要援護者台帳について説明をお願いします。

能登半島地震から 3 年を経ています。地震を教訓に平成 20 年に中能登町災害時要援護支援者台帳が作成されましたが、この 2 年間、高齢者の世帯や独り暮らしの方の各種の障害者や病気の方の変動がないか、また、支援者がおられないのか説明をお願いします。

区長、民生委員まで配布されておりますが、個人情報保護法または地域見守りマップも作成されていると聞きますが、これも変動がないのかお聞きします。

よりよい答弁でありましたら再質問はしません。どうぞよろしく。

○議長（藤本一義議員） 坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 南議員の質問にお答えいたします。

中能登町災害時要援護者台帳は、平成 20 年 3 月に災害時に高齢者や障害者など自力で避難することに不安のある方が、地域の中で支援を受けられるようにするため、必要な情報を事前に把握し、町と地域で平常時からその情報を共有することにより、地域で安心して暮らすことのできる支援体制の整備を図ることを目的として 266 世帯、343 名の方から申請があり、登録をさせていただきました。

その後、平成 20 年度は 52 世帯、69 名、平成 21 年度は 3 月 12 日までに 6 世帯、8 名の方が申請されております。現時点での登録者数は 307 世帯、393 名の方が登録されております。

申請のデータ更新につきましては、その都度行っておりますが、本年度は、今月末を目途に、要援護者台帳の提供先である町内各区長さん、町内会長さん、民生委員・児童委員さん及び中能登消防署の要援護者台帳とマップを更新する予定で作業を進めております。

また、平成 22 年度からは、中能登町災害時要援護者支援プランに基づき、毎年 1 月を目途に台帳の更新を実施したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

なお、地域見守りマップにつきましては、地区の民生委員、児童委員さんが日頃の見守り活動のため、独自の判断で作成している資料でありますので、必要に応じて、適宜民生委員・児童委員さんが更新されているものと思っております。

○議長（藤本一義議員） 南 昭榮議員

○1 番（南 昭榮議員） ありがとうございます。次に、2 番目に入ります。

中能登町の合併後、旧ナンバープレートの中で軽自動車の関係でございますがお聞きしたいと思います。

中能登町合併後のバイク、その他には新しいナンバーがついています。以前のものはそのままです。新しく予定されるかどうかお聞きします。

また、資源ごみのときに古いプレートがよくついているのを見かけますが、廃止の取り扱いはどのようにされているのかご説明をお願いします。

私は、解体業をやっておりますから、このようなナンバーを手に入れたこともありますので、その辺の答弁を一つお願いします。

○議長（藤本一義議員） 大村税務課長

〔大村義一税務課長登壇〕

○大村義一税務課長 南議員の質問にお答えいたします。

町が交付しておりますナンバープレートにつきましては、原動機付自転車、小型特殊自

動車が主なものであります。現在、旧町名のナンバー登録は 878 件、合併後の中能登町のナンバーは 353 枚交付いたしております。

なお、旧町名のナンバープレートをしていても今のところ法令上問題はありませんので、中能登町名のナンバーに交換する必要はないものと考えております。

ただ、納税者の方から申告がございましたら、新町名のプレートに交換をいたしているという状況であります。

また、議員ご指摘の不要となったバイク等につきましても、販売店等に持ち込みをしていただきまして、リサイクルしていただき、併わせてナンバープレートも返還していただくことになっております。ナンバープレートを誤ってごみ等に出された場合には、車体番号等によりまして所有者等を特定できる場合もございますので、そういった場合には環境担当からの要請があれば協力していきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 南 昭榮議員

○1 番（南 昭榮議員） もう一つお願いいたします。軽自動車は県の方で登録されていますが、特殊自動車や町に登録されているナンバーがあると思います。その種類にかかるナンバープレートの色とか税金の価格の明細が出されたら、一つまた議員の皆さんにでも出していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（藤本一義議員） 次に、2 番 笹川 広美議員

〔2 番（笹川広美議員）登壇〕

○2 番（笹川広美議員） 皆さん、こんにちは。

今年も大変厳しい年度末を迎えることとなりました。2010 年の私のテーマは、「対話」であります。町民の皆様様の様々な声をしっかり受け止め、共に住みよい安心の活力あふれるまちづくりを目指してまいりたいと決意しております。

まず、質問に先立ちまして、この3月をも

って退職されます、小林参事兼住民課長をはじめ澤参事兼監理課長、長谷川上下水道課長、出雲土木建設課長、そして中村社会福祉協議会事務局長、長く町、行政にご尽力いただきましたご苦勞に深く敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。今後もご健康で大いにご活躍されますことを念願しております。

それでは、通告に従って質問いたします。

まず、ごみ減量化に向けての取組みについて質問いたします。

今議会では、町指定のごみ袋の値上げを9月より行うという議案が提出されております。

先日の議案質疑の答弁では、原油の高騰により燃料費がかかる。そしてごみ減量化への対策である等の説明でした。私たち主婦の朝は、スーパーのチラシチェックから始まります。厳しい家計をやりくりするため、知恵を絞り体力を使ってスーパーを駆け回る日々を送っております。日用品の中でも町のごみ袋、大の 800 円は大変高額な買い物です。そんな中、800 円が 1,000 円になる。1 枚たった 10 円上がっただけ。そう感じる主婦はどれだけいらっしゃるのでしょうか。ほとんどの方が家計への大きな圧迫感を感じておいでです。

長引く不況の中、さらなる経済的負担感を増長するものです。そしてまた、不法投棄といったマナー違反も危惧されます。ごみ処理には膨大なコストを必要とし、多くのエネルギーを要します。町の財政を圧迫する大きな問題です。しかし、今、値上げするしか本当に対処できない事態なのではないでしょうか。そして、値上げがごみ減量化への有効な対策といえるのでしょうか。ごみ問題に対して住民が十分に理解をし、協力が得られるような取組みこそまず何よりも重要ではないでしょうか。

日本では、1 年間に約 5,000 万トンの一般廃棄物を排出しております。それは、東京

ドーム 136 個分にも相当する莫大な量です。そして、CO<sub>2</sub> 排出量は 1 年間およそ 13 億トンとなります。私たちは豊かな暮らしを手に入れると同時に、深刻なごみ問題を抱えることとなりました。

各自治体では、ごみの減量化、発生抑制に向けてごみの有料化など様々な試みがなされております。しかし最も重要なのは、私たち一人一人が日常生活の中で 3R、リデュース・リユース・リサイクル、さらにリフューズ・リペアの 5R を意識し実践することです。

リデュースとは、ごみの発生を減らすことです。リユースとは、一旦使用された製品を再利用することです。そしてリサイクル。ごみを再び資源に戻して原材料として使用することです。さらにリフューズとは、ごみになるものを持ち込まない、手に入れないことです。スーパーでレジ袋を受け取らない。マイバック運動はまさにリフューズです。そしてリペアとは、モノを大事に修理して使い続けることです。

私たちは毎日のように誰でもどこでもごみを出しています。この当然のように行ってきた習慣に反省の目を向け、一人一人がごみ問題に対する意識を高めるよう行政、企業、個人が協力していくことが必要です。

そこでまず、中能登町の実態をしっかりと認識することから大きな一歩を町民全体で踏み出していきたいと思っております。町の実態を以下 4 点にわたりお伺いいたします。

1 点目は、町の排出ごみはどれくらいあるのでしょうか。ごみ袋の有料化は平成 12 年からありますが、有料化によってごみは減っているのでしょうか。排出ごみの推移と併せ現状をお示し願います。

また、今回の 10 円値上げの理由の一つに、ごみ減量化のねらいがあるとのこと説明でしたが、それではこれまでに減量化に向けて何らかの手立てを打ってこられたのでしょうか。

2 点目として、これまでの町の具体的対策

をお聞きいたします。さらにごみ問題は何よりも住民一人一人が自分が出すごみへの意識を持つことが大前提となります。住民一人一人の意識啓発を図る環境教育は子供から大人まで不可欠であります。

3 点目として、住民への環境教育への取り組みはどのように行われているのでしょうか。お聞かせ下さい。

今、世界は大変深刻な環境問題の中で持続可能な社会の転換を図ることが求められております。日本も循環型社会の構築を目指し、昨年、バイオマス活用推進基本法が施行されました。今、バイオマスの有効な利活用を進める地域が増え、現在全国 237 地区がバイオマスタウンとして公表されております。石川県では珠洲市があります。バイオマスとは、地球温暖化防止に役立つ生物由来の資源のことです。生ごみ、家畜の排泄物、間伐材、菜種などがそうです。そして、バイオマスタウンとは、地域のバイオマス全体を地域みんなで有効に利活用するプランをつくり、実現に向けて主体的に取り組んでいる市町村のことです。バイオマスタウン化によって、地球温暖化の防止をはじめ、資源をリサイクルできる循環型社会の形成、バイオマスを利用した新しい産業、雇用の創出、そして地域の活性化が図られます。

4 点目として、低炭素社会へ向けての中能登町の明確なビジョン、構想は立てられているのでしょうか。以上 4 点についてお答え願います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の質問にお答えいたします。

まず第 1 点目、排出ごみの現状についての質問でございますが、最初に「指定ごみ袋制度」についてご説明申し上げます。

「指定ごみ袋によるごみ収集」については、昭和 55 年 10 月より、七尾鹿島広域圏事務組合において実施されました。当時のごみ袋

の料金につきましては、ごみ袋の製造にかかった費用だけで値段を設定していたので、安価なものであったと聞いております。

その後、平成12年4月に「ごみの収集運搬」や「処理にかかる経費」についても加味されました。現行の料金に改定がなされ、「実質の有料化」へ移行し現在に至っております。

この実質の有料化となった平成12年度以降のごみ排出量でございますが、平成11年度以前と比較すると、わずかではございますが増加をしております。

当時、ごみの減量化が進まなかったのは、リサイクルの必要性や環境問題についての認識の違い、また「大量生産」「大量消費」といった景気の影響も要因としてあげられるのではないかと考えております。

それでは、平成20年度のごみの排出実績について、その種類ごとに簡単に現状をご説明申し上げます。

ごみ全体の約75%を占めている「可燃ごみ」についてであります。可燃ごみは年間約4,000トン排出されており、このうち一般家庭から排出されるものは約3,000トンでございます。

年度によっては多少の増減はございますが、その排出量は平成17年度からみますと、わずかながらではございますが減少の傾向を示しております。

続きまして「埋立ごみ」についてですが、これは年間約300トン、一般家庭から排出されるものは約200トンでございます。このうち家庭から排出されるものだけで、その数値を見てみますと、若干ではございますが増加している傾向が伺えます。

また、びん類や乾電池、古紙や金物といった「資源ごみ」については、品目ごとに多少の差はございますものの、その排出量については、ほぼ横ばいで推移をしている状況であります。

ごみ全体では、減少の傾向が見られる一方、

「埋立ごみ」いわゆる「再資源化ができないごみ」が増加しております。このごみの中には、まだまだ資源として活用できるものも多くございます。現在の埋立処分場の容量にも限りがあることから、住民の皆様には、より一層の分別の徹底をお願いするとともに、関係機関と連携しながら「再資源化ができない埋立ごみ」の削減に向けて努力していきたいと考えております。

次に、こうした現状を踏まえ、町の具体的な対策についてご説明いたします。

まず、各家庭に配布させていただいております「家庭ごみ収集カレンダー」や「ごみ分別の手引き」の中で、適切な出し方や再生利用の推進について、住民の皆様にお知らせしておりますし、必要に応じてチラシを作成し、配布しているところでございます。

また、地域や団体の要請に基づき、担当職員にごみの分別や出し方についての出前講座を行い、町民の皆様の啓発活動にも力を入れているところでございます。

さらに、ごみの減量化の推進といった点では、生ごみ処理機材等を購入された方に対して、補助金を交付するといった事業を実施しております。また、再生利用の推進といった点では、子供会や女性協議会などが新聞紙・雑誌等・ダンボール・アルミ缶・びんなどについて、資源再利用運動、いわゆる「廃品回収」を行った場合に、その収集量に応じて町から奨励金を交付する事業も実施いたしております。

ほかにも、今議会でご審議いただいております「町指定ごみ袋」の値上げにつきましては、町民の皆様にごみの減量化やリサイクルについて、今一度考えていただくきっかけにしたいとも考えているところであります。

今後は、このような町の取組みについて、住民の皆様への周知を図りながら、より一層推進していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、環境教育への取組みについての質問ですが、ごみの減量化及び資源の再利用を進めていくためには、住民一人一人への周知と啓発を確実にを行い、ごみの分別を徹底する必要があります。現在、保育園児や小学生を対象に「ライトダウンキャンペーン」を通して、地球温暖化防止についての普及啓蒙をしているところでございますが、ごみ処理施設等の見学や町担当職員による出前講座なども教育の一環として取り入れていただくことについて働きかけをしていきたいと考えております。

また今後は、女性協議会や中能登エコネットなどの各種団体や住民の皆様方から減量化やリサイクルを実践していただくためのアイデアなどもお伺いしながら積極的に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、低炭素社会への構想についてでございます。

この低炭素社会の実現のために、廃棄物対策といった分野から申し上げますと、先ほど笹川議員からもご指摘がございました5つのRを意識し、実践していくことが重要であるということは私も認識をしております。中でも、特に基本となる「3R」リデュース・リユース・リサイクルを実践していくことが非常に大切ではないかと考えております。

抑制、再利用、再資源化の3つを促進し、もって天然資源の消費を抑え、環境への負荷をできる限り低減するといった「資源環境型社会」への取組みが必要ではないかと考えております。

具体的には、先ほども申し上げましたが、資源再利用運動の実施や生ごみの堆肥化、そして家庭から排出される廃食用油を資源化し、ディーゼル車の燃料として再利用するBDF化など、こうした資源の循環を推進していくことが、低炭素社会を実現するうえで非常に有効で意義のあることではないかと考え

ております。

資源はいずれ枯渇します。持続性のある社会を形成するためには、こうしたごみの問題について、私たち一人一人がしっかりとした意識を持ち、「3R運動」に取り組んでいくことが低炭素社会の実現に必要不可欠であると考えておりますので、今後とも住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） ごみを減量するには、まずはごみの発生抑制、次に再生利用です。発生抑制には、モノを作り販売する企業側の姿勢、努力が求められます。そして買い手である消費者の私たちもごみが出るものは買わない、ごみを増やさないものを求めるなどの働きかけをすべきであります。また、ごみの資源化には多少面倒でも分別、リサイクルをしっかりと行うことがごみ減量化への鉄則です。家庭ごみの分別細分化収集の導入で、焼却ごみが減少し、2つの焼却工場を廃止した横浜市のような自治体もあります。

また、徳島県上勝町では、ごみをなんと34種類に分別し、徹底した分別により、分別されたごみの8割がリサイクルされています。そして、2020年までにごみゼロを目指し、「ゼロウエスト宣言」を行っています。同町でごみ収集車が走る光景は見られないと言います。ステーションには不要になったがまだ使える食器、衣類を欲しい人が無料で持ち返ることができるクルクルショップも併設し、楽しいコミュニケーションの場となっているそうです。

中能登町でも34分別とは言いません。分別方法を再検討し、着実なごみ減量化に向けた取組みを実行すべきではないでしょうか。まず、家庭ごみの重量の大半を占めている生ごみの分別回収はできないでしょうか。さらに、廃食用油の回収にも取組み、バイオマスの利用促進へとつなげてはいかがでしょうか。当町では、廃食用油を使って公用車のBDF

化の計画がなされていたかと思えます。さらに、ごみ収集車や町コミュニティーバスなどもBDF化で燃料費の抑制ができるのではないのでしょうか。着実なごみ減量化に向けた分別方法の再検討、廃食用油の回収について答弁を求めます。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の再質問にお答えいたします。

分別方法の再検討との質問でございますけれども、生ごみの分別回収とのことでございますが、当面は可燃ごみとして分類をし、排出する際の水切りを徹底していただくことを周知したり、先にお答えをしたとおり、コンポストや電気式生ごみ処理機材の購入助成事業の利用を呼びかけることなど、生ごみの減量化について啓発していきたいと考えております。

また、廃食用油の回収との質問でございますが、この件につきましては今年度より実施する予定でございましたが、委託しようとする業者の許可の関係上、事業実施を延期せざるを得ない状況でございます。しかし、先週の12日に、この業者に対して産業廃棄物処分業の許可がおりたことにより、まず保育園や小中学校の給食センターから排出される廃食用油について処分することが可能となりましたので、まずはこれらについて早急に進めていきたいと考えております。

また、一般家庭から排出される廃食用油の再生については、業者の住所地である七尾市の一般廃棄物処分業の許可を待つ状況ではありますがその間、回収拠点の決定や住民の皆様への周知などを進め、許可がされ次第遅滞なく事業を実施できるよう準備をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） ごみの減量化に向けては、行政、住民そして企業が一体となっ

て協力し合い取組まねばならない問題です。安易にごみの有料化、値上げ等に走るだけでは、これから住民との協力のまちづくりを行うことはできません。私たちは何よりも未来を生きる子供たちに真に豊かな社会を残しゆく責任があります。先送りのできない大きな課題であります。迅速な対応を是非開始していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

では、2つ目の質問に移ります。

日本の女性の働き方は、年齢、階級別の労働力率で表すとM字型のカーブを描くグラフとなります。いわゆるM字型就業と呼ばれる特徴を表します。結婚、出産で退職し、子育て終了後再就職するという働き方です。

一方、アメリカやスウェーデンでは台形型となっており、出産や子育て期にも労働市場から退出しない女性が多いことが分かります。

女性が仕事と家庭の両立を図るとき、育児の負担は大きな問題です。仕事を続けたいという意志を持ちながら出産、育児のために退職する女性は少なくありません。諸外国に比べ日本の子育て支援の体制がまだまだ不十分であることが伺い知れます。

そこで、子育て支援の大きな柱として、産前産後休業、育児休業の制度がありますが、当町におけるこれらの制度の利用状況はどのようになっているのでしょうか。合併時より男女職員それぞれの各年度毎の利用期間と役割をお示し願います。

そして2つ目として、町職員の退職状況はどのように推移しているのでしょうか。合併時より男女職員それぞれの各年度毎の退職年齢と人数をお示し願います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 女性が働き続けることができる社会の構築ということでお答えいたします。

「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事

と子育てや介護など仕事以外の生活との調和を図ることであり、少子高齢化による将来の労働力不足や年金財源等の枯渇、介護のための休暇や短時間労働者の増加が予想される我が国においては、長時間労働の抑制や、育児・介護などの両立による「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、生活を犠牲にしない働き方への転換が益々求められているところでございます。

こうした状況にあって、女性が働き続けられる体制づくりが大きな課題であり、差別のない、女性があらゆる分野で力を発揮できる環境づくりが重要だと考えております。

町としてどんな取組みができるかを、今後策定する「男女共同参画推進計画」の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、職場の男女差別ということで、町職員の産前産後休暇、育児休暇の取得の実態及び退職年齢の実態についてお答えいたします。

まず、産前産後休暇の取得状況については、過去5年、平成17年度から平成21年度におきましては、全て女性職員で43人が取得いたしております。

産前休暇では6週間に対し平均34日で取得率81%、産後休暇では8週間に対し100%の取得率であります。

また、育児休暇につきましては、3歳に達する日まで1,039日に対し平均233日、取得率22%となっております。

次に、町職員の退職年齢についてのご質問であります。職員の定年は、中能登町職員の定年等に関する条例で60歳定年を規定しております。

しかし、実際の職員の退職年齢では、平成21年度退職予定者を含んだ過去6年間の男女の退職平均年齢は男58.8歳、女55.9歳となっております。

中能登町では合併以後、公共施設の整理統合、事務事業の見直し等の行財政改革を推し

進めてきた中で、職員が多いというご意見は、今なお根強いと感じているところでもあります。

こうした背景もあって、45歳以上を対象にして早期勧奨退職を実施しているものがあります。

この制度は、言うまでもなく男女を問わず、あくまで職員自らの意志で定年前に退職するというものでありますので、この点、是非ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 内閣府が平成18年に企業に対して育児休業の利用促進のために必要なことは何かをアンケート調査した結果があります。

まず、1番高い割合を示した回答は、職場ごとに支援策を利用しやすい雰囲気を助成する、50.4%でした。そして、育児支援策を従業員に積極的にPRし理解を深める、47.0%。管理職が積極的に従業員に利用を呼びかける、33.6%と環境づくりや制度の周知徹底に関する項目があげられております。このような民間の調査結果は、同じように公務員の職場にも当てはまることではないでしょうか。町長はどう思われますか。今後、さらに制度の利用促進に向けて、当町が取組むべきことは何だと考えますか。お聞かせ下さい。

60年度以降、結婚退職制や女子若年定年制、男女別定年制をめぐって幾つもの裁判が行われました。そして81年、最高裁で男女別定年制に無効の判決が出されております。職場における男女別定年制に関する司法上の判例が確立していきました。男女雇用機会均等法第1節第8条に、事業主は労働者の定年及び解雇について労働者が女性であることを理由として男性と差別的取り扱いをしてはならないとあります。杉本町長は、男女別定年制をどう認識されておられますか。当町の女性の退職年齢の現状、先ほどお伺いした約55歳という現状ですが、仮に本人の意志に

よる自主退職だとしても、男性と同等の退職年齢まで頑張れるよう町として取り組むべき問題だと思います。そうではありませんか。

中能登町は大変住みやすい、子育てしやすい町であると多くの方から支持を受け、若い世帯の転居者も多い、県下でも評価の高い町であります。そんな中、女性職員の退職年齢が他の自治体に比べ際立って早い実態は、時代遅れの女性軽視、男女差別の町を象徴することになります。町長のお考えを明確にお示し願います。育児休業制度の利用促進への取り組みと併せて2点、答弁願います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 第1点目につきましては、制度を熟知して皆さんにこれからも広めていきたいと思っております。

また、中能登町におきましては、男女とも45歳以上の方には勧奨ということでお話をもしておりますけれども、決してこれは強制をしたりということは一切しておりませんので、それぞれの職員の判断でしていただいていると認識いたしております。

これからこの問題につきましては、また、これから退職される皆さんともいろんなお話をしていく中で、いい方向で考えていかなければならないのではないかなとは思っております。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 新年度より当町の大いなる前進の足跡が示されることを期待しております。

今、日本の男性の育児休業取得は、他の先進諸国に比べて極めて低い水準にあります。諸外国では、男性の子育てへの関わりを高めるため、様々な法的整備が行われております。日本では今後、子供を持つ共働きの家庭がさらに増加傾向にある中、男性が家事、育児を分担していけるような対策が大きな課題でもあります。女性が家庭や職場で生き生きと輝くことは社会に安心と活力を生み出します。

女性が働き続けることができる社会の構築に向け、杉本町長の中能登町の大躍進の舵取りをよろしく願います。

3つ目の質問でございます。国民読書年への対応についてお伺いたします。

本年は国民読書年です。今、若者の活字離れが進行し、社会の活力、創造性の低下が危惧されおります。

昨年7月、国民読書年に向けて中高生、そして成人を対象に現代人の読書実態調査が実施されました。20代から60代の成人の1カ月に読む本の平均冊数は、1冊という人が最も多く、次いで1冊も本を読まない人が続き驚くべき結果です。中でも、読書量が最も少ない年代は30代です。中能登町では町民の読書量はどのような状況となっているのでしょうか。お聞かせ願います。

また、今回の国民読書年に関する決議では、読書のまちづくりの広がりや様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識を高めるため、政官民が協力し、国をあげてあらゆる読書を重ねることが宣言されております。これから様々な国民読書年にちなんだ企画が実施されると思われませんが、2点目として、当町における具体的な行事、取り組みがあればお聞かせ願います。

また、図書館の活用推進は大切であります。アメリカの図書館が思いがけない形で社会的大きな役割を果たしたのが1929年の世界大恐慌が起きた時でした。巷にあふれた失業者にとって図書館が大きな救いとなったのです。まず、図書館には無料で入れます。誰でも文句は言われません。新聞や雑誌で情報を得ながら居場所を確保することができました。そして、職場を失って深く傷ついた人の心を慰めてくれました。ロマンに満ち、再起を呼びかける小説など人間を癒す書物が沢山ありました。また、将来を見通すための本もありました。この先何をすべきか。解決策は何か。こうした判断に必要な資料が揃ってい



たのです。経済危機で打ちひしがれた人にとっても図書館で学び、調べることが力となったのです。100年に一度と言われる経済危機による不況の日本にも通じる教訓が含まれているように思います。図書館の役割の大きさに改めて驚きを覚えます。3点目として、当町における図書館の活用推進はどのようになっているのか、利用状況も含めお聞かせ下さい。

以上、3点についてご答弁願います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今の質問の詳細につきましては、教育長の方から答弁させていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 それでは、3点について簡潔にお答えいたします。

まず1番目、読書量の現状についてです。平成20年度と21年度を比較できるようにデータをお話したいと思います。

町内3つの図書館における平成20年度、これは2月末で比べます。貸出冊数は15万6,914冊。貸出利用者数は4万4,262人です。それが平成21年度、これも2月末のデータですけれども、貸出冊数は18万4,760冊。貸出利用者数は4万6,214人であります。対前年比較で貸出冊数では2万7,846冊の増、パーセントで17.7%の増です。貸出利用者数で5,788人の増、割合で14.3%の増となっています。

その次2番目、国民読書年に向けた具体的な行動、取組みということですが。

中能登町では家庭・地域・学校を通じた社会全体で読書活動推進の取組みを強化しております。具体的に、例えば1番目、7カ月以上の乳児とご家族を対象に読書を通して親子のコミュニケーションを図るブックスタート事業。2つ目、乳児親子を対象に絵本とわらべうたのつどい。3つ目、小学生を対象に科学遊びや人形劇、ブックトーク、素話しなど

の子どもと本を結ぶつどい。4つ目、幼児から小学生低学年を対象としたおはなし会。5つ目、小学校へ出向いて行ってもらっている本の読み聞かせなどです。

また、一般町民の皆さんを対象にしたものとしまして、文学講座、文学散歩、公開読書会というようなものがあります。

その次3番目、図書館の活用推進についてですけれども、図書館では新刊コーナー、季節に応じたおすすめの本などを展示しております。これからも町民の皆さんによりよい本を手にとって読んでいただけるような図書館の利用促進に努めてまいりたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 今、3点にわたってご答弁いただいたのですが、今年、特別読書年ということで取組み、計画はされているのかという質問を2点目にさせていただいたと思いますが、その点についてもう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 国民読書年ということで新たな取組みはありません。これまでのやっている取組みをより充実したものとなるように一つ一ついろいろとやり方を変え、趣向を凝らしてやっているところです。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） それでは、学校現場の実態についても教育長にお伺いいたします。

先の調査では、子供のころの親や学校での読み聞かせ、そして読書を勧められた経験はその後の読書量に大きく影響を与えるということが分かりました。また、読書が好きになった時期は、2人に1人が小学生時代です。そして親が読書するほど子供は読書好きの傾向があることが分かりました。山形県の鶴岡市立朝陽第一小学校では、子供の読書を勧める際、家庭での読書を勧めることを考えた方策をとっているそうです。中能登町では子供

たちの読書量はどのような状況でしょうか。お聞かせ下さい。

そして、図書館で本を読み、調べることがどれだけ若い世代のプラスになるか計り知れません。調べる力を身に付けると人は大きく変わります。島根県の東出雲中学校では、例えば松尾芭蕉の奥の細道を教材にして国語、地理、美術などの分野と連動させ、生徒各自が図書館を利用し、調べない限り答えにたどり着けないといった授業を行っております。島根県は図書館教育に力を入れ、多くの学校図書館、そして公共図書館が活気に満ちているそうです。

また、先に紹介した朝陽第一小学校ですが、鶴岡市には庄内藩時代から学問や文化を重んじる気風が色濃く残っております。児童に論語の素読をさせている同校も、図書館教育に熱心です。学んで分かると無性に楽しい、自信がつく。それが堂々とした発表能力に表れる。担当の教員が驚くほどの変わりようだと言います。2点目として当町の図書館教育について現状をお聞かせ下さい。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 それでは、小中学校における現状と取組みについてお答えいたします。

まず、読書量の件ですけれども、平成21年度で4月から2月末まで、町内5つの小学校で5万1,015冊。3つの中学校で4,257冊の貸出がありました。小学校では児童1人あたり約49冊。中学校では生徒1人あたり9冊の貸出となっております。

ただ、学級文庫があったり、図書館で本を読んだりということで、実際に本を読む時間、量、数というものになりますと、貸出の数字をうんと上回っているものと思われま

す。次2つ目、具体的な行動、取組みですけれども、中学校は生徒会の係活動として、小学校におきましても係活動としていろんな取組みが行われております。例えば、小学校では

図書館祭り、読書貯金、先生のおすすめ本コーナー、季節のテーマコーナー、ボランティアグループや司書、児童による読み聞かせ、PTCAでの親子読書の会などが年間を通して行われております。

中学校では、読書量コンクール、あるいは保育園へ訪問して生徒による読み聞かせ、そういうようなことに取組んでおります。

3つ目、図書館の活用推進についてですけれども、小中学生は町の図書館と学校の図書館の両方を活用しております。調べ学習では、町の図書館を利用するケースが多くて、必要な本は蔵書、検索システムを利用して学校に居ながら探したり、あるいは県の相互貸借制度を利用して、県内の公立の図書館、あるいは北陸三県の図書館からも自分が見たい本を取り寄せることが可能となっております。もちろん本だけではなく、DVD、CD、ビデオなど視聴覚資料の活用もよく行われております。

町の図書館などから借りた図書の冊数ですけれども、平成20年度では614冊。平成21年度は1,373冊。年々増加しているという実態も明らかになっております。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） これは、ある今年二十歳になる青年の体験談です。中学3年の3学期から友人関係がうまくいかず不登校に。かろうじて中学を卒業したものの高校を2度中退。再度通信制の高校に入学したが、自暴自棄になり昼夜逆転の生活。家に引きこもりゲーム漬けの日々。ある日、母親とともに図書館へ。書物を読むことなどなかった彼は、ふと手にした本を読み進んで今までにない感動が広がった。その日を境にゲーム機をダンボール箱に閉まった。以後、年間100冊を超える本をむさぼるように読了した。読書は勉学への意欲に火をつけた。そして通信教育の学生として学び、本年4月晴れて正課生として入学を勝ち取ったのです。読書は私

たちに逞しく生き抜く力を与えてくれます。国民読書年への当町の取組みに大いに期待しております。よろしく願いいたします。

最後に受動喫煙についてお伺いいたします。

先月 25 日、厚労省は公共的な施設では原則全面禁煙を求める通知を出しました。県内でも各自治体が庁舎内の対応について検討を始めているとのこと。現在のところ、内灘町と中能登町が全面禁煙を先行しているとの新聞記事も出されましたが、鳥屋庁舎は全面禁煙ではなく、一部分煙であります。この点についての対応をお伺いいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 受動喫煙についてお答えいたします。

今、お話もあったように、今年の 2 月 25 日、多数の者が利用する公共的な空間については「原則として全面禁煙とする」との基本的方向性が厚生労働省より示されたところであります。

これは、健康増進法第 25 条に規定する受動喫煙防止対策についてまとめられたものであります。

内容といたしましては、受動喫煙防止の具体的な方法や、たばこによる健康への影響や禁煙を促す方法等の普及啓発の推進について明記されております。

このような社会的な情勢の中、町の公共施設における禁煙対策についてご報告いたします。

まず、庁舎におきましては、2 庁舎は施設内禁煙、1 庁舎は分煙機を設置し、たばこの煙が流れ出ないように配慮いたしております。

また、体育施設、文化施設、介護保険施設におきましては施設内禁煙。そのほかの福祉施設では現在分煙の措置をとっております。

今後は通知でも示されているように、全面禁煙への取組みを検討するとともに、全面禁

煙の場所を表記して周知を図り、住民の方々に協力を求めていきたいと考えております。

また、家庭や社会における啓発運動として、たばこを吸うことや、たばこの煙が周囲の方々の健康に影響を与えることについて、様々な機会をとらえ、住民への正しい情報提供を進めていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2 番（笹川広美議員） 今、鳥屋庁舎の方の分煙スペースには仕切りもなく煙が漏れ、不十分な対応であります。公共の場で紫煙を漂わすなら罰則を求める声も高まることが予測されます。通知を遵守することは喫煙者の権利を守ることにともつながるのではないのでしょうか。町の行政の長として今後も受動喫煙防止の対策をさらに積極的に推進していただきたいと申し述べ、私の一般質問を終わります。

○議長（藤本一義議員） ここで、15 時 55 分まで休憩いたします。

午後 3 時 43 分 休憩

午後 3 時 55 分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

5 番 宮下為幸議員

〔5 番（宮下為幸議員）登壇〕

○5 番（宮下為幸議員） それでは 2 つの質問事項をしたいと思います。

1 番目にジュニアスポーツについて、2 番目に食育についてお聞きしたいと思います。

今の子供たちは生活習慣、習慣の変化により日常的に身体を動かす機会が少なくなっていると思います。運動不足は、転びやすい、受け身ができない、ものや人がよけられないなど基本的な動作レベルの低下につながると思います。生活習慣病の低年齢化、骨折しやすいなど、健康にも悪影響を与えます。また、忙しい現代社会において子供たちがストレス

が増え、不登校やひきこもり、いじめなどのトラブルが多発しております。子供の基本動作のレベルアップとともに、心肺機能や瞬発力などの基礎体力を向上するには、ジュニア期からの継続したスポーツ活動が最も効果的だと思います。

さらに、心の健康、メンタルヘルスにも高い効果があり、年少時から身体をよく動かすと脳の高次機能がうまく発達するといわれます。

そこで、ジュニアスポーツがなぜ必要なのか。小学校の先生方の理解度はどの程度あるのか。統合中学校を控えての底辺拡大。今回の22年度予算にも100万円うってあります。統合中学校開校夢プロジェクト構想というのが100万円うってあります。それと体力と学力の因果関係はどうあるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 それでは、今ほどのご質問にお答えいたします。

まず1番目は、ジュニア期におけるスポーツがなぜ必要なのか、ということでありました。宮下議員さんのご質問の中に全てが含まれていたように思います。スポーツは子供たちの心身の健全な発達を促します。みんなと活動することで身体が鍛えられ、心が豊かになっていきます。また、スポーツを通して子供も家族も喜びや楽しさを体験、そして共有することができます。お互いの連帯とか友情、さらには協調性、創造性といったものも育まれていくことを考えますと、人間性豊かな社会人として成長していく上で極めて重要であると思っています。

今後とも、多くの子供たちがジュニアスポーツに参加してくれるように、環境整備を行い、スポーツ教室の充実、加入促進に努めていきたいなというふうに思っています。

それから2つ目、小学校の先生方の理解度は、ということでありました。

ジュニアスポーツは、学校の教育活動としてではなくて、社会・体育の中での位置付けになっております。従いまして、小学校の先生方はジュニアスポーツの意義とか必要性、「やらせればいいな」というようなことは十分認識しているわけですが、やっぱり中心になってお世話をしていただくのは一般町民の方々であると思います。

学校の先生方は、スポーツ教室への加入の協力、申込書の配布、各種大会への申込、引率、そういった側面的な協力が中心かなというように思います。

ただ、郡の小学生陸上とか、金沢城駅伝とか、千里浜ちびっ子駅伝などには各学校をあげて出場し、学校で十分に練習を積み、先生方も非常に熱が入って頑張っております。いい成績もとっているのではないかなと思っております。

このあとは、スポーツが得意な先生、若い先生、家庭的に十分やれる条件が整っている先生は、スポーツ教室の指導スタッフとして積極的に参加していただいて、子供たちの指導に頑張ってもらえるようお願いしていきたいなと思っております。

3番目、統合中学校を控えての底辺拡大の取組みということでありました。町内に3つの中学校があるわけですが、かつてバレーボール、剣道、体操、陸上、あるいはバド、卓球など県下に名をとどろかせた部活動が沢山ありました。しかし、生徒数が3分の1以下に減少してしまった現在は、部員が集まらず休部になったり、力が結集できなかつたりなどで勢いがかなりなくなっているのが現実です。中学校の統合を機に、何としても部活動に元気を取り戻し、強い中能登を復活していきたいなというように思います。そのためにも小さい頃から、小学生の頃からスポーツに親しむ機会を増やし、ジュニアスポーツの活性化に本腰を入れていきたいというように思っています。

先ほどお話いただきましたように、新年度予算には統合中学校開校夢プロジェクトと銘打ちまして予算を計上させていただきました。このプロジェクトの中身は3点です。

まず、学習活動。2つ目は生徒会活動。そして3つ目は部活動。この3本柱を中心に据えまして3カ年計画でレベルアップを図り、活性化を図って開校に備えていきたいなというように思っています。

それから4番目、体力と学力の因果関係ということについてですけれども、しっかりと学力を身につけるには、体力、あるいは意欲、精神力が必要です。人間一生勉強と言われていきますけれども、一時的なテストのためではなくて、生涯にわたってまさに生きる力を身につけることが重要とされる時代になっております。継続的に勉強を行うには、常にモチベーションを保ち、意欲を衰えさせない体力が必要です。

また、全国学力調査の上位の県の児童生徒は、国の体力テストにおいても高いレベルになっているというデータも出ております。成長期に必要な適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠がバランスよく展開されていくことが大事なことではないかなというように思います。こういったバランスが崩れますと、悪循環となって体力も学力も低下するのではないかなというように思っています。

文武両道という言葉があります。中能登町では今後とも体力と学力は相関するんだという考えの上に立ちまして、この両面を大切にしたい教育を推進していきたいなというふうに思っています。

○議長（藤本一義議員） 5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） この統合中学校開校夢プロジェクト構想について、町長にもひとつ、どういうふうに思われているか、せっかく構想なんですからその辺をお聞きしたいと思えます。

それと、小学校の先生の理解度が教育長から話を聞きましたが、私たち人間も動物ですから、生き物として身体を動かしていないと筋肉や骨の成長ができないような形になっております。それは特に小学校低学年の子供たち、1年生、2年生、3年生、そういう子供たちに運動をする必要性、骨・骨格を丈夫にしてこれから中能登町のために頑張っていこうという子供たちですから、その辺は特に、小学校1年生、2年生の子供たちに基本的な動作、ベーシックスキルと言うんですけれども、歩くことから始まり、走る、投げる、ジャンプする、泳ぐ。そういうことの簡単なスポーツで、その子供たちが夢開校プロジェクトの中に参加するような学年に子供たちがなってきますので、できるだけ1、2、3年生の子供たちに運動する必要性というか、その辺のことを学校の先生なりに強く言っていただきたい。その辺のことについてももう少し学校の先生が子供たちがスポーツしなければ駄目じゃないかというような、そういう身体づくりを含めてどういうふうに思っているのか。それは社会教育の一環かもしれませんが、学校の先生としての理解度をどれだけ示しているかもう一回教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、教育長の答弁にもありましたように、統合中学校開校夢プロジェクト予算を計上させていただいたところであります。そのプロジェクトは部活動、学習活動、生徒会を3本柱に据えて3カ年計画で取り組むと、これは教育長の答弁のとおりでありますけれども、今、新しい学校に向けて地域の方々、生徒のPTA、いろんな方々から大変大きな期待を寄せられております。そういう中で、昨年のように鹿西中学校の女子バレーが優勝しながら次の年にはなくなる。また、バドミントンが小学生から大変いい成績をあげてきても、中学校になったら先生の関係で

弱くなる、なくなるというようなことが幾つもあります。そのようなことのないように、中学校を統合したら部活動であれ、また学習活動であれ、生徒会であれ、石川県で一番、そういうものを目指した学校をつくってほしいという期待もあります。そういう中で、この3年間でこれからもいろんな方々、地域の方、PTAの方々、また学校の先生と協力をしながらそれらに向けて頑張っていくというような予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 小学校の先生方の理解度ということで、再度ご質問があったわけですが、中学校はスポーツ、文化部といった部活動は学校の中の教育活動として位置付けられております。それに対して小学校の方には、体育の授業、保健体育の授業があるわけですが、スポーツ教室、ジュニアスポーツ活動は学校外のところを拠点に行われております。小学校の先生方も体育の必要性、スポーツの必要性、小さい頃はしっかりと身体を鍛えることによって勉強にも身が入っていく、頑張る意欲がわいてくるということあたりについては十分認識しております。ただ、感覚的に自分たちが中心になって町内の子供たちを組織してやらなければならないという状況ではありませんので、何となく一般社会の体育の皆さんにお願いというような線が強いのかなと思います。これからはそういうことを言うてはおられません。小学校の子供たちをしっかりと鍛えて、そういう意味で、特に若い先生、スポーツの得意な先生、頑張られる先生に極力子供たちの指導にあたっていただくように働きかけをしていきたいなと思います。もちろん3年間のプロジェクトの中の指導スタッフにも是非入っていただきたいなというふうに思っているところです。

○議長（藤本一義議員） 5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 先日、体育協会の役員会がありまして、その中で統合中学校のプロジェクト構想ということで資料をいただいたんですけど、この5番目に「子供たちの快挙で町中がわき上がるような新生中能登中学校を夢みて、3年間にわたる挑戦を開始したい」ということを書いてあります。

多分にして、今小学校5年生の子が中学校3年生、小学校4年生の子が中学校2年生、小学校3年生の子が中学校1年生。25年に開校した場合、そういうふうになると思うんですけど、この学年は加入率は50%ぐらいなんです。スポーツ少年団、ジュニアスポーツは1年生からですから、1、2年生の加入率は20%ぐらいになっています。

特に、私が言いたいのは1、2年生の子供たちに運動をさせてやっていただきたいということです。体育の時間はありますから、学校の1、2年生は女の先生になると思うんですけど、その辺の先生方にスポーツに対する必要性ということをいろんな意味で、これから体育協会にしてもいろんな所で、そういうことを勉強して指導に回るというようなことを言うておりますので、是非、子供たちのためにしていただきたいなと思います。

それと、野球協会の総会にいきましたら、野球協会が子供たちのことを思い、底辺拡大プロジェクトということを立ち上げました。それは、まだ案なんですけれども、3月と11月に実行するというようになっております。これは中能登ベースボールクリニックという名前で、対象者は中能登の学童野球の子供たちということになっております。そして、その指導者は所属協会の各チームから1、2名程度、そして県体に出た選手、甲子園にいった選手もいますので、そういう人たちがこれからの野球人口の増加と指導者の発掘ということでそういうクリニックを立ち上げました。これはいろんな意味で協会ですべて初めて野球協会でするわけなんですけど、すごいなとい

う感じを受けました。体育協会もこういうふうにして27の団体がありますので、是非、各单位協会でやっていただければいいなという感じしております。

教育長にもう一回聞きますけれど、子供たちの快挙で町中がわき上がるというのは、何となく漠然として分かるんですけど、教育長の思いをもう一度だけ聞かせて下さい。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 再度質問で覚悟の程を試されているかなというように思うわけですけども、平成25年度統合中学校が開校いたします。素晴らしい学校だな、もう一つ中に入っている生徒は本当に素晴らしいなど、両面が揃って、はじめてすごい学校ができたぞというようになりますし、大変なお金をかけていただいたことに対する町民の皆さん方にも納得していただけるというように思います。とにかく、運動面、生活態度、しゃきっとして立派だなというような面、それから一生懸命勉強するよというその3点に絞ってしっかりやると。具体的にどういう特色のある活動を目指すのかということになれば、新しい学校長を中心としたスタッフが決めていくことですが、どういことをやるにしても基礎的な力というものをしっかりとつけた状態で開校をしていきたいと思えます。

もちろん、スポーツ面では、体協の皆さん方、各種目の協会の皆さん方に具体的にご相談をさせていただきたい。例えば、それぞれの小学校に1週間に2回ぐらいついようなスポーツの体験の活動をやるような、そういうことができないのかなとか、あるいは、スポーツ教室に加入にあたっては、それぞれの自分たちのスポーツをPRするような場、勧誘をする場、こういうようにやっているのだから皆さん入って下さいというような場、保護者も含めてそういうような場を持ってないのかなと。あるいは、旧の3町に分かれておりますそれぞれのスポーツ教室をできるものなら統

合して、あるいは交流して、合同の練習をして、そういうようなことに向けた気運を高めていきたい。いろんなことが沢山あるんですけども、どれが最も効果的でどれとどれをやるのかということについては、また時間をとって協議をさせていただき、とにかく実行していきたいと思えます。是非、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 教育長の意気込みを聞きましたのでありがとうございました。

とりわけ10歳以下の子供たちには、ベイスックスキル、基本的な動作、そういうものを子供たちにやろうということ、また、教育委員長もおいでますので校長会なりに是非、校長先生にも言っていただきたいと思います。病気やケガに負けないような健康な身体をつくるためにも、これからの町の子供たちのためですから、是非またお話していただきたいと思えます。

それでは次に、食育についてお聞きしたいと思います。簡単にいきます。食育の取組みは中能登町はどのようになっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 食育の取組みについて概略をお答えいたします。

食習慣や食材など、食を取り巻く状況がどんどん変化してきております。その影響は健康面にとどまらず、子供たちの学習への意欲とか成績にも影響があるというように言われております。とにかく「早寝早起き朝ご飯」という基本的な生活習慣の徹底、地産地消、安全安心な食材の使用、そういったものを中心にして健康でしっかりとした食習慣が身につけている子供たちの育成に頑張っていきたいと思えます。

町内の小中学校では、栄養教諭1名、栄養職員2名が中心となって、もちろん先生方、

保護者、PTAの皆さん方も入っているわけですが、どのようにして健康な食生活を送らせていくのかというようなこと、食事のマナーのこと、毎朝家庭で朝食をとっているかどうかということ、あるいは栄養バランスの問題、そういったことについて非常に熱心にそれぞれの学校ごとに取り組みをやっていただいております。本当に熱心にやっていただいておりますので効果も上がってくるんだろうなというように思っております。できるだけ地場産物の活用も含めて、食にしっかりとした気持ちで取組めるような運動を進めていきたいなというふうに思っています。

○議長（藤本一義議員） 5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 福井県が全国学力テスト2位、全国体力テスト1位になったというのは、食育教育の成果だと言われております。秋田県でも地域の食材を使った郷土食など、地産地消で全国学力テスト1位ということになっておりますが、食育というものは大変重要なことだと私は思います。これは町長にお聞きしたいんですけど、生活習慣病、今いろんな意味で特定健診を受けております。そういう中でこういう生活習慣病、糖尿病の人とか高血圧の人とか、町民に対しての食育ということ、メタボ対策とかいろいろあると思います。その辺町として、こうして小学生の子供たちを見ていると肥満児とかいます。そういう生活習慣病というものは子供たちに対しても低年齢化しておりますので、今は学校のことを教育長に聞いたんですけど、町としての食育のことについて、今、特定健診などいろいろされていてこれから改善されていくと思うんですけど、町の食育についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 町といたしましてもいろんな健診をしておりますし、またそんな方々には個人的にも危ないというようなことがあれ

ば個人的にも通知、お知らせして、それにはかかっていただけるようにしております。町民の方々に、いろんな団体がありますと、保健課の方々の出前講座や機会を通じながら食のことにつきましてもPRをし、それと同時に健診につきましても個人的、地域にも広めていきたいと思っております。

大変食育というものも大事でございます。肉、野菜、魚というようなPRもしているところでありまして、またパンフレットも作りましてPRしているところでもあります。

○議長（藤本一義議員） 5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 教育長にもう一つだけお聞きしたいと思います。地産地消ということで、学校給食のことを先ほど言われましたが、海外産、県内産、地元の食材を使っただけの自給率を高めるということをやっておいでと思っていますが、そういうことはパーセントで多分1年に一遍か調べていると思いますので、もし最近の数値が分かれば教えてくださいたいと思います。地元産です。

○議長（藤本一義議員） 堀内教育文化課長  
〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 それでは、食材の地元産等の比率についてご説明申し上げます。

21年度のデータでございますが、穀物類では主食のごはん、これについては「こしひかり」、たまに古代米を使っております。その2種類ですが、これは100%地元産ということでございます。

それからあと野菜類では、ネギ、馬鈴薯、玉ネギ、紫キャベツ、赤大根、かぶ、金糸うり、ころ柿など13種類、年間で1,300キロの使用となっております。

これらの比率については、品目での比率なんですけど、10%未満です。外国産のものについては、大体全体の15%未満であろうと思います。具体的には冷凍のブロッコリーと



か、エビ、バナナといった果物などがあります。肉類については、国内産ということになっております。残りの85%が国内産ということになりまして、その内地元のものは10%未満ということです。県内産については、地元も含めまして大体18%、20%を切っているような状態です。

現在国、県の食育計画における地場産物の使用目標割合というのは30%とされておりますが、そこまでいくにはなかなかまだ時間がかかるのではないかとこのように考えております。

○議長（藤本一義議員） 5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） それでは、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤本一義議員） 続いて、4番 堀江健爾議員

〔4番（堀江健爾議員）登壇〕

○4番（堀江健爾議員） それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

教職員の違法活動、日教組の偏向教育等についてお尋ねします。

北海道の教職員組合の民主党小林千代美衆議院議員の陣営に不正な資金を提供した疑いがもたれている事件は、3月1日に札幌地検が北教組の委員長代理以下幹部を政治資金規制法違反容疑で逮捕されるという重大な事態に至っていることはご承知のとおりでございます。

国の予算委員会で、鳩山総理も教員の政治的行為の制限を規定した教育公務員特例法に罰則を設けることを検討するとの答弁もありました。

今さら言うまでもありませんが、教職に就く人は政治的な中立性が求められ、子供、教育を導く立場の者は特定の党派に肩入れすることは論理上好ましくないとは誰でも分かる理屈であるかと思えます。

そもそも公立学校の教員が政治に関わるこ

とは、公職選挙法や教育公務員特例法などで禁じられております。日頃、児童や生徒にルールを守れと教えている先生が公然とルールを破って選挙活動をし、学校の行事まで介入していると言われております。選挙活動をしたいのなら教員、あるいは公務員を辞めて議員になるなり、一般町民として活動されることをおすすめしたいものであります。

そこでまず、教育委員長にお尋ねします。中能登町の小中学校における教職員の組合加入の人数、また、加入率についてお伺いいたします。

日教組の組合員の比率は27.1%と聞いていますが、石川県全体においても組合員の数と加入率について併せてお伺いいたします。

次に、中能登町における教職員の政治活動及び選挙運動についてお尋ねします。

教職員組合が適法に政治活動を行う限り、これは問題ございません。公務員は全体の奉仕者であり、教育基本法は特定の政党支持など政治的活動を学校に禁じられております。公立学校の教員は公務員であり、教育者として政治的中立が求められている立場であることはご承知のとおりであります。教職員の政治活動や選挙運動が禁止されているにもかかわらず、文科省の主任制度や学習指導要綱を否定し、いじめ等実態調査への協力を拒否するなどの政治的活動の有無等について、そういったことがあるかどうかについてお伺いいたします。

また、昨年8月の衆議院選挙の折、石川県教育長名で町への教育長宛に、教職員の選挙運動等についての通知があったと聞いておりますが間違いありませんか。併せてお伺いします。

次に、偏向教育についてであります。参議院の予算委員会でも取り上げられておりましたが、竹島をはじめとする日本の領土問題で北教組は韓国側の主張を学習資料に取り入れていると指摘され、鳩山総理はかなり偏った

意見を盛り込んだ指導をしている。正すべきは正していかなければならないと答弁しております。

そこで教育委員長、わが中能登町の学校では、このような偏向教育が行われていることはないとは信じていますが、実態はいかがでしょうか。もしあったとすれば、どのような指導をされているのかお伺いします。

政権交代がおこり、子ども手当だの公立高校無償を声高に言われており、社会全体で子育てをするとのことですが、本来、子育ては親がすべきであり、国やふるさと、親を愛する心を持った豊かな人間を育成していくのが学校教育であり、教師の役目だと考えます。子供は社会に育てられた、親は国から貰った子ども手当のお金を使っただけなんてことがないよう、親や教師に感謝の心を持てる子供たちに育ててほしいと願っております。

先日、テレビで石川県立盲学校の卒業式で、卒業生が「仰げば尊し」を歌っているのを見て、大変感激いたしました。私たちの時代では、定番であった「蛍の光」や「仰げば尊し」がなぜ歌われなくなったのか、これは時代の流れだけなのか。どこに問題があったのか。その考え方をもしよろしければお答えいただきたいと思います。

また、この時期、学校では卒業式の真っ盛りでございます。もう少しすれば入学式のシーズンになります。わが中能登町立の各学校では、式典のときに間違いなく国旗が掲揚され、国歌が斉唱されていると思いたいがかがでしょうか。その実態を併せてご答弁お願いしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 濱田教育委員長

〔濱田繁教育委員長登壇〕

○濱田繁教育委員長 堀江議員のご質問にお答えいたします。

教職員の組合加入の人数及び組合加入率についてでございますが、中能登町教育委員会では、教職員の組合への加入状況という個人

的な情報については調査しておりませんのでご理解のほどよろしくお願いたします。

次に、選挙活動の有無や実態についてのご質問ですが、常日頃より教職員の服務については町民の信頼を損なうことのないよう指導しているところでありますが、とりわけ選挙活動については、公務員として法に触れることのないよう、石川県教育委員会の通達を受け、町教育委員会としても注意を促しているところであり、さらに直接の上司である学校長からも指導をしております。そのため、法に触れるような実態はないものと思っております。

次に、偏向教育についてのお尋ねですが、中能登町の学校教育においては、教育基本法に則り、学校教育法を遵守し、学習指導要領に基づき行っているところであります。偏向教育をしているというようなことはないと確信しております。

「仰げば尊し」や「蛍の光」が歌われなくなったことについては、特に問題があったわけではなく、近年、卒業式で歌われる歌の傾向は、学校生活で培った友情や未来への夢に対する思いが感じられ、少年少女の感性に訴える内容のものが選ばれており、これは全国的な時代の流れであると考えています。

また、学校が行う式典における国旗掲揚並びに国歌斉唱につきましては、中能登町の全ての学校で整然と実施されています。

○議長（藤本一義議員） 4番 堀江健爾議員

○4番（堀江健爾議員） 教職員の選挙運動についての石川県教委からの通知があったということでございますが、この通知を受けて学校及び教職員に対してどのような対応をとられたか、どのような指導をされたかご説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 濱田教育委員長

○濱田繁教育委員長 石川県教育委員会から通知のありました教育公務員選挙運動禁止等

についての取り扱いにつきましては、町教育委員会から各学校に対して文書で通知するとともに、校長会の席で法に触れる行為を行うなど、町民の信頼を損なうようなことのないよう強く指導してきたところであります。

○議長（藤本一義議員） 4番 堀江健爾議員

○4番（堀江健爾議員） 強く指導されたということなんですが、ここに石川県からの教職員の選挙運動に対する通知が手元にあるんですが、この通知を見ますと、公職選挙法及び教育公務員特例法に定めているということで、町民の信頼を損なうことのないよう服務規律を確保せよという文書でございます。

ところで、その対応された結果ですが、中能登町の教職員で問題のある行動があったのか、なかったのか、その結果を教えてくださいませんか。お願いします。

○議長（藤本一義議員） 濱田教育委員長

○濱田繁教育委員長 実際に違反するような行為があったのか、なかったのかというお尋ねにつきましては、今、初めてそのようなお話をお聞きいたしまして、実情がどうかであったかは承知しておりませんが、衆議院議員選挙から既に6カ月以上も経過しておりますので、実態をつかむのは難しいのではないかと考えております。

今後は、このような疑念を持たれることのないよう、指導の強化に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 4番 堀江健爾議員

○4番（堀江健爾議員） なかったということなんですが、昨年8月の衆議院議員選挙の際、ある教職員が特定の候補者の署名活動や選挙運動を行い、演説会等でも応援演説を行ったということも風評といいますか、耳に入ったことがありますか、そういった公職選挙法及び教育公務員特例法に違反する行為は本

当になかったのかどうか。本当はないということになれば、把握していないのであれば、調査等をすべきとは考えますがいかがなものでしょうか。もし、あったとすれば教育公務員特例法には行政処分対象に留まっているということですので、どのような対応をとられるか、その点併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 濱田教育委員長

○濱田繁教育委員長 今、堀江議員さんの言われた実情といいますか、それについては承知しておりませんので、私どもとしては、大分時間が経っていることですし、ちょっと難しいかなという感じでおります。

○議長（藤本一義議員） 4番 堀江健爾議員

○4番（堀江健爾議員） これ以上聞いても時間が経っていたりして分からないということですのであまり深く、これ以上はしないということにしておきます。違法な政治活動で嚴重注意処分をしても平然として反省もしない教員が少なくないと聞いていたり、耳に入るわけなんです、このような違法な組合活動を見て見ぬふりをしていると、益々そういった教員が増えてしまいかねないと思いますが、しっかり対応し、子供たちの見本となるような教員であってほしいことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

## ◎散 会

○議長（藤本一義議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

最終日、19日、午後3時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時50分 散会



## 平成22年3月19日（金曜日）

### ○出席議員（19名）

1番	南 昭 榮	議員	11番	上 見 健 一	議員
2番	笹 川 広 美	議員	12番	宮 本 空 伸	議員
3番	諏 訪 良 一	議員	13番	若 狭 明 彦	議員
4番	堀 江 健 爾	議員	14番	岩 井 礼 二	議員
5番	宮 下 為 幸	議員	15番	西 村 秀 博	議員
6番	亀 野 富二夫	議員	16番	坂 井 幸 雄	議員
7番	甲 部 昭 夫	議員	17番	小 坂 博 康	議員
8番	藤 本 一 義	議員	19番	作 間 七 郎	議員
9番	古 玉 栄 治	議員	20番	杉 本 平 治	議員
10番	武 田 純 一	議員			

### ○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	土木建設課長	出 雲 修
副 町 長	小 山 茂 則	農 林 課 長	表 辰 祐
教 育 長	池 島 憲 雄	上下水道課長	長谷川 良 次
参事兼総務課長	永 源 勝	福 祉 課 長	坂 井 信 男
参事兼監理課長	澤 賢 造	保 健 環 境 課 長	大 森 一 義
参事兼住民課長	小 林 玉 樹	会 計 課 長	松 栄 哲 夫
企 画 課 長	広 瀬 康 雄	教 育 文 化 課 長	堀 内 浩 一
情 報 推 進 課 長	澤 伸 一	生 涯 学 習 課 長	吉 田 外 喜 夫
税 務 課 長	大 村 義 一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

〃 北 原 奈 緒 美

○議事日程(第1号)

平成22年3月19日 午後3時開会

日程第1 総務常任委員会委員長報告

日程第2 教育民生常任委員会委員長報告

日程第3 産業建設常任委員会委員長報告

日程第4 予算審査特別委員会委員長報告

日程第5 討論・採決

議案第2号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例について

議案第3号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について

議案第4号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第8号 中能登町公民館条例の一部を改正する条例について

議案第9号 中能登町ふるさと創修館条例の一部を改正する条例について

議案第10号 中能登町ふるさと交流センターを廃止する条例について

議案第11号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第12号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例について

議案第13号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第14号 中能登町ハウス村条例の一部を改正する条例について

- 議案第15号 中能登町上布会館条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 平成21年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第17号 平成21年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第18号 平成21年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第19号 平成21年度中能登町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第20号 平成21年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算
- 議案第21号 平成21年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
- 議案第22号 平成21年度中能登町水道事業会計補正予算
- 議案第23号 平成22年度中能登町一般会計予算
- 議案第24号 平成22年度中能登町老人保健特別会計予算
- 議案第25号 平成22年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第26号 平成22年度中能登町介護保険特別会計予算
- 議案第27号 平成22年度中能登町国民健康保険特別会計予算
- 議案第28号 平成22年度中能登町下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成22年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 議案第30号 平成22年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第31号 平成22年度中能登町水道事業会計予算
- 議案第32号 町道路線の認定について

## 日程第6 閉会中の継続審査

### (追加日程1)

- 日程第1 議案第33号 土地取得について
- 同意第1号 副町長の選任について
- 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

午後3時00分 開議

◎開 議

○議長（藤本一義議員） ご苦労さまです。

ただ今の出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（藤本一義議員） 日程第1から日程第3 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしております議案第2号から議案第22号まで、及び議案第32号、あわせて議案22件を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 岩井礼二議員

〔総務常任委員会委員長（岩井礼二議員）登壇〕

○総務常任委員会委員長（岩井礼二議員）

総務常任委員会における、審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

今定例会から付託を受けました議案7件については、3月8日及び11日の2日間、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第16号 平成21年度中能登町一般会計補正予算についてであります。

財産管理費では、工事請負費として旧烏屋新庄保育所を老朽化により解体し、「グループホームわくわく」を利用されている方々には瀬戸地区のふるさと交流センターを活用したいとの説明でありました。

この説明を受けて今後、施設の維持修繕、

補修等についての町の支出をどう考えているかとの質問に、町が協定を結んでいる、町内の指定管理者と同じ規定により実施する旨の回答を受けました。

次に、企画総務費の浴衣作成委託料について、300着で600万円を計上したとの説明を受け、高額ではとの発言に対しては、既製品ではなく、あくまでも地元産の布やデザインを使って製作するとの説明を受けましたが、執行にあたっては予算の範囲内で、できる限り沢山の方々に利用していただけるものとするよう要望をいたしました。

次に、議案第21号 平成21年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について、加入率は、当初40%を見込んでいたが35%であった。加入率アップのために加入金半額キャンペーンや臨時職員2名による加入促進を図っているとの説明を受けました。

この件に関しては、加入していただけない原因を分析し、より多くの方が加入していただくよう要望をいたしました。

なお、議案第4号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明では、先の人事院勧告により、職員の勤務、退庁時間を午後5時30分から5時15分とするものであり、15分の勤務短縮とする改正から、実質面で職員給与のベースアップの側面も含んでおり、1年間の時間短縮を金額換算すると、2,538万8,200円となります。職員の一層の業務精励に期待するとの要望をしておきました。

以上、主な質疑の概要は申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案7件につきましては、全会一致で可決をいたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。



以上で、総務常任委員会での報告を終わります。

○議長（藤本一義議員） 次に、教育民生常任委員会委員長 西村秀博議員

〔教育民生常任委員会委員長（西村秀博議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（西村秀博議員） 教育民生常任委員会における、審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

今定例会で付託されました案件は、議案10件であり、執行部から説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第8号 中能登町公民館条例の一部を改正する条例については、とりや公民館の機能を、ふるさと創修館へ移行するものであるとの説明を受け、公民館にあった額や絵画等の今後の管理、取り扱いについてはどの問いに、創修館やまなびや館等へ移し、備品として登録されていたものは、そのまま備品として登録するとの回答を受けました。

次に、議案第11号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例については、障害者の対象を身体障害者の方だけでなく、精神及び知的障害者の方も対象にし、財政的に厳しい折、一般財源からの持ち出し経費を少しでも減らして施設を継続、また、施設間の料金のばらつきをなくしたいとの説明でありましたが、せめて障害者の方だけでも据え置きにするよう検討してほしいとの意見があったことを申し添えておきます。

続けて、議案第12号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例については、利用料金が上がることで、町外からの利用者が減るのではないかとどの問いに、施設のサービス等の面を向上し、できるだけ来ていただけるようにしたいとの回答を受けました。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員

会に付託されました議案10件につきましては、いずれも全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（藤本一義議員） 次に、産業建設常任委員会委員長 諏訪良一議員

〔産業建設常任委員会委員長（諏訪良一議員）登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（諏訪良一議員） 産業建設常任委員会における、審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

今定例会から付託を受けました議案7件については、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第14号 中能登町ハウス村条例の一部を改正する条例については、花の栽培の事業を廃止し、使用目的を農業・地域振興に変更、使用料を1㎡あたり100円から10円に変更する。ただし、光熱水費は含まないとの説明を受けました。

現在の申し込み団体はどの質問に、認定農業者89人に施設利用意向調査を行った。後日、東馬場の農事組合法人アグリ馬場と町シルバー人材センターの2社から利用したい旨の意思表示があったとの回答でありました。

また、ハウス村の農機具等、備品の今後の対応はどの質問には、軽トラックについては町の公用車として使用したい。また、ホイローダー等は有償で譲るかメーカーへの売却を考えているとの回答でありました。

次に、議案第15号 能登上布会館条例の一部を改正する条例について、開館時間、休館日等の決定理由はどの質問に対して、隣接する商工会デザインセンターとの協議を行い、実態に合わせた時間帯としたとの回答を

受けました。

次に、議案第 16 号 平成 21 年度中能登町一般会計補正予算についてであります。

観光振興費で、工事請負費 1,500 万円の内容はとの質問に対して、町内に観光看板 17 基を設置し、中能登町観光スポットを P R するものとの説明を受けました。

委員会からは、案内看板のコース等は、地域における意見を考慮して設置を行うようにすべきとの要望をいたしました。

続いて、下水道事業では、下水道台帳システム新規データ構築で、当初予算の約半分の実績となった理由はとの質問に、入札残であるとの回答でありました。

また、下水道加入率の現状はとの質問に対しては、町全体で 77%弱であるとの回答を受けました。

公共下水道施設管理の委託料では、下水道汚泥共同処理施設、汚泥制御システム性能目標調査についての減額理由と時期についての質問があり、下水道汚泥共同処理施設については、七尾市と共同で汚泥乾燥事業を行っていたが、昨年 7 月末で中止し、12 月末に精算額が決定したため今回減額したもののとの回答でありました。

また、汚泥制御システム性能目標調査について、汚泥の一定基準の減量が見込めないことにより、契約せず、減額したとの説明を受けております。

次に、議案第 20 号 平成 21 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算では、二宮あおば台に残っていた 1 区画が売れて完売となり、また、西馬場ゆりが丘においては 35 区画中、21 区画が売れて、14 区画が残っているとの説明を受けました。今後も、この 14 区画の完売にむけて、より一層努力されるよう要望をいたしました。

続いて、議案第 32 号 町道路線の認定についてであります。

小田中地内の延長 152 m を町道 KA-330

号線、小竹地内の延長 184.5 m を町道 KB-333 号線と認定したい旨の説明を受けております。

以上、主な質疑の概要は、申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案 7 件は、全会一致で可決をいたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、産業建設常任委員会での報告を終わります。

#### ◎質 疑

○議長（藤本一義議員） 以上で、各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 質疑がないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 3 時 18 分 休憩

午後 3 時 45 分 再開

○議長（藤本一義議員） 再開いたします。

日程第 4 予算審査特別委員会委員長報告  
これより本定例議会から付託をしております議案第 23 号から議案第 31 号までの議案 9 件を、一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 作間七郎議員

〔予算審査特別委員会委員長（作間七郎議員）登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（作間七郎議

員) 予算審査特別委員会における、審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る3月10日から12日の3日間にわたり開催し、町執行部及び関係課長、課長補佐等の出席を求め、本定例会より付託を受けました平成22年度各会計予算の議案9件について、予算内示会資料及び提案理由の説明書等を参考にし、慎重に審査を行いました。

その経過並びに結果について簡潔にご報告申し上げます。

付託議案における、委員会採決の結果について、ご報告いたします。

議案第23号 平成22年度中能登町一般会計予算

議案第24号 平成22年度中能登町老人保健特別会計予算

議案第25号 平成22年度中能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成22年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第27号 平成22年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第28号 平成22年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第29号 平成22年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第30号 平成22年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第31号 平成22年度中能登町水道事業会計予算

以上9件については、議案第25号及び議案第27号、以上2件は賛成多数で可決することと決定し、議案第23号及び議案第24号、議案第26号、議案第28号、議案第29号から議案第31号、以上7件は全会一致で可決と決定いたしました。

次に、委員会の審査の過程において、委員各位より出された指摘、要望事項については、委員会会議録に詳細に記載しております

が、特に指摘、要請のあった事項を申し上げます。

1点目は、長引く厳しい経済状況のもと、町税の滞納が年々増加しているが、現状の税に対する信頼を高め、正直な納税者が意欲を損なうことのないよう対応を講じ、徴収に努力されたい。

2点目は、職員は、町ホームページやシンボルマーク等々、各課関係業務に関して業務委託だけではなく、職員自らが制作に携わるなど、自己能力をさらに高め、研鑽されるよう要望する。

3点目は、常に町祭等の企画立案がマンネリ化せず、真に町民に喜んでいただけるような事業を検討されたい。

4点目は、超高齢化社会における要介護者の増加を予防するため、各種介護予防事業を地域ぐるみで展開し、安心安全な地域密着型の介護予防事業をより一層推し進められたい。

以上、委員各位からの意見、提言、留意事項を真摯に受け止め、速やかに反映されるよう申し添えておきます。

なお、そうした中で特に申し上げたいのは、自主財源確保に努力されるよう、さらに協議を進めていただくよう強く望むものがあります。

当町におきましても、町税、地方交付税の減額を見込んだ厳しい財政状況の中ではありますが、多様化する町民のニーズに応えるため、限られた財源を計画的・重点的に配分し、町民の幸せと将来の町発展のため主要な施策、事業を厳選した中で厳正に執行されるよう要請をしておきます。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長(藤本一義議員) 委員長の報告が終

りました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 質疑がないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

### ◎討論・採決

○議長（藤本一義議員） 日程第5 討論・採決

これより、上程議案 議案第2号から議案第22号まで、及び議案第32号、あわせて議案22件について、一括して討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第2号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例について

議案第3号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の一部を改正する条例について

議案第4号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

以上、議案5件について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号から議案第6号までの議案5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 中能登町公民館条例の一部を改正する条例について

議案第9号 中能登町ふるさと創修館条例の一部を改正する条例について

議案第10号 中能登町ふるさと交流センターを廃止する条例について

以上、議案3件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第8号から議案第10号までの議案3件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号 中能登町健康ハウス憩条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号 中能登町ハウス村条

例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 中能登町上布会館条例の一部を改正する条例について

以上、議案 2 件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第 14 号及び議案第 15 号の議案 2 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号 平成 21 年度中能登町一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号 平成 21 年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第 18 号 平成 21 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第 19 号 平成 21 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第 20 号 平成 21 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第 21 号 平成 21 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第 22 号 平成 21 年度中能登町水道事業会計補正予算

以上、議案 6 件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第 17 号から議案第 22 号までの議案 6 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号 町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 23 号から議案第 31 号までの議案 9 件について、一括して討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

20 番 杉本平治議員

〔20 番（杉本平治議員）登壇〕

○20番（杉本平治議員） それでは、提出されております議案について、私の立場で討論に参加をいたしたいと思えます。

議案第 25 号 平成 22 年度中能登町後期高齢者医療制度特別会計予算であります。

同制度は、2006 年、自民党、公明党両党が強行した医療改革法で導入が決められました。後期高齢者として、75 歳以上の方が該当するわけであります。

これまでに、後期高齢者の方々は国保会計やけんぽを脱退させられて同制度に組み込ま

れたのであります。私も同様であります。この制度がつくられた目的は、ある元厚労省の幹部は、これは姥捨山だということによって批判をしております。多くの高齢者に認知症の問題がみられる。いずれ避けることができない死を迎えることをあげているのであります。新しいことわざの中に「子供叱るな来た道じゃ、老人笑うないずれ行く道じゃ」という、そういうことわざがあることを発言しておきたいと思えます。

続いて、議案第 27 号 平成 22 年度中能登町国民健康保険特別会計予算であります。

この中で、説明を受けました平成 21 年度の県内平均の税額では、国保保険料の中で県内では 17 番目にあたり、負担は下位に位置付けられていると、そういう説明でありました。

ただ、その中で私は、能登の過疎の中での自治体が、3 市町村がいずれも中能登町を下回っている下位にあること。この点に私は注意を払うべきではなかろうかと考えております。

次に、国保会計における滞納額であります。2009 年 10 月で 1 億 703 万円があることであります。今度の増税によって益々滞納額が増加することにならないか心配されるわけであります。ただ、幸いなことに、中能登町は県内の中におきましても、滞納者におきまして平成 21 年 6 月現在で資格証明書の発行は 0 であります。短期保険証の発行が 13 件になっております。私は、滞納者にはそれぞれの理由があろうかと考えております。今後とも、中能登町として保険証の取り上げをしないようにしていくことが、やはりこの町を暮らしのしやすい町にする一番の道でなかろうかと考えています。

医療にかかるときの命綱である保険証であります。町民の命を守る行政の目的であることを私は指摘して、討論を終わりたいと思えます。

○議長（藤本一義議員） ほかにございませ  
んでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようでありま  
す。

それでは次に、賛成討論の発言を許します。

9番 古玉栄治議員

〔9番（古玉栄治議員）登壇〕

○9番（古玉栄治議員） 私は、議案第25  
号 平成22年度中能登町後期高齢者医療特  
別会計予算についての賛成討論を行います。

後期高齢者医療は、75歳以上の全ての高  
齢者が加入し、年々増加する高齢者にかかる  
医療費の一部を負担しながら、その高齢者を  
支える世代からの支援と自らの保険料で賄う  
こととされているものであります。現行制度  
の予算計上は、確実に必要とされるものであ  
ります。予算審査特別委員会においても、慎  
重に審議され適当であると認められているも  
のであります。よって、議案第25号につい  
て賛成するものであります。

続いて、議案第27号 平成22年度中能  
登町国民健康保険特別会計予算についての賛  
成討論を行います。

年々増加する医療費は、国民健康保険財  
政を圧迫しております。国民健康保険は、加  
入者の相互の扶助により成り立つものであり、  
今回、保険税率を改正し、国保財政の健全化  
を図るものであり、予算審査特別委員会にお  
いて、慎重に審議されております。よって、  
議案第27号についても賛成するものであり  
ます。以上で、賛成討論を終わります。

○議長（藤本一義議員） そのほか、ござい  
ませんかでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようでありま  
す。

以上で討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

議案第23号 平成22年度中能登町一般

会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で  
原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定するこ  
とに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員でありま  
す。

よって、議案第23号は、原案のとおり可  
決されました。

次に、議案第24号 平成22年度中能登  
町老人保健特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で  
原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定するこ  
とに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員でありま  
す。

よって、議案第24号は、原案のとおり可  
決されました。

次に、議案第25号 平成22年度中能登  
町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたし  
ます。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、賛成多数で  
原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定するこ  
とに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数でありま  
す。

よって、議案第25号は、原案のとおり可  
決されました。

次に、議案第26号 平成22年度中能登  
町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で

原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号 平成 22 年度中能登町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、賛成多数で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号 平成 22 年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第 29 号 平成 22 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第 30 号 平成 22 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第 31 号 平成 22 年度中能登町水道事業会計予算

以上、議案 4 件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤本一義議員） 起立全員であります。

よって、議案第 28 号から議案第 31 号までの議案 4 件については、原案のとおり可決

されました。

### ◎追加日程

○議長（藤本一義議員） お諮りいたします。

ただ今、杉本町長より、議案第 33 号 土地の取得について、同意第 1 号 副町長の選任について及び同意第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上、議案 1 件、同意 2 件が提出されました。

これを、日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

議案第 33 号、同意第 1 号及び同意第 2 号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後 3 時 19 分 休憩

午後 3 時 20 分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 日程第 1 を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 提案理由の説明をいたします。

本日、追加提案をいたしました議案についてご説明申し上げます。

最初に、議案第 33 号は土地の取得についてであります。

古墳公園とりや拡張用地について、かねてより土地改良事業の創設換地において、公園を拡張する用地取得を予定していましたが、今回財産管理人との話し合いがつき、古墳公



園芝生広場に隣接する用地 1 万 3,683㎡を新たに取得するものであります。

次に、同意第 1 号は副町長の選任についてであります。

副町長として、この 4 年間の実績と豊富な行政経験を踏まえまして、久江ホ部 112 番地 小山茂則氏を再任するものであり、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

最後に、同意第 2 号は人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員候補者として、これまで長く人権擁護委員としてご活躍されている実績を踏まえまして、金丸又れ部 9 番地 横町淑子氏を推薦するものであり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案等の概要について説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なる審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤本一義議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第 33 号について、質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

議案第 33 号 土地の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 33 号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（藤本一義議員） 起立多数であります。

よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、同意第 1 号 副町長の選任について、及び同意第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、人事案件であり、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

同意第 1 号 副町長の選任については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第 1 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、挨拶の申し入れがありますので、これを許します。

○小山茂則副町長 一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今は、議員の皆様方の格別なるご配慮によりまして私の副町長としての選任をご同意いただきまして誠にありがとうございます。

今、改めてこの職責の重さを痛感いたしているところでございます。今後とも杉本町長をお支えし、町政の伸展、中能登町の町民の皆様が住んでよかったと言っていただける町づくりのために邁進するつもりであります。今後とも議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げましてお礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤本一義議員） 次に、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### ◎閉会中の継続調査

○議長（藤本一義議員） 日程第6 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただ今、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

た。

#### ◎閉議・閉会

○議長（藤本一義議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成22年第2回中能登町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時27分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 藤 本 一 義

署名議員 坂 井 幸 雄

署名議員 小 坂 博 康